
平成23年 第2回(定例)南 部 町 議 会 会 議 録(第3日)

平成23年3月9日(水曜日)

議事日程(第3号)

平成23年3月9日 午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 議事日程の宣告
日程第3 町政に対する一般質問
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 議事日程の宣告
日程第3 町政に対する一般質問
-

出席議員(13名)

1番 板 井 隆君	2番 仲 田 司 朗君
3番 雑 賀 敏 之君	4番 植 田 均君
6番 杉 谷 早 苗君	7番 赤 井 廣 昇君
8番 青 砥 日出夫君	9番 細 田 元 教君
10番 石 上 良 夫君	11番 井 田 章 雄君
12番 秦 伊知郎君	13番 亀 尾 共 三君
14番 足 立 喜 義君	

欠席議員(1名)

5番 景 山 浩君

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 ————— 谷 口 秀 人君 書記 ————— 伊 藤 真君
書記 ————— 本 田 秀 和君
書記 ————— 岡 田 光 政君
書記 ————— 吉 持 美奈子君

説明のため出席した者の職氏名

町長 ————— 坂 本 昭 文君 副町長 ————— 藤 友 裕 美君
教育長 ————— 永 江 多輝夫君 病院事業管理者 ——— 田 中 耕 司君
総務課長 ————— 森 岡 重 信君 財政室長 ————— 唯 清 視君
企画政策課長 ——— 長 尾 健 治君 地域振興統括専門員 — 仲 田 憲 史君
税務課長 ————— 分 倉 善 文君 町民生活課長 ——— 加 藤 晃 君
教育総務専門員 ——— 中 前 三紀夫君 病院事務部長 ——— 陶 山 清 孝君
健康福祉課長 ——— 前 田 和 子君 保健対策専門員 ——— 櫃 田 明 美君
建設課長 ————— 三 鴨 義 文君 上下水道課長 ——— 頼 田 泰 史君
産業課長 ————— 景 山 毅 君 監査委員 ————— 須 山 啓 己君

午前 9 時 0 0 分開議

○議長（足立 喜義君） おはようございます。ただいまの出席議員数は 13 人です。地方自治法第 113 条の規定による定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（足立 喜義君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 118 条の規定により、次の 2 人を指名します。

3 番、雑賀敏之君、4 番、植田均君。

日程第 2 議事日程の宣告

○議長（足立 喜義君） 日程第 2、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第3 町政に対する一般質問

○議長（足立 喜義君） 日程第3、町政に対する一般質問を行います。

順序は通告の順とし、順次、質問を許します。

初めに、6番、杉谷早苗君の質問を許します。

6番、杉谷早苗君。

○議員（6番 杉谷 早苗君） 皆さん、改めましておはようございます。6番、杉谷早苗です。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従って2項目について質問をいたします。

質問の冒頭に当たり、1月23日には天萬庁舎がリニューアルオープンとなり、新しい南部町に衣がえをいたしました。町民の皆様とともに祝いたいと思っております。

それでは、初めに赤猪岩神社と清水井についてお尋ねいたします。

平成23年、2012年には古事記が編さんされた712年から来年で1300年を迎えます。我が町には、古くから古事記に登場する神話の伝承があります。神話はフィクションではないかともされてきました。しかしながら、神話の生まれた考古学的遺物として昭和59年、1984年に簸川郡斐川町の荒神谷遺跡から銅剣358本、銅鐸6個、銅矛16本が出土し、平成8年、1996年には加茂岩倉遺跡より銅鐸39個が出土いたしました。そして、平成12年、2000年には出雲大社境内の発掘調査で巨大な柱が出土し大きな話題になったことは、皆様よく御存じで実際に足を運ばれた方も多くおいでのことと思います。1つの遺跡の発見により、それまでの定説や歴史のイメージが一挙に変わり、神話についても大きく見直されてきております。このように、古代史に焦点が当たり大きく取り上げられ論じられている中、来年、古事記編さん1300年を迎えることは、大変意義深いものであると思っております。

我が町の赤猪岩神社と清水井は、この古事記において大国主命が落命しよみがえったと伝えられており、この場所の写真や地図が紹介されている書籍など既に出版されております。私は、このような機会に、神話に縁の薄い若い人や子供たちに我が町をしっかりと知ってもらいたいと思います。それと同時に、南部町を大いにアピールし、南部町100選の紹介に広がっていくことを願っております。執行部におかれましても、素早い情報対応により赤猪岩神社と清水井周辺の環境整備がなされているものと思ひ、このたびの通告をいたしました。

そこで、4点についてお尋ねいたします。

1点目は、整備計画のスケジュールをお尋ねいたします。2点目といたしまして、赤猪岩神社や清水井の場所から町内の史跡や緑水園などの他の施設への案内板、つまり町内マップのようなものが、このようなものの設置が十分予定されておりますでしょうか。3点目は、広報のためイ

ベントとして、例えば講演会とかウォーキングとか、このようなものの計画を考えておられますでしょうか。4点目です。神話に関連したお土産などの開発を奨励し、そして支援をされてはいいかがでしょうか。

次に、失礼いたしました。順番を間違えておりました。次に、2つの公立図書館の課題について質問をいたします。

初めに、法勝寺図書館についてはうれしいニュースがありました。開館以来の貸出冊数が100万冊に達成いたしました。記念セレモニーの報道を、新聞や広報なんぶで拝見し、とても喜ばしく思っております。本当におめでとうございます。そして、改めてお祝い申し上げます。

さて、天萬図書館が新設され、南部町に2つの図書館が誕生し、町民の皆様により身近に情報提供環境が整いともうれしく思います。私は、新しい天萬図書館の郷土資料コーナーで1冊の本を目にいたしました。それは、「会見町に図書館を」という20ページから成る会見町立図書館設置基本構想で、平成7年2月に会見町図書館設置検討委員会が編さんされたものでした。ページをめくりますと、時代背景、現状、設置の検討の端緒及び経過、図書館の基本的考え方、町民の意識調査の結果の概要、図書館の具体像、このようなものでございます。最後には、設置委員会の方の名簿もあり、学会の方のお名前が記してありました。

私は、こんなに熱望されていた図書館がこんなに心地よい図書館として実現したということに、改めてかかわられた方の御苦勞に感謝申し上げます。しかしながら、ここで満足してはなりません。他の町村にはない、この恵まれた環境を十二分に活用するためにも、戦略的に特徴づけた運営を図るべきではないかと思えます。

そこで、3点についてお尋ねいたします。

図書館としてあるべき基本姿勢に加え、2つの図書館をそれぞれどのような特徴を持たせたいとお考えでしょうか。次に、図書館運営審議会の設置について、以前に引き続きお尋ねいたします。図書館支援については、実績を残しておられるグループ葉の会や、おはなし・ドンさんなどがしっかりと支えておられ、力強く思っております。しかし、2つある図書館がより魅力的であるために図書館運営審議会の設置は早急に取り組むべきことではないかと思えます。図書館運営審議会の設置についての御見解をお尋ねいたします。

3点目は、ホームページの中に記録を保存できる個人ロッカーのような機能の設置について質問いたします。これは、平成19年12月議会でも質問いたしました。内容について、いま一度申し上げますと、町立図書館のホームページにアクセスし、そこから例えばイメージとしては貸し金庫のようなファイルを設置するというものです。この貸し金庫のようなファイルに、日々の

楽しかったこと、うれしかったこと、悔しかったこと、そして世界や身近なニュースなど自由に書いておくというものです。これらの作業は小学生からでもでき、そして長じて学業や就職のために南部町を離れてもいつまでもどこからでもアクセスできます。つまり、海外など世界のどこからでも南部町の町立図書館に自分の居場所を確認できるというシステムです。ですから、どのような環境になっても、自分の足跡は散逸いたしません。

ここにアクセスするたびに、ふるさとを思い自分を見詰めることにより、おのれを励まし支えてくれる役割をしてくれると思います。常に南部町が寄り添っていくのではないかと思います。心は南部町に置いてある、そういった役割をしてくれると思います。これらのことは、人間関係が希薄になりがちな現代においては重要な位置づけをされると思います。

自分史をつくるという、この第一歩からこのような考えでしたら、南部町の歴史の行間を埋めるものとして意義あるものと思っておりました。しかし、側面、このようなものがとても大事だということの助言をいただいた経過があります。教育委員会では、近年大きな事業が重なりお忙しい大変なことは十分に理解をしております。しかしながら、提案をしております意を酌み取っていただき、引き続いての御検討をお願いいたします。

以上、2項目について、この場での質問を終わります。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 杉谷議員さんの御質問にお答えをしております。

最初に、赤猪岩神社と清水井についてでございます。南部町には、古事記の中で神話の舞台として登場する赤猪岩神社や清水井を初めとする地域の資源といえる場所がたくさんございます。これらの地域資源を活用し、観光振興や地域の振興を図り、南部町の知名度や交流人口の増加につなげたいと考えております。

そこで、整備計画の内容とスケジュールについて、御質問にお答えをしております。先ほど、議員が言われましたとおり2012年には古事記編さん1300年を迎えますので、今年度はまず赤猪岩神社と清水井の地域資源として調査事業を行っております。内容としましては、赤猪岩神社と清水井をつないでいた山の中に古道がありますので、伐倒や草刈り、標識の設置などを行い、歩くことのできる道に整備をいたします。また、清水井は専門機関で湧水の利用や水質調査を行っております。

あわせて、南部町における古事記編さん1300年に向けたホームページも作成中でございます。内容には、赤猪岩神社や清水井にまつわる古事記の話をアニメーション化したり、整備状況の紹介を入れて、わかりやすく興味を持っていただける構成を心がけています。また、新年度は

建設課において、町道赤猪岩神社線改良事業を予定しており、現在の狭い幅員を拡幅整備する計画です。あわせて、神社付近に観光バスが駐車できる駐車場の整備も行う計画です。この線は、赤猪岩神社へ車で行ける唯一の路線ですので安全な道に改良することで、観光、集客に役立つものと考えております。

次に、史跡や緑水園など他の施設への案内板、町内マップなどは十分であるかという御質問でございます。古事記編さん1300年を機会に、町内の古事記ゆかりの場所はもちろん、南部町内のさまざまな観光施設へも来訪者をいざなう仕組みを構築したいと考えております。赤猪岩神社、清水井を初めとし、現状ではまだ案内板、町内マップは不十分ですので、順次整備を検討してまいりたいと考えています。その際、来訪者にわかりやすいことはもちろんですが、さきに選定されたなんぶ100選を生かす形での整備も必要であると思っております。

また、イベントは予定しているかということでございますけれども、1300年に向けて、ことしは前の年となり町内の機運を高めるためにも非常に大切な1年になると思っております。環境の整備とともに、古事記と南部町のつながりを再認識し、プレイベントとして記念の講演会などを開催したいと考えております。

また、杉谷議員の御提案のとおり古道の整備もできますので、ウォーキングなどの開催も楽しいイベントになるのではと思っておりますので、検討させていただきます。あわせて地域の皆様とともに、この1300年を迎える気持ちが盛り上がるようなイベントの開催を計画したいと思っております。

最後の御質問であります、土産物の開発を奨励し支援をしてはどうかとお尋ねでございます。観光に来られる方はその土地にしかない特産品や土産物を楽しみにされております。地域の産物を活用した土産物ができれば経済的にも地域振興を図ることができると思っております。町内の産物をうまく活用してもらい、南部町ならではの土産物ができれば大変喜ばしいことですので、南部町内の事業所や加工グループ、また自主事業の展開を計画している各振興協議会などから町内の産物を利用した新たな土産物などの開発や、現在既にある特産品や加工品の磨き上げによる土産物の開発案を募集いたしまして、開発に必要な経費の一部を助成する計画にしております。特産品や土産物などにつきましては、これらとあわせて町内の企業、商店にも御相談申し上げたいと考えております。

以上のとおり、2012年の古事記編さん1300年に向けて、神話の舞台である南部町をアピールし交流人口の増加につながることで、地域が元気になるきっかけづくりを目指していきたいと考え、事業を計画しています。なお、新年度は南部町全体の観光資源について、情報の集約、

磨き上げを通じて、幅広く意見や企画することで観光を活用した町の活性化を進めるために、担当課以外の職員、観光関連の専門家、また連携を進めております鳥取大学などで構成した観光振興のプロジェクトチームをつくる予定です。

また、鳥取県も島根県と連携し23年度から4年度には観光振興のテーマの一つに、古事記編さん1300年を上げておられ、赤猪岩神社も重要なポイントの一つとして注目していただいておりますので、プロジェクトチームに参加していただきまして南部町の観光振興に御助言や御協力をいただきたいと考えております。ぜひ、町民の皆様にも御理解をいただきまして、地域資源を町の宝として広く町外へ紹介できるように、各方面より御意見をちょうだいしながら町全体の活性化を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解と御協力をお願いを申し上げまして、答弁とさせていただきます。

次に、2つの公立図書館の課題につきましてでございます。この図書館の件につきましては、教育長の方から答弁をいたしますので、よろしく申し上げます。

○議長（足立 喜義君） 教育長、永江多輝夫君。

○教育長（永江多輝夫君） 杉谷議員さんの御質問にお答えをしております。

先ほどもありましたように、ことし1月23日、天萬庁舎1階に天萬図書館をオープンをし、法勝寺図書館と合わせ、町内に2つの図書館を有する町となりました。町内に2つの図書館を有する町はほかにもございますけれども、規模的には県内町村の中ではトップレベルに位置するのではないかと御指摘を、県立図書館の関係者の方より伺っております。そういった意味におきましても、皆様の暮らしに役立つ図書館としてしっかりとした成果につなげるべく、気を引き締めているところでございます。

まず、1点目の御質問は基本姿勢の上にそれぞれどんな特徴を持たせたいと考えているのかというお尋ねでございます。両図書館に共通をいたします本町立図書館の基本理念としましては、1つ、すべての町民が親しみやすく使いやすい図書館であること。2つ、暮らしに役立つ情報提供のできる図書館であること。3つ、町民のさまざまな活動を支援をする資料と情報が提供ができる図書館であること。4つ、子供たちの豊かな未来を応援をする図書館であること。5つ、町の文化を大切にする図書館であること。この5つの基本理念をもとに、図書館の運営と経営に努めてまいります。

また、議員の御指摘にもありましたように、2つの図書館はそれぞれに特色を持たせながら一体的に運営をしております。まず、法勝寺、天萬、どちらの図書館を御利用いただいても、その基本的なサービスは同様であります。町民の皆様のご生涯にわたる読書と学習のお手伝い、日常

生活の中での課題解決にしっかりと役立たせていただきたいと考えております。なお、町立図書館としての対外的な窓口は引き続き法勝寺図書館が担ってまいります。

こうした基本的な図書館サービスを前提としまして、天萬図書館では複合施設であることのメリットを生かした農業を中心とした産業分野の充実、特産物や観光等の情報も積極的に発信をしております。また、町の歴史を残していくことは図書館の大切な使命でありますので、郷土資料の収集、保存、活用に力点を置くとともに、拡大読書機器等の福祉機器を設置いたしまして、視覚に御不自由のある方へのサービスも充実をしたいと考えております。

法勝寺図書館の方は、基本的にはこれまでの運営を継続をし、小学校や病院が近いことを踏まえ、学校図書館への支援や子育て支援を中心に、闘病記文庫の充実、ビジネス支援の強化に取り組んでまいります。また、規模的に十分でなかった閲覧席の充実につきましては、新年度中に増設をしたいと考えております。

次に、図書館運営審議会の設置は早急に取り組むべきとの御指摘でございます。図書館運営や、そのサービスのあり方について利用者の皆様の声を反映することは、皆様の暮らしの役に立てる図書館を目指す上で極めて重要な視点と考えております。具体的には、利用者代表による図書館協議会のようなものを構想いたしておりまして、条例に基づく運営審議会というような形は現段階では想定はいたしておりません。いずれにしましても、暮らしの中に息づく図書館としてしっかりと皆様の声が聞けるよう、平成24年度を目途にそういった仕組みを立ち上げたいと考えております。なお、現在、県内の公立図書館のうち、おおむね3分の2の図書館がこういった仕組みを導入をしている現状にあることを申し添えておきたいと思っております。

次に、平成19年12月定例議会で御提案いただきました図書館のホームページに個人記録を蓄積できるロッカーのような仕組みづくりの実現を引き続き検討するようにとの御要望でございます。そのときにもお答えいたしましたかと思っておりますが、図書館に求められている地域情報センターとしての機能の観点から、極めて興味深い御提案であり検討してみたい旨のお約束をいたしております。その後、新しい図書館の開設問題もあり十分な検討ができていない側面もございますが、おおむね2つの課題があるように思っております。

1つは、基本的には個人情報でありますので、図書館として持っている資料を広く住民の皆様にご利用していただくという観点からはいささか問題もあるのではないかと考えております。もう1点は、前回のときにも若干懸念を申し上げましたが、個人情報保護の問題をどうクリアするのか、またそういったシステムを立ち上げる経費の問題もあります。さらには、全国的に見て、こういった取り組み事例が見当たらないなど、解決しなければならない課題も少なくございません。

御提案の趣旨は、可能な限り尊重させていただき図書館として何ができるのか、先ほどお答えをいたしました図書館協議会の御意向もお伺いをしながら、引き続き調査、研究、検討をさせていただきたいと考えていますので、よろしくお願いいたします。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（足立 喜義君） 6番、杉谷早苗君。

○議員（6番 杉谷 早苗君） 杉谷です。十分な答弁をいただいております、この上何をという思いをいたしますが、もう少し詳しくお話を伺ってみたいと思います。

初めの、赤猪岩神社と清水井については本当に強い気持ちで取り組まれておることがよくわかって、本当に頼もしい限りだと思えます。そして、赤猪岩神社につきましては道幅の幅員を広くして、そして観光バスでも入れるようにというようなことで、幅員を広くするということの予算は今回提案されておりますが、駐車場の広さというものはどのようにお考えなのか、観光バスは1台なのか、2台なのか、3台なのか。そして、そこのところでUターンできてってというような利便性も考えられた広さなのかということをお尋ねいたします。

○議長（足立 喜義君） 建設課長、三嶋義文君。

○建設課長（三嶋 義文君） 建設課長です。今現在の計画では、大型バス何台とまで確定しておりませんが、担当課の思いとしては二、三台はとめれるようなスペースが欲しいなというふうに思っております。以上です。

○議長（足立 喜義君） 6番、杉谷早苗君。

○議員（6番 杉谷 早苗君） 二、三台がとめれるということは、本当に頼もしいと思います。それだけの発展ができてくる場所であってほしいことも願っております。

そういたしますと、今も現在トイレがございまして、私は場所がそこにあるということは聞いておりますが確認はしておりません。しかしながら、けさ出るときにも言うておりました、トイレは現代においてすごく重要なものであって、それから今は「トイレの神様」というのがはやっております。赤猪岩神社の神様も大事ですが、トイレの神様も大事ですので、ぜひともこういうことも検討していただきたいと考えております。

それから、清水井についてでございます。水質検査をなされたということですが、その結果についてはどのような報告をいただいておりますでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 企画政策課長、長尾健治君。

○企画政策課長（長尾 健治君） 企画政策課長でございます。清水井の水質検査については、詳細なものが近日中に仕上がってくる予定でございますので、まだ手元に届いておりませんとこ

ございます。ただ、概要につきまして聞いております範囲では飲料に適するかつ、ミネラル分がよそよりも豊富であるというところですが、具体的な値についてはこれから参りますので、もう少しお待ちくださいませ。以上です。

○議長（足立 喜義君） 6番、杉谷早苗君。

○議員（6番 杉谷 早苗君） 私は、この結果がどんなものなのかなということを非常に楽しみにしておりました。飲料に適するっていうもので、豊富にあるというものであれば、何らかの今はやりの飲料水としてもできますし、もしそれができなければ何かちっちゃいようなキーホルダーにちょっとつけて、これですよ、よみがえりの水に関連してるのはこれですよというようなことの、そういうもんもできるのではないかと思います。これは、先日友達がエジプトに参りまして砂漠の砂を見せてくれました。ああ、こういうもんでも観光資源になるんだなということで、思いつきました。

それと、清水井の周りっていうのは、先ほど町長が古道を整備してサイクリングでもできるよくなっていることを言ってくださったんですが、そこに行くには単独で行った場合の駐車場っていうことは考えておられるんでしょうか。私は、その場所っていうものがはっきりとよくわかっておりませんので、赤猪岩神社と清水井をセットで回るっていうときには必ず駐車場問題も出てくると思います。そんなに、すぐお隣いうわけになりませんので、そのあたりはどのようにお考えでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 企画政策課長、長尾健治君。

○企画政策課長（長尾 健治君） 企画政策課長でございます。清水井に現在、専用の駐車場というものはございませんので、これから、また地元の皆様と御相談しながらそういうものについても検討していくということになると思いますので、御理解いただきたいと思います。以上でございます。

○議長（足立 喜義君） 6番、杉谷早苗君。

○議員（6番 杉谷 早苗君） ちょっと趣旨が違うと思いますが、日野町で金持神社ってございますね。何かすごくにぎわっていてということで、ホームページ見ましても盛んにいろんな角度から出ております。同種のものではございませんが、我が町もホームページを立ち上げていろいろ宣伝、広くしていくっていうふうにおっしゃっておいりましたので、楽しみにしております。

それと、案内板も整理するということでもございました。日野町のホームページを見ておりましたら、ある方が投稿なさってたのに、本当にそれに従って行けば見やすく行けて助かったというような記述もありましたので、わからない町外の方にもより丁寧に設置板だけはしていただき

たいなと思います。

それと、私はこの赤猪岩神社につきましては、非常に思いがあります。会見小学校で以前コミュニティースクールと、それと今の合唱団、富有の里でしたでしょうか、当時は、の方のオペレッタがございました。会場でも、副議長が参加されておりました、そのときにいいことされてるなと思いましたが、こういう話は知らないという子供もおりましたので、前に申し上げましたような町をよく知るための副読本というものも、そのときにも思いましたので、その辺のところは学校教育の方でもしっかりと豊かにする心、取り組みということですので、お願いしたいと思っております。

次に、図書館についてお尋ねいたします。図書館につきましても、丁寧に御答弁いただいておりますので、2つある図書館というものの、今回の提案資料見ましても2つある図書館の雑誌っていうものも重なっておりません。ですので、どちらにも大いに活用していただけるものでいいなと思って資料拝見はいたしました。

それと、運営審議会につきましては、このことにつきましても条例に定められたものではなく協議会のような形でということをごさしましたけれども、私の気持ちとしてはそういうことがいろいろと検討できる会が設けられるということが眼目でございますので、立ち上げに御努力願いたいと思いますので、これにつきましては特にございません。

そして、最後のホームページの中から入れるという提案につきましては、なかなか難しいと思います。今はブログとかツイッターとかで問題もありますが、私の気持ちといたしましては公開するからああいうことになるので、でも毎日のことを心に詰めていくってということについては、やはり大事なことはないのかな、自分が落ち込んだときに大きくなって、それこそ引きこもりになりがちなときに南部町の図書館にアクセスして、ああ、あのときにはこんなふうに自分は未来を描いてたんだっていうことになると、また次の出発できるきっかけにもなると思います。人づくりの大事なことと、それと常に南部町を心に描いていただくと、南部町から出ていった子供たち、優秀な子供たちも帰ってきてもらいたいと思います。そういう意味におきましては、これも引き続き御検討願って、難しいところをクリアして実現に向けてお願いしたいと考えております。

特別、再質問するべきようなこともございません。十分に内容的には返答いただいておりますし、それ以上のことはこれからのことでございます。それですので、私の質問はこれで終わりたいと思いますが、つけ加えることがもしございましたら、町長、教育長、それぞれ伺えることがありましたら伺っておきたいと思っております。

○議長（足立 喜義君） 教育長、永江多輝夫君。

○教育長（永江多輝夫君） 教育長でございます。3つそそと申し上げたいというぐあいに思っております。

天萬図書館でございますが、お答えの中にも入れておきましたけれども、やはり複合施設であるということ、やはり大いに活用したいというぐあいに思っております。職員には、特に日中、開館しておる時間は2階の一部の部屋あるいは和室、それから3階のスペース、これをすべて図書館のスペースだと思って、いろいろな展開を考えてください。例えば、下で本を借りて3階でゆっくり読んでいただく。そんなことも思い切って、そういう複合施設である。いわゆる、単独館でないところをしっかりとサービスにつなげていく、そういう発想を持とうということをお願いしております。

長くなりますが、1カ月ほど前だったでしょうか。御高齢の方がお見えになって、図書館でとても気持ちがいいので、今度は弁当を持ってくるので、そこのいすで弁当を食わせてくれというような御提案があって、職員の方はそれはだめですと、こういう対応をしたという話を聞きました。だけど、お弁当の方は3階で食べていただくこともできるんじゃないのかな。できるだけノーと言わない図書館というのを考えようやみたいなことを、この間話した経過がございます。

それから、図書館協議会の考え方でございますけれども、議員さんも御提案ございましたように、やはりしっかりと役に立つためには住民の皆さん方の声をしっかりと聞くということからスタートしないと、役立っているつもりが実は役立っていない、こういうことになろうと思しますので、本当に暮らしに役立つというのが具体的にどういうことなのかということ、しっかりやっぱりお伺いをする、そういうスタンスを大事にしていかなければいけないと思っておりますので、できるだけ型にはまらないといましようか、自由に皆さんが発言をしていただけるような協議会、あるいは運営協議会、そんなようなものをぜひ皆さんのお力で立ち上げさせていただきたいと思っております。

3点目につきましては、議員の御指摘の中で、いつも心はふるさとへという、こういうお話をされました。まさに、このことはとっても大事だと思っております。そういう意味におきまして、そういうことのお役に図書館が立てる、それは具体的にどういうことなのかという視点から引き続き検討してまいりたいと思っておりますので、また御指導方いただきますように、よろしく願います。以上です。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長です。赤猪岩神社の御質問をいただきましたけれども、町内には赤

猪岩神社ばかりではなくて、いろいろな史跡もございます。特に古事記の関係では須佐之男の母である伊弉冉尊が伯耆と出雲の国境に祭ったんだということで、母塚山がひとつ比婆山というところで上げられております。「母」の「塚」の「山」ですね。母塚山ということでございます。母塚山には、昔は神社もあったようでありまして、今は下の正八幡宮に合祀されておるといいうなことだそうですけれども、ここも有力な伊弉冉尊のいわれのある山であります。

そういうことが、実は古代出雲王国研究会の多羅尾整治さんが、このような「山陰の古事記謎解き旅ガイド」というものを書いていただきまして、そこに詳しく紹介がしてございます。これは、非常に好評でありまして、もう3版を重ねて売れ行きも非常に好評。それから、いろいろな神社をこのガイドブックを持って回っておられる観光客もあるそうでして、そういう意味で大いに盛り上げていただいております。母塚山もございまして、三崎には、また殿山古墳といった立派な古墳もございまして、そういう古代の遺跡に恵まれた地域でありますから、こういうものを総合的にセットにして売り込みたいというように思うわけです。

100選の話ですけれども、やっぱり100選と合わせて統一した案内板というようなもの、それから番号を振って10番なら10番は地図の上ではこう、それでどうたどっていけば到着するのかというようなところまで含めたものにしたいなということで話しているわけです。案内板は随分、金もかかるわけでして、すぐにはできませんけれども、統一した様式でもってそういうものを随時整備をしていきたいというように思っておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（足立 喜義君） 以上で、6番、杉谷早苗君の質問を終わります。

○議長（足立 喜義君） 続いて、12番、秦伊知郎君の質問を許します。

○議員（12番 秦 伊知郎君） 議長のお許しを得ましたので、通告どおり質問させていただきます。

最初に、つい先日お亡くなりになりました内田昭二さん、長い間、先輩議員として御指導いただきました。この議場でもいろんなことを教えていただきました。非常に残念であります。心より御冥福をお祈りいたします。

それでは、質問させていただきます。国民生活が第一と、ガソリン暫定税率の廃止、子ども手当、高速道路無料化、農家への戸別所得補償、最低保障年金制度の創設など、マニフェストとして掲げ、多くの国民の指示を受けて発足した民主党政権。しかし、財源という大きな壁に阻まれ、多くの施策は実現不可能か後退せざるを得ない状況にあります。2月24日、日本海政経懇話会の例会で、北海道大学大学院教授の山口二郎氏は、マニフェストや外交施策をめぐる民主党政権

の混迷ぶりに対し政策の軸が見えないと指摘し、菅政権が今やるべきことは社会の衰弱、収縮を防ぐことであり、脈略のないマニフェストを見直し何を最優先にするのか、明確な意思表示を示し、方向づけを国民に示すべきと説いています。

マニフェストを掲げた国政選挙、県、市町村の首長選挙、その性格に違いがあるとは考えますが、国民、県民、市町村民の市町村の住民に対する公約、約束という面からは大差がないはずであります。町長は、平成20年の選挙で5つの重点テーマをマニフェストとして掲げ選挙戦を勝利されました。町の発展、住民の幸せ、福祉の充実等、限られた財源の中、示した公約を実現することは並大抵ではないと身をもって感じておられると思います。民主党政権下のマニフェストに対する混迷ぶりに対し、どのような視点をお持ちなのか御所見を伺います。

次に、平成23年度の町財政について伺います。23年度、一般会計予算は歳入歳出の総額を65億8,200万円と定め、22年度当初予算費2億700万円の増となっています。歳入の面からは、前年度に対し町税が8億7,730万3,000円と1,615万1,000円の減、県支出金が6億4,299万8,000円と9,373万2,000円の減と厳しい中、地方交付税が30億9,000万円と7,000万円の増、国庫支出金5億3,034万8,000円と2億3,488万1,000円の増、町債を3億1,463万円計上し財源を確保。歳出は、民生費19億696万3,000円と3億8,425万円の増、教育費5億9,198万600円と1億2,266万円の増、医療・福祉・子育て・教育等に重点を置いた予算配分がなされています。

また、財源不足を補うため減債基金、財政調整基金を計3億8,700万円取り崩し、両基金の23年度末残高は22年度末費32.5%減の8億5,000万円、基金全体の残高は21億9,274万9,000円の見込みであります。そして、町債の22年度末現在高見込み額は89億6,757万7,000円と、23年度末見込みでは83億9,415万6,000円と5億7,342万1,000円と減額しバランスをとっておられます。国、県、市町村と財政の非常に厳しい中、予算の編成には御苦勞があったと思われます。23年度は町長マニフェストに掲げられた5つの重点事業の総仕上げを果たす年として位置づけられ、新規、継続等の事業が計画されていますが、メインとして実施したいと考えておられる事業は一体何なのか。新年度予算に対する考えを伺います。

次に、少し的を絞って伺います。23年度予算で唯一大型事業であります会見第二小学校体育館増改築工事と、小・中一貫教育についてであります。改築工事については、事業別説明資料では当該建物は平成14年度に実施した耐震診断では耐震性能は極めて不足した建物である。当該

小学校については、その存続問題について論議が行われているが、町内すべての学校、建物の耐震化が完了した状況の中、児童の安全性の確保という側面からも、もはや看過できる状態ではないと認識し地域の社会体育施設としての活用も見据え、増築工事を実施するというふうにあります。昨年、6月議会で会見第二小学校体育館改築工事について質問いたしました。今回の改築決定については評価をしていますが、存続問題については解決していません。現時点で、説明しにくい部分が、教育長には多々あると思われませんが、保護者、地域、教育委員会等での話し合いは、計画等は公表できる点についての説明を求めます。

次に、小・中一貫教育についてであります。22年度施政方針の問いに対し、教育長は教育行政の主要施策として教育委員会事務局の機能強化を上げておられます。その目的の一つとして、小・中一貫教育を見据えたカリキュラムの統合を上げ、この2年間は不十分で進められなかった小・中一貫教育を見据えた準備作業に着手したいと述べておられます。22年度の経過と23年度は未来を開く、保・小・中一貫教育推進事業として事業内容、目標が掲げられています。この事業をどのように進められていくのか、計画等の説明を求めます。

次に、水道事業会計であります。2月9日に出された公共料金審議会の答申は合併後初めての会計であり、使用者の公平負担の観点からも統一料金が望ましいが、現状は相互の格差が大きいため今回は旧料金体系を基本に改定するとし、平成25年度以降に現在計画中の施設整備等を完了する、平成27年度以降の経営状況を見通した改革の検討をととしています。今回の改定は期間は平成23年度から27年度、2つ目に企業や一般家庭の負担を考慮し、平成23年度、25年度の二段階での改定、3番目に上水と簡水の統合、4番目に会計時期は平成23年度5月以降に徴収する料金から適用などとしています。答申内容を尊重し、できるだけ早い時期に協議と述べておられますが、いつごろなのか、6月議会に提案されるのか、具体的な御答弁をよろしく願います。

この水道会計は、22年度の見込み収入が予算どおりに行かないと判断し、12月議会で757万7,000円を一般会計から補てんしております。節水器等の普及により、今後水道料金収入は減ることはあってもふえることは考えにくいというふうに思います。また、地方債の残高は23年度末見込み額で上水、簡水合わせ16億3,597万4,000円であります。健全な経営を考えるなら、数年先などとの判断はできないというふうに思います。どのようにお考えなのか伺いたいと思います。

最後に病院会計についてであります。22年度は医師2名の確保ができ、医療収益も回復してきたとあります。財源も医師補給利子補助金として現年度分4,313万2,454円、過年

度分1億9,490万8,986円を繰り出し、経営安定化を支援してきました。22年度の状況、決算見込みの説明を求めます。

そして、23年度は医業収益、医業外収益、合計で22億6,516万1,000円を計上され、単年度利益2,222万3,000円の黒字を予測されておられます。公立病院を取り巻く環境は厳しいものがありますが、院内保育園の開設、機構改革として給食事務の民間委託、コンサルタントを活用した戦略の策定などがあります。また、60周年を迎え記念式典、地域医療を考えるシンポジウムを計画とのことではありますが、23年度の経営、対外的なイベントの具体的な内容を伺って壇上からの質問を終わりたいと思います。どうかよろしく願いいたします。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 秦議員の御質問にお答えをしてみたいです。

23年度町政に対する基本方針についてという大きなテーマでございます。通告をいただきました後に、具体的にまた質問内容について教えていただきましたので、それに従って答弁をさせていただきたいと思っております。

まず、マニフェストを町民との約束として掲げているけれども、政府のマニフェストに対する混迷ぶりはどう考えているかということでございます。マニフェストは選挙の際に、政党が、いや、候補者などが示す政策綱領のことを言いますが、従来選挙公約は具体性を欠く抽象的なものであったことから、従来型選挙公約と区別して政策の目標数値、達成期限、財源、工程などが具体的に明示された選挙公約をいうと定義されております。

町長選挙においては、2007年2月の公職選挙法の改正によりまして、従来国政選挙でしか認められていなかったマニフェストが、ピラ形式で配布が認められるところとなりまして、私も5つの町づくりのマニフェストを発表して選挙戦を戦ったのであります。結果、当選をさせていただきましたから、このマニフェストを実現すべく取り組んでいるところでございます。

さて、民主党は一昨年に行われた総選挙においてマニフェストを発表し政権交代で国民の暮らしのための政治を実現するとして、閉塞感の漂う経済社会状況を打破してくれるのではないかと期待する多くの国民の夢を結集して圧勝したのであります。しかし、その後の政権運営は私が申し上げるまでもなく国民の期待を裏切って、今や民主党・菅政権の支持率は20%程度に凋落している現状でございます。

マニフェストの検証がなされておまして、損ねた信頼、ふやした借金、友愛マニフェストのきしみ、明らかなどと批判されましたけれども、掲げた政策の実現可能性が低い一方、コストは高くついているということであろうと思っております。昨年の参議院選挙でもいきなり消費税が掲げら

れ、最小不幸社会の実現など新たな目標を訴えられましたけれども、総選挙で訴えた友愛との関係が明らかにならないなど変更理由を示しておらずわかりにくいものだったと思います。結果は、民主党の大敗で政経運営は一層困難さを増しているのです。

このような実態から、マニフェストは国民の政治に対する信頼を大きく損なったのではないかと思います。少なくとも、国政においてはマニフェストがうまく機能していないことは事実でありまして、言葉が負のイメージを帯びたのではないかと思います。民主党は政権交代を果たしたのですから、マニフェストに拘泥することなく状況に応じて再検討を行い、国民にきっちり説明責任を果たしながら修正を加えていくべきであると考えます。マニフェスト選挙が大きな曲がり角にある現在、選挙のための看板ではなくて政党の理念とビジョン、それに向けた具体的な改革や政策を示す本来の姿に立ち戻らせるとともに、多様な利害を背景として当選した政治家たちを結晶させる核としなければ、政治全体が失った信頼を回復することは難しいのではないかと、このように思っているところであります。

次に、町財政の状況についてでございます。これは、初日に説明をいたしました平成23年度当初予算案説明資料、これの2ページ、3ページにこのように掲げておりますが、せっかくの御質問いただきましたので、私の方で簡単に思いというものを述べさせていただきたいと思います。

先ほどのマニフェストとの関連でありますけれども、これは子供や孫にできもしない約束を公約して、子供や孫につけ回しをしないということを基本に私はマニフェストを掲げて戦ったわけでありまして。従来の町政のその延長線上に施策をマニフェストとして掲げましたので、具体的なこととして実現をしつつあるわけでございます。

まず、1番目に人と環境に優しい町づくりというものを掲げさせていただきました。ふるさと交流センター、グラウンドの芝生化事業というものを掲げております。それから、自然エネルギーの導入促進事業といたしまして、環境施策であります木質ストーブなどの購入に対して補助を行いたいと、このように思っております。それから、南部町産材の活用、家づくりの促進事業を掲げさせていただきました。これは、県の事業のさらに上乗せをして支援をしていこうと、こういうものでございまして、これも森を大切に環境に優しい町づくりにつながるものと思っております。

2番目に、安心・安全の町づくりを掲げさせていただいたわけでありまして。この中で、特に保育所の民営化事業について掲げさせていただきました。これは、きょう御質問もいただいておりますけれども、保育所の保育士の身分安定を図って、保育所運営を円滑にしていこうと、安心して子供を預けてもらえる環境をつくっていこうということでございます。

それから、子宮頸がんのワクチン接種緊急促進事業ということで、これは全額助成でワクチン助成をしていこうと、こういうことでございます。

それから、ことし年末年始に非常に大雪に見舞われたわけでありまして、豪雪対策、小型除雪機の貸与事業というものを計画させていただきました。

それから、継続事業でございますけれども、従来、防犯灯の要望が非常にたくさんあっておりまして、ことしはちょっと思い切って予算もつけさせていただいて防犯灯対策事業を進めたいと、促進したいというように思っております。

それから、3点目に教育・文化の町づくりということで掲げさせていただいております。1つは、先ほども質問いただきました赤猪岩神社線の改良工事などを通じて、文化の町づくりに貢献したいというように思っているわけです。

それから、会見第二小学校の体育館の改築でございます。耐震補強ということで考えておりましたけれども、改築で対応したいというように思っております。

それから、4点目でございますけれども、産業振興で活気がみなぎる町づくりをしたいということ掲げさせていただいております。その中で、特にイノシシ被害が非常に目に余るものがあるわけございまして、解体処理施設を新設をいたしまして、これを逆手にとって地域の特産品というような形でイノシシの処理肉を処理して特産品にまで高めていくような解体処理施設を考えております。

それから、これは継続事業でございますけれども、汗かく農業者の支援事業としまして、これは小さな農業者の取り組みを応援していこうと、自由な発想でいろいろ考えていただいた小さな取り組みを応援していこうという事業でありまして、ぜひ本議場を通じて町民の皆様にお伝えして積極的な御参加をお願いをしておきたいと思っております。こういうことで、活気がみなぎる町づくりをしていこうというように考えております。

それから、最後に住民参画で持続する町と地域の町づくりを掲げております。新規事業といたしまして、大学連携事業を持ってきました。これは鳥取大学との連携の中で、新しい町づくりというものを模索してみたいと、地域資源の掘り起こしというようなこともございますし、また住民の高度な要望、多様な要望に、いわゆる学問的な見地からのアドバイスもいただきながら施策に振りつけをしていきたいというように思っているわけです。

それから、継続事業でございますけれども、やっぱり地域振興協議会の活動を支援していきたいというように思っております。まだまだ道半ばでございまして、しっかりと支援をして住民みずから取り組む地域づくりというものを支援していきたいと、このように考えているところで

ございます。

3点目に、水道事業についてでございます。公共料金審議会の答申についてでございます。水道事業は住民生活の重要なライフラインでございまして、これまで安全・安心で安定した水道水の供給のために多くの設備投資を行い、施設の維持管理を行ってまいりました。平成20年度には池野鶴田地区を除く会見簡易水道、馬佐良簡易水道を事業統合しまして、さらに簡易水道会計を上水道会計に統合して一括運営を行っております。水道事業は、地方公営企業法で独立採算制で運営することとされておりますけれども、近年、人口の減少、景気の低迷などにより水需要の減少から料金収入が減少し、老朽化による施設整備費用など経費の増加もあり、これまで維持管理経費の見直し、企業債の借りかえによる利息償還額の軽減など、経営の効率化や経費の縮減を図ってきておりますけれども、健全経営には至らず平成21年度決算においては累積赤字が1億314万9,000円となっております。

平成23年2月9日に公共料金審議会より、経費節減に向けたより一層の自助努力に加えまして、料金の改定が必要であると答申をいただきました。さらに、料金の見直しに当たっては使用者の公平負担という観点からも料金の統一が課題であります。現在、水道料金は西伯上水道、西伯簡易水道、会見地区水道の3つの料金体系に分かれております。西伯上水道は平成9年度以降、見直しがされていませんし、会見地区水道では基本料金は昭和60年度、従量料金は平成9年度以降見直しがされていないこともあり、各事業間での現状の料金体系の格差が大きいために、今回いただきました答申では、1つ、旧料金体系を基本とした改定とすること、2つ、改定は算定期間を平成23年度から平成27年度までの5年間として、各年度の収益的収支において損失が生じないように平成23年度、平成25年度の2段階で改定すること。平成25年度改定では、西伯簡易水道を西伯上水道料金と統一し、統一することで上水道使用者の負担増とならないよう措置を講ずるとともに、健全経営のため各部局との協議を進めること。

4点目、平成25年度以降に現在計画中の施設整備などを完了する平成27年度以降の経営状況を見通した料金改定の検討を図られたいとなっております。

この答申を受けまして、町といたしましては一般家庭への負担を考慮し、平成23年度、24年度、25年度の3段階での見直しを行いたいと考えております。今後、住民説明会を開催し、料金改定につきまして十分御理解をいただくように努めてまいりたいと思いますので、御協力をよろしくお願いいたします。

次に、病院の経営状況については、これは病院事業管理者の方から御答弁をさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（足立 喜義君） 病院事業管理者、田中耕司君。

○病院事業管理者（田中 耕司君） 秦議員の御質問にお答えしてまいります。

病院の経営状況、22年度の事業予測と23年度の事業計画、事業予測について伺うということでございますので、御質問に答えてまいります。

まず、平成22年度の経営状況でございますが、町長の施政方針にもありましたように、2名の医師確保による医業収益の増を初め、町からの企業債利息支援、交付税の増額など、好材料に恵まれ経営内容は好転いたしております。平成23年度予算書に掲載いたしました、22年度予定貸借対照表及び予定損益計算書は、昨年12月末締めでの推計値をベースに試算したものでございますが、当年度純利益を2,222万3,000円と見込んでおります。

直近の状況を申しますと、2月後半から精神科の入院患者数が減少傾向にございますのが、気がかりでございますが、私も診療管理会議等、機会あるごとに医師を初め皆さんにここは踏ん張りどころと、ことしは黒字を出そうと申し上げてるところでございます。ぜひ、議会を初め、町民の皆様の御期待にお答えしてまいりたいと思っております。

平成23年度の事業計画は、医療の質の向上をキーワードに取り組んでまいります。平成24年4月は、介護報酬、診療報酬のダブル改定の年に当たっておりますので、その前年の平成23年度は病院経営にとりまして非常に重要な年であるという認識しております。この同時改定の時流は、医療も介護もその質の向上を求めており、地域連携やチーム医療推進など現場の質の向上が求められることは既に予測されているところでございます。

そこで、病院の今後5年程度を視野に入れた中長期の戦略の策定が必要であると認識しております。また、病院経営のコンサルタントによるコンサルティングに着手したいと考えております。具体的には、今後求められます地域包括ケアシステムの中核施設としまして、精神病床、介護療養病床、医療療養病床など、病院経営に直結する入院機能の将来あるべき姿を中心に病院機能を検証してまいります。また、病院経営の質は現場でありますのでモチベーションを高く、現場を動かすための人事管理についても検証し、地域住民の皆さんの期待にこたえられる医療の質と持続可能な病院経営を検討してまいります。

また、4月からは院内保育園が開所いたします。不足する看護師の子育てを利用とする離職防止や、育児休業からの復職支援はもちろんのこと、近年の医師免許合格率の35%を占めるといわれます女性医師からも選ばれる病院であるためには、ぜひとも必要な施設でございますので有効に活用していきたいと、このように思っております。

また、給食業務におきましては給食調理の部門を、この4月から日清医療食品に業務委託する

ということにいたしました。給食材料の町内産利用率は12%、これは金額ベースでございますけれども、まだ低い状況でございますので利用率を上げることで給食の質の向上と南部町の農産物生産者への支援を強化するようにと、委託業者に指示しているところでございます。この機構改革によりまして、病院栄養管理室の業務は調理中心の業務から入院患者さんの栄養管理計画や栄養指導など、これまで取り組みが浅かった部分に重心を移し食による医療の質の向上を追求してまいります。

23年度の設備投資といたしましては、デジタル内視鏡システム、通所リハビリテーションの浴槽改修などを計画しております。昨年着任いただきました内科医を加え、当院の内視鏡専門医の2名と充実になりました。胃がんの早期発見等々、威力を発揮いたしますデジタル内視鏡システムによりさらに充実した検査が可能となります。

以上申し上げましたように、平成23年度は西伯病院の医療の質を向上させ、西伯病院の理念でございます地域住民への安心の提供をさらに追求してまいりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。以上でございます。

○議長（足立 喜義君） 会見第二小統合とか、小・中一貫教育という問題が私の方には具体的に通告がございませんでしたので、教育長の方で答弁ができればできる範囲でお願いをいたします。

教育長、永江多輝夫君。

○教育長（永江多輝夫君） 通告の文書でございましたので、ここからの答弁という形でございます。そういたしますと、教育長でございます。少し整理が不十分なところがあるかもしれませんが、2点にわたってお答えを申し上げたいというぐあいに思います。

まず、小・中一貫教育の関係を先にお答えをいたしたいと思っております。この問題につきましては、これまでの議会でお話をさせていただいておりますが、改めて基本のところを少し確認を最初にさせていただきたいというぐあいに思っております。まず、基本的な考え方といたしましては、まず2つの中学校区、それぞれの中学校区でまず一貫というものを考えていくということがまず第1点でございます。それから、あわせてそれぞれの中学校区ごとに地域の特性といいたしましうか、特色といいたしましうか、これまで培ってきた教育の現状がございますから、そういう特色はしっかりと生かしていこう、2つの中学校区で同じことをするのではなくて、やはりそのあたりはきちっと地域性、継続性、そういうものをしっかり整理をしていこうというぐあいに思っております。

それから、小・中一貫を考えるときに、やはりどうしても小1プロブレム、いわゆる保と小のところはどうつながっていくのか、このところを不十分なままにして小・中のところを、ここ

つないでもスタートの時点で少しづらつきがございますと、流れとして好ましくございませんので、小・中を考える土台としてやはり並行をして保・小のつながりというものをきちっと整理しよう、こういう3点を基本的な視点で考えているところでございます。

小・中一貫ということを少し別の言葉で申し上げますと、児童生徒の理解や、それから指導に連続性を持たせる、こういう言い方ができると思います。そういう面からしてきたときに、さらにこれを少し別の言い方をしますと、やはり教員が相互の、小学校、中学校の子供の実態や、それから指導の現状、そういうものをきちっと理解をする、そして心をつなげて子供たちを連続的に指導していく、理解をしていく、こういう体制を整備をするということがとっても大事になってまいります。そのことがイコール一貫だというぐあいに考えておるところでございます。

そういうことを大事にしながら、3つの視点から具体的な取り組みを想定をしたいと思っております。1つは、やはり小・中一貫が叫ばれて一番もとのところの問題点というのは、やはり中1ギャップの問題でございます。小から中へつないでいくときに、担任制が教科制に変わったり、授業のやり方が全然変わってくる、そこのところでさまざまな問題が起こっていますから、このことをきちっと解消しないといけないという視点が1つございます。

それから、2点目にはやはり先ほど申し上げましたように、小・中間、児童生徒の交流だとか、それから教職員の交流、ここをやはり具体的にやっていかないと頭の中だけ小・中一貫ですよということでは済まないだろうということでございまして、そういうことも教職員も含めた交流をどう仕組んでいくのかというところがあると思います。

それから、3点目にはやはり地域等の連携という視点の中で、小・中一貫をどうとらえていくのか、こういうことだろうと思っております。

少し具体的に申し上げてみたいと思いますが、ことしはお互いの教員が学校間に出かけて行ってみる、授業を実際に見てみる、どげな授業しとうなあだというところを、こういうことをまずやらせております。そういうことを踏まえながら幾つか特徴的なことを申し上げますと、新年度はその上のステップとして小・中間の授業交流をさせたいと思っております。小学校の教員が中学校であれ、中学校の教員が小学校に、参加も含めてでございますけれども、そういうものがどれだけ仕組めるのかということで具体的にそこをやりたいなと思っておりますし、それから特に心配なのは不登校な子供たちだとか、あるいは障がいを持つ子供たちをどう小・中間で理解をしてきちっと指導ができるのかというところが大事でございますから、そういう意味では教育相談だとか、ケース会議、いわゆる小・中が一緒になってそういう取り組みをする。ことしから、既にこれは動いておりますけれども、充実を図りたいというぐあいに思っております。

それから、新年度初めてということになろうと思いますけれども、夏休みになると思いますが、これを使って小学校の教員に保育園に入らせたいと、いわゆる保育士体験させたい、このこと、今仕組んでおりますし、それから保育園の保育士も、上手に調整をしていただいて小学校でどげな授業しとるのかというところを、保育士としてきちっと見ていただきたい。そういう保育士と小学校の先生との現場に出かけての交流をぜひ23年度には仕組んでいきたいというぐあいに今思っております。こういうことをやりながら、24年度にはそれぞれの個に応じた指導の記録の作成を合同でやるとか、小・中の教員が合同チームをつくって課題に解決をしていくとか、あるいは前回の議会でも申し上げましたけれども、カリキュラムを統合したものを策定をしていく、こういう流れの中で進めてまいりたいというぐあいに思っております。

それから、地域との連携という観点からいいますと、これは前も申し上げましておりますけれども、コミュニティースクールを基盤とした小・中一貫ということを考えておりますので、中学校区ごとの学校運営協議会という形のを23年度以降準備をしてまいりたいというぐあいに思っております。

なお、こういう時期でございますので、まだ具体的には申し上げられませんが、小・中一貫をより進めていくための人事面での配慮についても、今、県教委と交渉中でございます。少し従来になかった人事によって小・中一貫を仕組んでいくと、こういう取り組みも今やりかけているところでございます。

2点目の第二小学校の体育館とあわせまして第二小学校のあり方ということでございます。少しこれについてもお話をしていきたいと思っております。体育館につきましては、耐震補強が必要な施設であったということで、計画に基づいて実施をしていくということでございますけれども、特に視点といたしましては学校の体育施設、これはもちろんでございますけれども、町長の所信表明等にもございましたように、やはり地域防災の拠点施設であるということ、それから地域の皆さんのスポーツや健康づくりの拠点施設、そういうような側面にも十分配慮しながら整備をしたいというぐあいに思っております。

第二小学校のあり方との関係でございますけれども、まずこれはずっと申し上げてきておることとでございますけれども、体育館の整備をするということと、第二小学校のあり方をどう考えるのかということについては、あくまでも別のものとしてこれまでも考えてまいりましたし、これからのそういう観点で進めてまいります。

学校のあり方についてでございますけれども、一定の問題意識を持っているということはこれまでの議会の中でも申し上げてきたとおりでございます。何で、教育委員会がそのように申し上

げるかということにつきましては、まず基本的な視点については、我々、教育委員会としては一人一人の子供たちにより豊かな教育環境を提供したい、こういう使命があるというぐあいに認識をいたしておりますので、そういう観点から見たときに幾つかの心配なことがある、こういう視点であり方を考えたいというぐあいに思っております。

その視点を4つ、5つ申し上げたいと思います。

1点目でございますけれども、1点目は御承知のように小規模校でございます。いわゆる複式学級にならざるを得ない小規模校でございますので、さまざまな点においてデメリットがある。これは、仕方がないところがございます。もちろん、メリットということもあるわけでございますけれども、あわせてデメリットのところがあるということで、これは少し省略はしたいと思っておりますけれども、御想像いただきたいというぐあいに思っておりますが、特に今の子供たちの課題を考えたときに、やはり子供同士の磨き合いといいたまうか、こういうところがどうしても不十分になってくる、このことを教育長としては大変心配をしているところでございます。

それから、2点目は小規模校というのは県内にうちだけでなくたくさんあるわけですが、第二小学校のようにある意味で意図的に施策を講じて学校維持をしているというところはそんなにはないと思います。まして、本町の場合には義務教育の期間が終わりますと町外に出られる方が圧倒的に多い、こういうことから考えまして、やはり他の小規模校と違う状況の中で存続をしているということがございます。こういう点について、地域とともに歩む学校教育、こういうものを標榜いたしております本町の教育委員会からして、いささかこのあたりが気になるところでございます。

それから、10年ほど前にこの第二小学校が廃校の危機を迎えたときに、こういう施策によって現在存続をしておるわけでございますけれども、そのときの一番の視点はやはり学校がなくなることによって地域が元気がなくなりゃせんか、衰退していかへんかということで、大変不安を地域の皆さん方が感じられた、このあたりがベースだろうというぐあいに思っておりますが、そういう観点で10年たって見てみますと、やはり地域の環境が大きく変わってきておる。特に、道路整備が大変進んだということがございますし、あるいはまた花回廊の開園ということもあろうと思います。それから、生活環境という面から見ますと、やはりバスが巡回をしてくる。このことは、10年前と比べますと大きな変化として住民の皆さんの意識の変容にもつながりはしないのかなというぐあいに思っております。

それから、もう一つ意識という面からいたしますと、やはり時代の中で子供たちや、あるいは特に保護者の意識というものがやはり変わってきている、そんなぐあいに思っています。非常に

子供たちの課題として人間関係力、つながり、コミュニケーション能力、そういうものの課題があるということを言われるわけでございますけれども、今1名、校区外就学で第二小学校区の子供が会見小学校の方に校区外就学をいたしておりますけれども、やはり保護者の方がそのことを一番の理由に上げておられます。しっかりと、一定規模の子供たちの中で人間関係力をつけてやる、コミュニケーション能力をつけてやるのが大事だということで申請をされて、私の方も許可をいたしております。

それから、こういう実はつぶやきもございまして、親御さんの悩みなんですけれども、保育園は同じ保育園に行くんですが、保育園で一緒にこう言っても第二小学校区の子供さんは第二小学校に、別の友達は会見小学校ということで、子供たちの中で何で私はみんなと一緒に同じ学校に行けないの、こういうつぶやきにやはり保護者として答え切れない、こんなやな現状も、やはり保護者の意識や子供たちの意識の変化として我々はしっかり受けとめていかなきゃいけないかな、そういうぐあいに思ってます。

それから、先ほど申し上げました、やはり小・中一貫教育というものを町全体の学校教育の方向性として今考えておりますので、そういう面から考えてきたときに複式学級でございますから、複式でやっておりますから、上手にそここのところをつながりというものが整理がしづらいという、こういう心配もございまして、それから、あえて5点目を申し上げますと、越敷野住宅あるいは地元の方に子供さんが、あるいは親御さんも入ってこられますので、親御さんたちの実態に応じて何年生に子供がいるかわからないわけです、全く。入って来られて何年生、入って来られて何年生というところがありますので、1学級、4学級でやられるものが3学級になる年があるんです、実はことしもそうだったんですけど、ちょっと別の事情があって4学級になりましたけれども、そういう意味で年々、子供たち、学級編制が変わっていく可能性がある。小さな学校で教員の数がからんからんからんからん変わりやすい、そういう不安定な学校経営にならざるを得ない、そういうような状況がございまして。

こういうような、幾つかの点を総合いたしまして私どもはやはり皆さんと一緒にこの第二小学校のあり方について、しっかりと論議をしていかないけんでないか、こういう問題意識を持っております。体育館の方向性も出てまいりましたので、新年度には先ほど申し上げましたような視点を踏まえながら、第二小学校の保護者の皆さんや第二小学校の地域の皆さん方と意見交換をいたしまして、地元の意見もしっかりお伺いをしながら第二小学校のあり方の方向性について教育委員会としての考え方を整理をしてみたいと、そういうぐあいに思っております。

少し長くなりました。以上でございます。

○議長（足立 喜義君） 12番、秦伊知郎君。

○議員（12番 秦 伊知郎君） 質問の通達が詳細に書いてありませんでしたので、その中で町長初め、管理者、教育長には丁寧に答えていただきました。本当にありがとうございます。

マニフェストの件であります。今こうして町長マニフェストを手にとっていますと、2年半、3年近く前ではありますが、それぞれの項目、5つの項目からこのマニフェストは成り立っております。それぞれの項目につきまして、随分緻密に実施されてこられたなというふうに今、改めて感心しております。特に、今年度予算配分も重点的に配分されております、教育・文化の町づくりであります。耐震補強、あるいはコミュニティースクールの推進、そして合併時の起案でありました天萬庁の改修、また第二小学校の耐震工事の着工と、よくやってこられたなというふうに評価をしております。

財政につきましてであります。これも十分に通達してませんでしたので少し御答弁も難しいかと思いますが、今年度中に23年度は交付税が約30兆円ですか、計上されております。町長の所信の中に、26年度には合併時の状況でなくなり、一本算定ですか、で約4兆円以上の交付税の減額、そして人口減によって約5兆円の交付税が減額予定というお話がありました。そういう状況になったら、どのような対応を今から考えておかなければならないかという点につきまして、少しお話をしていただきたいというふうに思います。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。4兆円とかおっしゃいまして、億ということ、億。

○議員（12番 秦 伊知郎君） 済みません。

○町長（坂本 昭文君） 大体、現在、それぞれの旧会見町、旧西伯町での場合に算定をした交付税を合計したものをいただいております。合併から10年たてば27年からなるんでしょうか、南部町一本としての算定いたしまして、そこから5年間で完全に一本算定に移っていくわけです。ですから、いきなりぼんと4億円減額になるということではなくて、5年間かけて逡減していくというぐあいに伺っております。

したがいまして、不安を与えてはいけないわけですが、しかし、そういうルールの中で果たしていかなければいけません。町の行財政運営を果たしていかなければいけません。そういう行革努力に加えて、繰り上げ償還なども随分してきました。合併時には、たしか92億円ぐらい、合併の前、両町で公債の残があったと思いますけれども、大体今85億ぐらいまで縮減をしてきております。そういう努力を絶えず行っていく必要があるということでもあります。

それと、職員の人件費が非常にウエートを占めるわけですが、合併当初180名以上の職員が在籍しておりましたが、退職勧奨制度など御協力をいただきまして、今年度末で120人台まで縮減できたのではないかと考えております。縮減がいいことばかりではございません。これはサービスの低下というようなことにもつながってくるわけですが、他の1万2,000人程度の自治体が、類似団体が大体住民100人に1人ぐらいの職員数で対応しているという事実が一方でございますので、そういうことから考えますと、大体120人程度の職員数というものまでは、少なくとも頑張らないといけんというように思っているところであります。

そういうことに加えて、やっぱり地域主権ということと言われるようになりまして、今の地域振興協議会でできる部分については、大いにやっていただこうと。住民の幸せのために何でもかんでも全部役場がするというのではなくて、振興協議会が先になり、あるいは上になり下になり、役場と行政と手を携えて地域の住民の暮らしを守っていく、あるいは活性化を図っていくと。従来のようにほとんど役場がおんぶにだっこという形でやらなければいけない町づくりの姿というものを大きく変えていこうとしております。こういうさまざまな努力をして、何とか依存財源であります交付税の縮減に耐えられるような体質というものを町の行財政運営の中でつくっていかねばいけないということで苦心をしているところでございます。御理解いただきたいと思っております。

○議長（足立 喜義君） 12番、秦伊知郎君。

○議員（12番 秦 伊知郎君） どうもありがとうございます。

1つの財源の確保の手法として、少し他の関連団体より多い職員数を適正な人数にしていくというふうにおっしゃいました。合併から6年間ちょっとで約60名の職員が退職、あるいは退職予定ということでありますが、確かに人件費というのは相当な金額になりますので、それが削減できれば相当な財源を生み出すことができます。しかしながら、急激な職員の減というのは、サービスの低下というより私は庁舎内の意識、意力の低下につながるのではないかなというふうに思います。

役場の職員というのは、それぞれ試験を受けて入っておられます。能力的にはすばらしいものがあるわけですが、どのポジション、あるいは課長さんなり課長補佐さんなりになられても能力を発揮すると思われませんが、しかし、経験というのは、なかなかお金にはかえがたいものがあるというふうに思います。若干もったいないなというような方が今回も退職予定されるというふうにも聞いておりますので、そこら辺の配慮というのは、企業においても若干惜しいなとい

う人にはとどまっていたくような交渉もやるわけでありますので、一律に本人の事情があるというふうに思われますが、やめていかれるのはいささかどうかなものかと考えますが、それについてはどのような御見解を持っておりますか。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。職員の皆さんは、一緒にこの町政をやってきた仲間でございます。私としては全員の方が惜しいと思っております。どなたがもったいないとかもったいないということではないわけでありますが、やめたいといういろいろな事情で、この際、後進に道を譲りたいというお方もあるわけでございます。いろいろ事情を聞いてみますと、やむを得んということでございます。機械的に58歳というようなことで退職勧奨の制度を運用しておりますので、いろいろな事情はあると思えますけれども、そういうことで御協力をいただく方もあって、まさに断腸の思いはするわけですが、やっぱり町の行っております人事管理というような面についても十分に思いを寄せていただいて、総合的な御判断の中で後進に道を譲るという決定をしていただいたものだというふうに思っておるわけであります。

これは財政の問題と直に職員の人件費の問題を絡ませて議論するのはあんまりいいことではないのではないかなというように思っております。そうではなくて、他の類似団体が住民100人に1人程度でやっているという事実に着目して、新生南部町の適正な職員数というものを模索したときに、その程度が適正ではないかということの中で言うておるわけでありまして、職員の数が減れば住民サービスが低下することは、これはもう明らかでございます。そういうこととの折り合いをつけて、職員の定数問題については考えていかなければいけないというふうに思っておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（足立 喜義君） 12番、秦伊知郎君。

○議員（12番 秦 伊知郎君） ありがとうございます。

財源不足というのは、どうしてもこれから避けて通れない件であります。今回、住宅の使用料滞納者に対して訴訟という初めての方法をとられました。財源の1つとして所信表明の中では触れておられませんでした。各税の未収金というのが約6億近く……。ああ、そうじゃない、6億じゃないな、1億近くあるんですね。

例えば、町民税の21年度末の未収金というのは、現年度、過年度分合わせて2億5,000万円、固定資産税は4,800万円、それから今回、訴訟を起こします住宅の使用料というのは700万円あるわけでありまして。町税の徴収専門員を設けて、町税の未収金に対して努力されておられます。そういうことに対しては非常に敬意を払っておられるわけでありまして、少し未収

金に対しての対応がぬるいのではないかと。今回から努力されて、そういう初めての訴訟を起こされました。そういう努力も一方では財源がないと、一方では未収金がふえていくというのは、少しバランスが悪いのではないかと思います、それについてのお考えはどうなんでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。滞納については、長引くデフレ経済の中でなかなか経済が上向かないという状況の中で、滞納がふえておるということでございます。徴収の専門員も置いて、今さまざまな徴収努力をしていただいております。水道代なんかは払っていただくのととめるというようなこともいたしておりますし、それから差し押さえというようなこともやっております。一昔前とはもう考えられない対策をいろいろとって、なおかつ残念ながら滞納額がふえつつあるという状況でございますが、しかし、滞納額については、南部町だけが特別に突出しておるという状況ではなくて、それなりに南部町も滞納整理努力して頑張らせていただいております。なかなか難しい問題なんですけれども、今回の訴訟の問題は、いわゆる悪質でございます、これはやっぱりそういう裁きの方ではっきりした方がよいのではないかなという判断から、こういうことをやっておりますけれども、そうかといってほかのは何だいてないかといえそうではなくて、さまざまな手段を講じて滞納整理を図っておるということを御理解と、また評価もいただきたいというように思います。

○議長（足立 喜義君） 12番、秦伊知郎君。

○議員（12番 秦 伊知郎君） それでは、次に、公共料金の答申について伺います。

これは2月の9日に答申が出ているわけでありまして。インターネットで調べてみると、その答申内容が出てまいります。公共料金につきましては、27年度に大方の工事がほぼ完了するので、25年度以降、長期的な考え方に立っての料金を改定してくださいというふうにあります。そして今回は、23年度から27年度までの期間を限定した中での改定というぐあいに触れております。単年度で収支がバランスがとれるようにということでありまして。そして、今あります3つの形態、西伯上水道、簡水、そして会見簡水であります、これの個々の料金改定を求めているわけですが、この中には23年度5月以降の徴収分から改定せよというふうに述べてありますが、その点につきまして、明確な御答弁がありませんでしたが、答申に向けてどのようなお考えを持っておられるのか、23年度の5月以降ですので、そんなに時間は無いわけでありまして、その点について伺いたいと思います。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。公共料金審議会は、1年以上にわたっていろいろ御

審議をいただきまして答申をいただいたわけでございます。先ほど申し上げたような内容でございますが、答申を尊重するというは、これは当然のことでございます。ただ答申どおりどうでもせにゃいけんかという、これはまたいささか意見が違うわけでありまして、ここはまた議会との御相談などもして、いいところで着地点を見つけたいというように思っているわけですが、いずれにしても、これは公共料金審議会が町長に対しての答申でありますので、こういう内容だということを町の考え方というものを示して、住民の皆さんに説明会をせんといけんというように思っております。経営状況をつぶさに御説明をし、住民の皆様方にある程度御理解をいただきながら、この問題は進めていかなければいけないというように思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（足立 喜義君） 12番、秦伊知郎君。

○議員（12番 秦 伊知郎君） 町長が言われましたように、この答申の内容というより水道会計の経営状況を町民に告知する必要があるというふうに言っております。この答申の中では、公営企業として存続をせよというふうに言っているわけですが、現在、南部町におきましての水道事業、たくさんのをやっています、設備投資。現在も田住の配水池、それから、簡易水道の集中管理システムをやろうとしております。大体、大型の設備投資が終わりますんで、私は、将来的には水道会計も民間委託をして管理した方がいいのではないかなというような考え方もあります。そうすることによって経費を節減していく。水道料金が今抱えております起債残高を料金の改定で補うことは不可能でありますので、これから借金がふえないことを考えていかなければ、この水道会計というのは成り立っていかないという思いからであります。そういう考え方を町長は持ったことはおありにならないでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。民間委託ということ考えたことはないかということですけども、考えたことはございません。話としては聞いたことはございますけれども、まだそこまでの段階に至っていないのではないかとこのように思っております。南部町は114平方キロという非常に広大な面積の中に集落が点在していて、それを公共的に水道事業で賄っているわけですけども、これはもう当然、資本費がかかってこれを料金だけで全部回収することは、先ほど御指摘のとおりでありまして、なかなか困難なことでもあります。

そういうことで、国も簡易水道の補助事業などを設けて施設整備について支援をしているわけですから、いわゆる一定の水準に達したレベルにおいて、資本費について御相談を申し上げる時期がきっと来るのではないかと、このように思っておりますが、今はやっぱり住民の皆様方に安

心して安全な水を飲んでいただく、そういうところに到達するのが、しかも安定的に水道水を飲んでいただくという、そういうレベルに到達することが当面の目標でございます、そういうレベルに到達する施設整備などを一定水準終わった段階で、やっぱり今後の水道のあり方ということで先ほど申し上げられたような部分も出てくるかもわかりません。ただ、今の段階でそういうことを同じ土俵の中で議論するのは、時期尚早ではないかというように思っております。

○議長（足立 喜義君） 12番、秦伊知郎君。

○議員（12番 秦 伊知郎君） どうもありがとうございます。

次に、第二小学校の件につきましてであります、これはきちんとした通告をしていませんでしたので、そういう中で教育長に非常にわかりやすく丁寧に答えていただきました。

学校の持つ機能、そして学校、小規模学校が抱えてる問題、これから進む道、何点か上げて説明されましたが、多分、それを聞いていくと行く先が言わなくても見えてくるのではないかなというふうに思っております。子供たちにとって一番大切なのは、充実した教育環境をつくってあげることだろうというふうに思いますので、それに向かって努力をしていただきたいと思っております。議員としてできることがあれば、一生懸命で頑張ってお手伝いしていきたいというふうに考えております。

最後に、病院になりますが、非常に御努力をされておられます。町立病院としてできる限り持続をするように努力していきたいというふうに思っておりますが、1点だけ御答弁いただきたいと思っております。

今回配っていただきました事項別説明書、青色の方なんですけど、272ページに病院に対する補助金が出ております。ぜひごらんになっていただきたいと思っております。

その中で、真ん中の方ですが、図でもって金額が入っております。21年、22年、23年度、交付税と県費、これは利子分です。町費、これも利子分ではありますが、22年度は交付税が2億8,000万、県費が4,313万2,000円、町費、これも利子分です。2億3,804万1,000円、この町費、21年度と23年度はありません。22年度、過年度分の利子補給をしたときの説明の中に、今まで町が払う義務があって払っていなかった利子補給を22年度行うというふうに御説明があったというふうに記憶をしています。間違っていたら御指摘願いたいと思っております。21年度はそういう考え方が町になかったのでありますから、払っておられません。23年度は22年度に説明された町が払うべき利子分です、当然、ここに記入されていなければならないというふうに私は思います。きょう事務部長が出ておられますので、病院の方で要らないと言われたのか、あるいは町の方で来年度は財政が非常に厳しいから待って

くれと言われたのか、あるいはお支払いにならないつもりなのか、そこの辺についてはどういうふうにお考えでしょうか。病院としては当然、来年度の予算請求の中で払っていただけると今年度約束したんですから請求されたと思いますが、それについて御答弁よろしく願いいたします。

○議長（足立 喜義君） 病院事務部長、陶山清孝君。

○病院事務部長（陶山 清孝君） 病院事務部長、陶山でございます。病院としましては、当然、予算要求はいたしております。真水の4,300万は医業収益の4億にも匹敵するぐらいの重大なものでございますので、予算要求はしていますが、町政のいろいろな課題を解決するための税でございますので、その中で削減されたというぐあいに今は理解しております。以上でございます。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。病院の方からも町の利子補給分の要求が予算の段階でなされておりましたが、ここに計上をいたしておりません。これは、よく議事録でも見直していただきたいと思っておりますけれども、県の利子補給に相当するものを経営状況が非常に困難になったために22年度において根拠が要りますので、病院としては多いほどいいでしょうけれども、しかし、幾らするのかという根拠が要りますので、県の利子補給の額を1つの根拠にして21年度までのものについては資本費として、そして22年度については当該年度ですから、これは収益的3条予算に支援をするという答弁をさせていただきました。で、その折に、その当時の状況の中で病院が2億も3億も内部留保資金を持っている、そういう経営状況の中に町としては非常に厳しい財政状況で過ごしておりましたので、そういう考えはなかったということを申し上げてまいりました。

ですから、秦議員は義務ということをおっしゃいましたけれども、私は支援をした上はないわけですが、支援をせずに済めば、町の財政も厳しい状況ですから、病院の自主自立の企業経営の中で頑張っていたきたいというように思っております。これは、また状況を見て対応をしなければいけないことではないかというように考えて、今回は予算要求をしていないところであります。

○議長（足立 喜義君） 12番、秦伊知郎君。

○議員（12番 秦 伊知郎君） ありがとうございます。

この利子補給の基本的な考え方が県の利子補給に対しての同額というか、それに準じたものということで、それは状況に応じて判断できるという御答弁でありました。現在、病院の内部留保金は幾らありますか。

○議長（足立 喜義君） 病院事務部長、陶山清孝君。

○病院事務部長（陶山 清孝君） 西伯病院事務部長、陶山でございます。内部留保は現在、今、正確数字をここで見てませんけれども、1億を切った状態ですが、23年度の黒字になるのか赤字になるのか、このあたりと、ことし少なくとも例年よりも経営が改善しているということを見れば、一定の改善はあると思いますけども、安定した状態にはまだまだないというぐあいになっています。

○議長（足立 喜義君） 12番、秦伊知郎君。

○議員（12番 秦 伊知郎君） 町の財政が非常に厳しい中、なかなか病院に4,000万余の財源を繰り出すというのは非常に難しい面もありますが、しかし、トータルで26億から27億の規模を誇る病院経営の中で、内部留保金が1億を切ってるという状況は非常に経営的には難しいのではないかなというふうに考えております。なぜこういうことを言うかということ、やはり少しでも留保金がなければ、病院が弾力的な病院経営を展開していくことは非常に難しいのではないかなというふうに思います。確かに町の財政も厳しいんですけど、病院があることによってどれだけこの町がメリットを受けてるかということを考えてみれば、やはり毎年少しでも交付税以外に町の資金の補てんをする必要があるのではないかなというふうに、私は常に考えているから言っているわけでありまして。状況が悪くなったらお金を出すというのは、私は病院の経営にとっては非常に辛いことではないかなというふうに思いますが、その点どうでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。やっぱり地方公営企業で運営をするという原則がございまして、病院は病院としての自助努力というものを果たしていただかなければいけないというのが原則であります。最初の秦議員の御質問の中で、4億円の財政の縮減をどのように対応するのかという御質問もいただきました。やっぱりこういうところでお互いにできる努力をしてくんと、あれもいいこれも大事だってやっておれば、破綻はもう目に見えております。私はやっぱり西伯病院は町政の中で非常に重要な位置を占めてございまして、支援が必要なきときにはしっかり支援をしなければいけませんけれども、まずその前に自助努力というものを求めたいというように思っているわけです。これはそういうことで随分努力をいただいております、医療保険制度や介護保険制度の同時改定がまた来年はありまして、そういうことでの評価もあるかもわかりません。そういう世の中の流れというものも同時に見ながら、町として果たさなければならない責任だとか義務は、きちんと果たしていきたいというように思っておりますが、第一義的には、やっぱり地方公営企業の本旨にのっとって自助努力をしていただきたいというように思っており

ます。

○議長（足立 喜義君） 12番、秦伊知郎君。

○議員（12番 秦 伊知郎君） よく理解をしております。少し、これは言いたくなかったんですけど、経費の面でありましたんで、一言だけ言わせていただきたいなと思います。

この庁舎の維持管理費、これも事業別説明資料の中に入っておりますが、法勝寺庁舎の維持管理費、これは22年度、今年度ですね、約1,500万円です。23年度、1,770万円になっています。特に多くかかっていたのは空調設備でありました。それが非常に効率的な木製ペレットにかわってまいりました。当然、維持管理費は若干でも減るかなと思ってたんですけど、270万円増額になっています。会見庁舎は650万円が760万円になっています。これは庁舎も新しくなり、いろんな面で経費がかかるといふふうに考えますが、少し各部類の経費というのを総点検していただければ、若干の経費の削減ができるのではないかなと思いますんで、その点につきまして検討の方をよろしく願いいたしまして、質問を終わりにしたいと思います。ありがとうございます。

○議長（足立 喜義君） 以上で、12番、秦伊知郎君の質問を終わります。

○議長（足立 喜義君） ここで休憩をいたします。再開は11時30分であります。

午前11時16分休憩

午前11時30分再開

○議長（足立 喜義君） 再開をします。

続いて、1番、板井隆君の質問を許します。

1番、板井隆君。

○議員（1番 板井 隆君） 1番、板井隆です。議長よりお許しをいただきましたので、3点について質問いたします。

最初に、平成23年度予算編成に当たり、町長の基本姿勢を伺います。先ほど、秦議員の方から一般質問の冒頭でもありました、去る2月28日衆議院本会議において、2011年度予算案が可決されましたが、予算に伴う関連法案の成立がめどが立っていない状況で、国会は混迷が続いています。その中で、我が南部町は平成22年度補正予算と一体となった15カ月予算で、平成23年度一般会計予算総額67億2,834万7,000円が計上されています。歳入の内容を見ますと、自主財源は24.1%で全体の4分の1であります。町長は、南部町23年度予算

に当たり、施政方針の中で行財政改革に努めながらソフト事業へ軸足を移して、文化的活動や子育て支援などに努め、明るく活力のある地域づくりのため、地域振興区活動や町民の暮らしに目を向ける施策の構築を目指しているとの説明がありました。

そこで、町長マニフェストと新年度予算の施策との方向性について、1つ、南部町における緑の分権改革構想について、2つ、所得向上プロジェクトによる町民の所得増加施策について、以上2点について伺います。

次に、地域振興協議会の検証と今後の進め方について伺います。

南部町で7地区の振興協議会が設立され、4年が経過をしました。先月、議員全員協議会で7地区の振興協議会の会長、副会長に出席いただき、意見交換会が開催されました。そこで、各振興協議会のそれぞれの取り組みについての現状と諸課題についてお聞きしました。各協議会とも地域の現状を踏まえ、地域の諸課題の解決と地域の活性化や人づくりに真剣に取り組んでおられる様子に感動と共鳴を受けたのは、私だけではなくこの会に出席されました議員の皆様も同様だと思います。その中であって、課題と問題点については、地域の立地条件や習慣によって振興区間での温度差もまた感じました。町長の施政方針の中で、何度か地域振興協議会との連携、協力の呼びかけが出ており、また、国では地方分権が今後さらに推進される中であって、各振興協議会の役割は大変ではありますが、重要であると言わざるを得ません。今3月で支援職員も撤退されますが、振興協議会の自立に向けた町としての今後の施策について、1つ、今後の振興協議会を運営する中で、町としての人材支援と経済支援について、2つ、公共施設の指定管理による管理運営について、以上2点について伺います。

最後に、地域交通不便対策について伺います。

南さいはく地域振興区の交通不便対策については、不便解消に向け、2年間にわたって期間限定ではありますが、3回の試験運行が行われました。去る2月13日に、南さいはく振興協議会が主催となって、共助交通システムにより昨年8月から3カ月間実施された試験運行の検証が、利用者の方、運転者の方、事務局で開催され、地元議員として足立議長と参加し、意見交換会がなされました。さまざまな問題がある中で感じたことは、通院や買い物にバス停まで40分かけて歩いて出ている方や、最近足が悪くなってバス停まで遠いので、できる限り外出をしないよう我慢をしている方など不便を強いられている住民がおられ、バス路線の通っていない集落について、何としても交通不便の解消に向けた施策を講じていただきたいと思います。

そこで、この2年間で3回の試験運行についての検証と、交通不便解消のための今後の町長の考えについてお伺いをし、壇上からの質問といたします。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 板井議員の御質問にお答えをしております。

最初に、緑の分権改革構想についてでございます。総務省では平成22年1月、平成21年度第2次補正予算案の閣議決定後に、緑の分権改革推進本部を設置しております。この事業の目的は、活力ある地域社会を形成し、地域主権を確立するため、それぞれの地域で行政、市民、NPOなどと協働、連携して、地域資源を最大限活用し、地域力を高めるための多様な取り組みを展開できるように支援することにあります。

それぞれの地域が森、里、海などやそれらにはぐくまれる食料、エネルギー、あるいは歴史・文化資産の価値を把握し、地域のきずなの再生を図り、地域から人材、資源、資金が流出する現在の中央集権型の社会構造から、分散、自立、地産地消、低炭素社会構造へのシフトするということを実現しようとするものでございます。

簡潔に申しますと、今までは地域ではぐくんだ人、地域にある資源、資金が大都市を中心とした経済圏域に流出していました。そこで地域ではぐくんだそれらを地域で消費、流通できるように社会の構造を根本から変えるというものであります。そこに低炭素社会と地域資源の活用を絡めて、自然、文化、きずななどの地方の持つ優位性を前面に出し、多面的な地産地消を目指すものであります。そのことによって地域の生きる力を醸成でき、地方分権で言われるところの魅力的な自立した地方へと生まれ変われるというものであります。

本町では、この構想の中の低炭素社会の実現の分野については、平成17年度に南部町地域新エネルギービジョンを策定し、4つの重点プロジェクトを定め、事業展開をしているところです。

それは、1つ、人々が集う観光施設への新エネルギーの導入、2つ、地場産業の振興につながる新エネルギーの導入、3つ、公共施設への先導的な新エネルギーの導入、4つ、住民、事業者に対してソフト施策による新エネルギーの導入であります。

具体的には観光施設への新エネルギーの導入については、本年度、緑水園駐車場に鳥取県西部地区の自治体では初めて電気自動車のための急速充電器を設置しました。地場産業の振興につながる新エネルギーの導入としましては、協同組合レングスにおいて自社から出る木質チップを使った木材乾燥機が設置されました。また、公共施設への先導的な新エネルギーの導入としては、西伯・会見小学校、法勝寺庁舎、天萬庁舎に太陽光発電設備を設置、あわせて両庁舎へはLEDの照明機器を設置しております。また、法勝寺庁舎には木質ペレットを使用した吸収冷温水機を設置しました。加えて、平日は公用車、土日や祝日は町民へ貸し出しが可能な電気自動車も、県内市町村では初めてリース購入しております。町民や事業者の皆様に対しましては、平成20年

度より住宅用太陽光発電システム補助金を整備しまして、国の補助金と連動した取り組みを実施しています。このように、重点項目を計画的に実施することで、循環型低炭素社会へのフラッグリーダーとしての歩みを進めているというぐあいに思っております。

今後の取り組みとしましては、大企業に課せられた二酸化炭素の削減目標に対して、本町で削減した二酸化炭素を売るカーボンクレジット制度の活用や、農業用水路などの小規模な川を利用してのマイクロ水力発電、間伐を利用したまきやペレットを利用したストーブなどへの補助を予定しております。

また、昨年は米子に電気自動車や太陽光発電設備などの製造を行う最終的雇用人数約800人の計画を持つナノオプトニクス・エナジー社の誘致もありまして、南部町からの雇用も大いに期待できます。ナノオプト社の進出は、鳥取県西部地区全体として大変意義深く、企業、官公庁にとどまらず、住民の皆さんの環境に対する物の見方も大きく変貌することになると考えております。

また、地域資源活用の分野では、地域振興協議会におきましては特産品の開発などで地域の眠っている資源に焦点を当てて、みずから生産、加工、販売し、収益を出し、再生産するといった循環型の地域再生の試みを既に実施されているところもございます。このことは、緑の分権改革が提唱される以前から評議会などで実施、検討されておりまして、地域力発揮の最たるものだと考えております。

また、歴史的資産を観光へとマッチングさせまして、新しい観光型ビジネスへの期待が寄せられます。平成24年度に迎える「古事記」編さん1300年を好気ととらえて、赤猪岩神社から清水井に至る古道を復活させ、再生復活の町南部町ということで、地域を巻き込んだ事業展開を模索したいと思います。

このような取り組みの中から最終的に目指すものは、自然からの大なる恩恵を有効活用し、人、金、物の地域内での循環でできるだけ地域が自立していく社会でありまして、そのためには地方分権、地域主権が必然的に求められるという導きでありまして、緑の分権改革構想の真髄であります。地域に活力あり、今まで申し上げたようなことが具体化できれば、町政の大きな推進力になります。ひいては国や世界をも変えていくことになると考えております。

これからのすべきことは、子供たちの笑顔を絶やすことなく、現在を生きる我々が責任を持って地球温暖化対策などに役割を果たしていくことだろうというように思っております。その一歩として、低炭素社会の実現を合い言葉に、行政と町民の皆さんが一緒になって少しでもアクションを起こすことが住みよい南部町をつくり上げることになると考えているところでございます。

次に、所得向上プロジェクトでございます。最初に、このプロジェクトを説明させていただきます。

これは、平成21年4月の課長会におきまして、南部町の所得状況が近隣町村に比較して低いために、所得向上のプロジェクトチームでも組んで対策を行うべきであるという旨の意見をいただきました。これを受けまして、所得向上プロジェクトチームを立ち上げることとなりました。マニフェストにも掲げましたとおり、我が町では農業を抜いた産業で町づくりを行うことは不可能と考えております。そこを土台に、所得向上プロジェクト委員会で検討しました。4月から毎月1回開催して、平成22年度の当初予算編成まで十分な議論を行い、所得向上プロジェクト委員会で絞り込み、その結果を担当課であります産業課で整理し、新規事業として提案をし、平成22年度に実施したところでございます。

このような経緯から、所得向上プロジェクトとして、汗かく農業者支援事業を取り組みました。これは販売を最終目的とした事業計画を提出していただきまして、養魚田の整備、栽培促進、施設整備の3つの事業種目に補助を行うものであります。養魚田整備の事業費の上限は50万円、栽培推進の事業費の上限は30万円で、補助率は2分の1、施設整備事業の事業費上限は150万円で、補助率は3分の1です。この事業のねらいは、農作物の自給率向上と農地の利活用に大きな役割を担ってきた小規模農家の活性化を図るところにあります。

従来の支援の発想を変えて、だれでも取り組みやすい所得向上プロジェクトによる事業実施により、収入アップを見込み、小さな経済を数多くつくります。具体的には、取り組みやすい小さな規模で月に3万円から5万円程度の小さな所得を継続して得ることを目標にしておりまして、地域経済が潤い、地域の発展につなげていくという新しい発想であり、これからの農業の活性化に資するものと考えております。平成22年度の事業実績ですが、17県を認定し、当初の見込み実施数21件に対しまして80.9%の実績となっております。初年度の取り組みとして、情報なんぶSANチャンネル、各種会議などを通じて周知を行い、取り組んできた結果、町単独の新規事業の取り組み実績としてはまずまずの成果が出たのではないかと考えております。

所得増加の結果を検証するには、5年間の実施状況報告により取り組み内容を確認していきながら、指導、あるいは側面的サポートにより、最終目的である販売まで行っていただきます。県の農業改良普及所、町内販売団体などの連携体制も認定委員会を通じて整えておりますので、事業実施者の不安や課題を解消する取り組みも万全を期す考えであります。たちまちにこの結果は求められませんが、事業を継続することにより、年次的に事業実施者の増加を図り、所得向上のきっかけとなる取り組みとして平成23年度も重点的に推進してまいります。

ぜひ、所得向上プロジェクトで練り上げられた事業を活用していただきまして、町としても事業を継続し、意欲ある小規模農家が活性化するように取り組んでいきます。このことによりまして元気な農業者を育成し、地域農業の振興、活性化を通じて、地域経済の活性化を図ってまいりたいと考えているところでございます。

次に、地域振興協議会の検証と今後の進め方についてでございます。地域振興協議会は、御存じのとおりみずからができる範囲において地域の課題は地域で解決し、地域のことは地域で決めて、自分たちの地域は自分たちでつくっていくという趣旨で、地域づくりに責任と誇りを持った新しい組織として設立されました。このことは、政府が提唱しております地域主権、つまり、住民が地域で主権を行使するということが、本町においては4年も前から取り組まれていたということにほかなりません。今まではお手本もなく手探りで進んできたために、随分、逆風にも遭いましたけれども、今では後方から風を受けて進んでいる状況であると自負をいたしております。

その協議会の取り組みにつきましては、これまでの議会でもその都度報告をさせていただいているところです。この間、町としましては協議会活動を財政的、人的に支援してまいりました。人的支援につきましては、設立当初は3年程度と考えておりましたが、4年目を迎えた今年度も継続して支援を行い、協議会運営を応援してまいりました。人的支援につきましては、各協議会の会長さん方と相談、協議を進め、当初の2名体制から1名へ、さらに来年度からは協議会内に支援職員を配置せずに、企画政策課に正規の専門職員を1名配置し支援する体制とするように計画しております。さらに、これまで支援職員が担っていた部分のフォロー体制として、地域づくり計画及び集落づくり計画実践に向けたアドバイス、事務処理の支援、町とのパイプ役などの役割を担っていただくよう、新たにサポート職員1名を臨時的に企画政策課に配置したいと考えているところです。

しかし、永続的にサポート職員を配置するということは考えておりません。それは、地域振興協議会が行政の下請機関ではないからであります。高齢社会となって、価値観の多様化、高度化などで広がった新たな公共領域を行政と協働して担う自主、自立の組織であるべきであると認識しているからであります。振興協議会には、将来的には法人格でも取得していただき、行政とは違った立場で後になり先になり、また上になり下になり、それぞれの立場や持ち場で協働して住民の暮らしを支え、南部町の未来を一層豊かなものにしていくかなめの組織として発展してほしいと強く願うものでございますが、そうかといって振興協議会の自主性を阻害してはなりません。したがって、あくまでも激変緩和的な対応として、現時点で2年間程度の配置を予定し

ているものでございます。このサポート職員の人件費に係る予算措置につきましては、本議会に提案させていただいておりますので、よろしくお願い申し上げます。

また、財政的支援につきましては、引き続き一括交付金を交付し、協議会が取り組まれる事業に対して支援していく考えであります。ただし、地域振興協議会が自立を目指すためには自主財源の確立も必要であると考えております。自主財源の確保につきましては、コミュニティービジネスの道などを考えていくことが必要であると思います。例えば、地域振興協議会が中心となって農産物の生産から加工、直売所での販売までを行って地域にお金が回る仕組みを確立できれば、結果として地域に活力と雇用が生まれてきます。各振興協議会では、今までの取り組みから少しずつ地域産業の芽が出てきていますので、今後も引き続き協議会と連携しながら事業展開を進めていくために支援をしております。

次に、公共施設の指定管理、運営についての質問であります。平成23年4月より、すべての振興協議会において公共施設の指定管理を行っていただくこととなりました。これまで地域の施設、特に地区公民館としての役割を持っていた施設については、地域の皆様に愛着を持って管理、使用していただくことの方が望ましいのではないかと考えておりました。このたび地域振興協議会が管理主体となっていただくことになりましたので、活動の拠点として位置づけられて、協議会としても地域における自主活動の活性化を図ることができると思います。このことによって、従来以上に施設の有効活用と利用者の利便性の向上、地域コミュニティーの活性化、加えて、その施設から新たな価値の創造や地域づくりの発想が生まれ、協議会活動、ひいては地域活動が活発化するものと期待しているものでございます。

最後に公共交通不便対策についてでございます。まず、南さいはくにおける2年間の試験運行について御説明申し上げます。バス路線から遠い集落にお住まいで自家用車などの移動手段をお持ちでない方々には、通院や買い物などの外出は容易ではございません。そのため、住民が提供する共助の仕組みを地域で構築し、利便性の確保と地域づくりに取り組む共助交通システムなどをこの2年間試行してまいりました。

平成21年度にはワゴン車による集落巡回輸送と共助交通の2方式の試験運行を行いました。ワゴン車による試験運行は、町が主体となり、平成21年6月と7月の2カ月間、上長田と東長田を対象に無料で運行いたしました。路線バスの停留所から距離のある集落を回り、各地区週2回、1日3往復、路線バスとの接続も考慮に入れて運行ダイヤを設定し、集落とバス停間を運行しました。この試験運行の利用状況は、東長田と上長田、いずれも小学生の通学時の利用が多く見られ、上長田の方が利用人数がやや多いという結果になりました。

また、21年11月30日から12月25日までの1カ月間、県が主体となり東長田地区を対象に、地域の人が車などの交通手段を持たない人を運ぶ仕組みである共助交通の試験運行を実施しました。試験運行ということもあり利用者負担はなく、車両もレンタカーを使用して行ったところです。共助交通の利用目的としては、医療機関への通院、総合福祉センターへの通所、買い物が必要なものでしたが、利用者の声としては自宅近くから目的地まで乗りかえなしで行くことができた、買い物の荷物を気にしなくてよかったとの声を多くいただきました。

21年度の結果を受けて22年度は南さいはく振興協議会が主体となり、8月2日から3カ月間試験運行を実施していただきました。22年度は路線バスの乗客数を減少させない配慮から、自宅周辺から原則として最寄りのバス停、または地域内の移送しました。車両は前年同様レンタカーを使用しましたが、3カ月のうち最後の1カ月については、運転協力者の自家用車での運行としました。22年度の利用状況につきましては、前年度の目的地までの送迎が利用者には好評であったのに対して、今年度は送迎区間を地域内のバス停までに短縮したことによりまして、利用者が大幅に減少いたしました。これは、前述のバスほか既存の交通事業者との兼ね合いも配慮することを地域の総意として決めていただいている反面、生活交通を必要としている方々にとっては目的地までの送迎のニーズが高いという結果が出たと考えております。

以上、2年間の試行を踏まえて共助交通システムの成立条件としましては、次の3点が上げられるのではないかと思います。1点目は地域内での運転者の確保、2点目は有償の場合に実施主体に法人格があること、3点目は路線バス、タクシーとの協調であります。

交通不便解消のための今後の施策についてでございます。南部町には路線バス、ふれあいバス、タクシー、福祉タクシーなど、さまざまな交通機関があります。町としましては、それらの交通手段を利用される区間や時間帯などの面からも最も効果的に活用し、生活に必要な交通サービスを確保することで町民の皆様の利便性を図りたいと考える次第です。一例を挙げますならば、共助交通は路線バスの接続時間に合わせて実施、バスのない時間帯にはタクシーや福祉タクシーなどを利用していただき、その際、支援が必要な方を対象に料金助成制度なども設けるといような案も考えているところです。これらのことを具体的に検討するために、今年度末から南部町における交通問題の検討会を設置し、町内各方面からの意見や大学、高等専門学校など専門的分野からの御指導を得るなどして、今後の交通政策を立案、実施していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（足立 喜義君） 1番、板井隆君。

○議員（1番 板井 隆君） 1番、板井です。本当に詳細にわたって御説明いただきましてあ

りがとうございました。質問の順番にそれぞれ再質問をさせていただこうと思います。

最初に、緑の分権改革構想ということで再質問をさせていただこうと思うんですが、町長が22年の4月、年度初めに職員の皆様へということで配信されましたメールがありまして、6月にはちょうど先ほど言いましたエコの、車の藤原社長さんですか、そういったことも書いてあったりとか、私も出たときには、職員ではないんですが、見させていただいておりまして、町長の考え方とか、そういったものをいろいろと勉強させていただいているところなんですけれど、昨年の4月の14日にこの緑の分権改革構想、町長の私案ということで幾らか上がってきておりまして、先ほど答弁でもありましたエネルギーの削減のこととか、それから2番目が食料、それから3番目が住まい、それから4番目に歴史、農林業、体験型観光、5番目にまちづくり基金の整備、それから6番目に資金ということでそれぞれいろんなものを上げて書いておられます。先ほどの答弁でもあったんですけど、こういったものを本当に確実に着実に続けてもらっているというふうに思っておりますけれど、まず最初に、先ほど話がありました汗かく農業者支援事業についてなんですけれど、先ほど22年度では18件、それから今年度、新年度、23年度では19件ですか、件数は言われたかどうかわかりませんが、参考資料を、予算資料を見てちょっとしゃべらせていただいているんですけれど、そういうふうな形になっております。ちょうどSANチャンネルで放映がありまして、今3人の方ですか、最近ではハウスでハウレンソウをつくってふれあい市で出してるということでお話があって見ていたんですけれど、非常にそのことが定着すればというふうに思っておりますけれど、この事業についてももう少し幅広い支援的なものがないかなというふうに思ってるんですけれど、その点についてどうでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 産業課長、景山毅君。

○産業課長（景山 毅君） 今、板井議員さんの方から幅広い支援ということがあったわけですが、具体的にどのようなことがということがわかれば、もし教えていただければいろいろこの中でできることについてはどんどん中身を変更してでもいっていきたらなというふうに思っておりますので、そのほかでもいろんな提案をいただければ、順次できるものはやっていきたいと思っております。よろしくをお願いします。

○議長（足立 喜義君） 1番、板井隆君。

○議員（1番 板井 隆君） ありがとうございます。私もちょっと今ふと気がついて話をしてしまったもので、そこまでなかったんですけれど、ぜひこういったことは、先ほど町長の答弁にもありました月二、三万ぐらいというような、あったんですけれど、やはりそういったようなところ、一番はやはりこれから団塊の世代の方がどんどん退職されて、例えばUターンがあった

りとか、それからまた今まで近くで仕事をしてたんだけど、今後農業でもしようかという人がどんどんふえていくんではないかなというふうに思いますので、そういったところをぜひとも町とできる限り就労意欲といいますか、農業に対する思いが入っていくようにお願いできたらというふうに思っております。

ことしの小水力発電とか、県の方では賀祥ダムに水力発電ができるとか、家庭用のボイラーに対しての新エネルギーの導入、促進事業などがあるんですけど、その中の一つにペレットの町内生産で自給自足ということが実は町長、上げておられたんですけど、先ほど協同組合レングスの話をされました。身近でそういった木にかかわる仕事といいますか、事業所があるわけなんですけれど、まだまだもうちょっと町内でこの事業によって家庭とか、それからまた小学校や中学校、公共施設もいろいろとあるわけなんですけれど、そういったところに広げて、ある程度需給が多くなればそういった計画もなされてもいいんじゃないかなと思いますが、その点について町長の考えはどうでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。職員の皆様に大体毎月1回メッセージを出しております。昨年の4月のメッセージの中に緑の分権改革構想ということで、私の思いというものを伝えております。その中に、今、御質問いただいた木質ペレットの町内生産で自給自足ということも掲げているわけです。今回23年度の予算において、ささやかですけれども、まきだきボイラーだとか、木質のストーブだとか、そういうものに支援をするようにしたわけなんですけれども、やっぱりそういうことをもって山に関心を持っていただく、まきでも自分でつくってボイラーでたくというようなところからスタートするのではないかと思います。

ただ、山のある人ばかりではなくて、そうではないお方も、御家庭もありますから、そういうところに木質ペレットだきのストーブが普及すれば、現在は赤碕清掃というところにつくったペレットを供給していただいておりますけれども、レングスでそういう供給基地になっていただいて、自分とこの町の燃料が自分とこの企業で自給自足できれば、これはまさに分権改革構想の言っている地域での地産地消ということにつながってくるわけでありまして、そういうすそ野の広いことを考えております。今すぐ木質ペレットをつくる、供給できる体制を整えるということではないんですけれども、やっぱりまず需要を高めていただいて、木質のストーブや給湯器などへの需要が一定程度つくっているという状況の中で、町内のレングスにそういう役割を果たしていただいたらという思いですね、願いで書かせていただきました。このようにしていけばきっと、今、油が上がって大変なんですけれども、そういう危機にも何とか耐えることができるのではな

いかと、家計のいささかの足しにもなるのではないかと、このように思うわけです。

○議長（足立 喜義君） 1 番、板井隆君。

○議員（1 番 板井 隆君） ありがとうございます。ぜひとも周辺の市町村等もありまして、これからそういった公共施設がどんどん温暖化防止ということで導入も進んでいくんではないのかなというふうに思います。どんどん進んでくれば、どこかがやっぱり手を挙げていく、例えばレングスの方で手を挙げられるとか、そういったこともあるんじゃないかなと思います。こういった身近なところにありますので、ぜひともタイミングを逃さないように考えていただければと思います。

それからもう 1 点ですけれど、桜を含めて観光客誘致なんですけれど、日本一長い桜土手、50 年以上の時間資源を蓄えた法勝寺の桜、花のテーマパーク花回廊を生かして観光イベント、ナシ、カキ、イチジクの観光農園など、また緑水園、森林公園などで 100 万人の観光客を誘致したいというふうにしてあるんですけど、ぜひともこの観光については力を入れて、このたびも早速、赤猪岩神社の方で土のう整備とか駐車場の整備をしていただくわけなんですけれど、やはり観光というのとはとにかく人との交流、町外からどんどん人に来てもらえる場所や施設を整備していくというのは、町にとっても決してマイナスにはならないというふうに思いますので、これはお願いをしておきます。

それで、最終的にこの全体を見ていきますと、特に中心となって頑張ってもらわなくちゃいけないのが、振興区の役割というものが非常に大きいんじゃないかなと思っております。これについては後で協議会の話になりますので、そちらの方でまた話をさせていただければと思います。

次に、所得向上プロジェクトということでされておりました。ちょっと私、間違えてさっき先に所得向上の方を話をしてしまって申しわけありませんでした。

先ほど、とにかく農業が土台なんだというふうに言われました。農業については、先ほど産業課長の方にもお話をしました。いろんな面で何かあれば私の方もまた考えますし、町としても考えていただいて新しい支援をつくっていただければというふうに思います。

それで、もう一つなんですけれど、今回の町長の施政方針の中に、昨年 10 月に南部町の小規模工業工場の取り扱い要綱を制定して、町の発注する 30 万円未満の改修工事などについて商工会を窓口にして町内小規模業者ができる環境を整えて、23 年度において本格的に実施したいということが書いてありました。これは、私、2 回ほど質問させていただいたんですが、小規模工事等契約希望者登録制度、これに多分近いものではないかなというふうに思っているんですけど、これの 23 年度の進みぐあいといいますか、どのような形で、商工会が窓口になるというのはわ

かるんですけど、いつごろから始めてというような計画を持っておられるのかお聞きしたいと思っています。

○議長（足立 喜義君） 建設課長、三嶋義文君。

○建設課長（三嶋 義文君） 建設課長です。板井議員さんから2度ですか、提案いただきまして、昨年の10月に要綱をつくりまして、商工会さんの方には会員募集をしていただきまして、一覧表、名簿ができ上がりました。11月から試行という形で、町営住宅の関係の修繕工事を商工会を介してお願いしてみたらということで、考えて進めてはみましたが、何せ時間的に、町営住宅の修繕というと時間的に非常に早急に修理せんといけんというようなものが多くございまして、ゆっくり業者さんを、事業者さんを選んでというようなものが早速になかったもので、実績としては上がっておりません。

ですが、この3月に今まで町営住宅だけで考えておりましたけれども、学校施設とか、そういったところの公共施設の修理修繕にも取り入れるにはどうしたらいいのか、どこに工夫が要するのか、そういうことを考えまして、商工会さんとも協議いたしまして、遅くなりましたけれども3月に協議して4月から改めて広く実施という計画ではあります。以上です。

○議長（足立 喜義君） 1番、板井隆君。

○議員（1番 板井 隆君） ありがとうございます。これも一種の一人親方の所得向上の施策ではないかなというふうに思っております。とにかく町内に、先ほど町長も循環型と言っておられましたけど、やはり町内の方にお金を落としていただいて町内で買い物をしてというような形で、そういった一つの循環型というのも大切ではないかなと思いますので、ぜひとも4月からしっかりとまたPRもしていただいて、たくさんの方に登録いただいて活用をしていただければというふうに思います。といいますのは、やはり2次産業や3次産業の方にもやはりこの所得の向上プロジェクトというものがあってもいいのではないかなというふうに思って、今回の中に町長の施政方針の中にあっただので、ちょっとこれを上げさせていただきます。

それから、もう1点ですけれど、特産品の開発や販売の促進に向けた支援ということで、なかなか個人というわけにはならないかもしれません。先ほど町長言われました、6次産業まで自分でやって、生産から加工、販売までということで6次産業までやっていけば自分でできるわけなんですけれど、なかなかそういったわけにもいかないということで、特に昨年、緑水園の方で竹するめをつくられました。たくさんの方が、町内の方がタケノコを持ってきて竹するめという一つの特産品ができたわけなんですけれど、そういったところを施設整備とか、いろいろと緑水園の方もかかっているのではないかなと思いますし、それから、その竹するめを何とか盛り上げよう

ということで竹するめ音頭とか、職員の方が自分たちで自作自演でやっておられて、私も緑水園の方に何回か行ってるうちの、多分もう10回ぐらいは踊りを見せてもらったでしょうか、竹するめを何とかPRをしたいということで頑張っておられます。例えば、CDを作成するとか、そういうようなこともあるのではないかなと思いますので、ハード的なことはなかなか難しいかもしれませんが、そういったソフト部分での支援をしていただいて、竹するめほか特産品を売り込むような、そういったような所得向上といいますか、売り上げ増加といいますか、その辺のこともお願いできたらと思うんですが、考えを聞かせてやってください。

○議長（足立 喜義君） 企画政策課長、長尾健治君。

○企画政策課長（長尾 健治君） 企画政策課長でございます。商工観光を所管する課でございますので、私の方からお答えいたしてまいりたいと思います。

今、おっしゃいました竹するめ、あわせまして竹するめ音頭は私も非常に何とかこれを伸ばしていきたいという強い気持ちを持っておりますので、販売はもう企画政策課でも率先していろいろところで手を打っていきたく思いますし、それから販売とあわせまして音頭、それから踊り、これの普及、知名度も並行して高めていきたく思います。

ちなみに特産品につきましては、今後さまざまなものを世に出していきたいと思っております。そして、皆様にもお願いしたいと思っておりますので、竹するめにかかわりませず積極的に支援をしてまいるつもりでおりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（足立 喜義君） 1番、板井隆君。

○議員（1番 板井 隆君） ありがとうございます。とにかく町民の方、また事業所の所得が1円でも多くなるということに対して、これが所得向上に対するプロジェクトとしてのまた施策であると思います。今までも、決して汗かく農業だけではなくて、いろいろな面でそういった支援事業というのをやっておられるわけなんですけれど、町長の書いておられたことに対してちょっと私の感じたところを、またこうしてほしいなというところをお話をさせていただきました。ありがとうございました。

次に、地域振興協議会のことなんですけれど、時間の方が大分少なくなってきたので、ちょっと急いで、でもちょっとここは、この2つの方が本当は大事というわけじゃないんですが、私の思いの方はあって大事だったんですけれど、ちょっと聞きたいところだけ順次話をさせていただければと思います。

協議会の中で2月の14日に各それぞれの振興協議会の会長さんとの意見交換会という中でそれぞれの話があったわけなんですけれど、特に最初に職員のことなんですけれど、先ほど町長の

方から話がありました、企画課の方で支援職員を1名、それからアドバイスや事務的なことで臨時職員の方を1名ということで2名になるわけなんですけれど、正直言ってこの状態でどれだけのカバーができるのかなという、特にこのことをそれぞれの会長さんは非常に心配を実はしておられます。そういったこれからの状況の中で、どうやって本当にやっていけるんだろうかと、先ほど町長の方は自己財源もつくらなくちゃいけない、自主努力もしなくちゃいけないということであったんですけど、ある振興協議会の会長さんはそれをやってる暇がないんだと、2人になってしまうとやってる暇がないんだというふうに話もしておられました。その辺について本当にこの支援職員1人と、それから臨時の方1人で7つの振興区が賄えるというふうに、カバーができるというふうに思っておられるんでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 企画政策課長、長尾健治君。

○企画政策課長（長尾 健治君） 企画政策課長でございます。平成22年まで5地区を担当しておりました5名の支援の職員が、23年度からこういう形での支援の制度というのを変えまして、先ほど町長の方から説明も答弁もあったところですが、1名の振興協議会の支援専任という形での職員と合わせまして、その人だけではやはりちょっと手が足りなくなるということも懸念いたしまして、サポートの職員を1名ということでございます。あわせて、これに必要なところは企画政策課の職員や、それから町の職員全員が振興協議会を支援していくというスタンスではおるところでございますので、これでいくという考えでおります。

ただ、そのような形の支援ばかりではございませんで、今まで皆様の各振興協議会の業務というのが、先ほども町長答弁にありましたように、4年かかって道を切り開いてこられましたので、そのあたりでは一定道がついておりまして、きちんとしたレールが引かれたという認識でおりますので、開設当初のような性質の業務というのは少なくなっておりまして、経常的なものも随分ふえてまいりました。その中で特に経理のことが私も非常に心配しておりまして、経理というのは日々入力しなくてはいけないと、記帳しなくてはいけないという性質のものでございますので、昨年からパソコンを使って経理のソフトを導入を検討しておりまして、今月にはほぼ導入を終わって、おけいこをして、4月からはパソコンを使った経理のソフトで経理は実施すると。このことで、日々のお金の入力はもとより中途でも、それから決算期でも瞬時にして決算状態、お金の状態がわかりますので、非常に省力化は図れるというような努力もいたしておるところでございます。以上であります。

○議長（足立 喜義君） 1番、板井隆君。

○議員（1番 板井 隆君） ありがとうございます。そういったソフトを入れていただければ

経理的にももうちょっと楽になるのではないかなと思うんですが、あとこの支援については、人については仲田議員が後でもう一回質問されますので、ちょっと私はこれぐらいにさせていただきたいと思うんですが、ただ私が言いたいのは今、会計様式が変わったりして一般会計と、それから公益会計といいますか、会計といろいろな会計があると。例えば、南さいはくでいけばいろんなスーパーボランティアの関係とか、それから森林保全税とか、地域づくりのウドづくりの生産部会とか、そういったことをやりながら、それがそれぞれの今度は会計になるということで非常に会計が大変になってくるというようなところを心配しておったんですけど、ソフトが入るということであればいいのではないかなと思いますけれど、あと仲田議員の方に引き継ぎをさせていただきまして、指定管理によって公共施設、それぞれの7地区の公共施設はすべて指定管理によって振興区の方で対応するようになったということなんですけれど、今回、天津の運動公園ですか、の方にも芝生化もしていただけるということで、やはり知恵を持って、考えを持って出したところには確かに支援をしていただけるんだなという安心感は、今回の予算を見て思ったんですけど、あとはやはり今度は使ってもらうものを維持管理していく管理費なんですけれど、どうしても公的施設というものは町内の方が使われると、もちろん無償でなくちゃいけないというようなこともあるかもしれませんが、これからは、どうしてもそういった協議会の方で管理をしていくということになれば、維持管理等々も出てくる。どこかで利益もしなくちゃ次のことができないというところから、やはりその辺の使用料について毎月協議会もしておるようですので、ぜひとも会長さんとか事務局の方にも話をしてもらって、改善すべきところは若干負担、使用される方には負担もふえるかもしれませんが、やはり最低でも電気代とか、そういったものがある人、それから何かの教室とかで使われるときでも、その先生は指導料をもらって町民だから施設は払わないというようなことがあると、やはりそれもどうかなという気もいたします。ですから、その辺をやっぱり十分に精査していただいて、無料である、やっぱり有料のところは有料にしないでなくちゃいけないということも考えていただきたいなというふうに思います。これは、済みません、私のお願いだけで終わらせていただきます。

最後に、あと3分しかありません。共助交通のシステムのことなんですけれど、実は私も、西部総合事務所の方の中山間地域の振興協議会というのがありまして、そこの委員をさせていただいておりまして、私、生活安全分科会というところに所属をさせていただいております。これは、実はこの共助交通システムの検討をしております、実際に総合事務所から金山にバスに乗ったりとか、不便地域を回ったりとかということで、高専の加藤先生を筆頭に何人か委員がおりまして、そういったことで回っているんですけど、実はそのときに出れませんでした、昨年10月

12日に検討会があったんです。この23年の4月に向けて、この辺である程度まとめないといけないということで検討会がありました。このときに、課長は出席しておられないんですね。南さいはく協議会の会長さんとか、それぞれ役場の方からも出ていただいているようです。その中でありましたのが、共助交通を本当にやっていくならば、まず法人化をしなくちゃいけない。法人化をするためには運営協議会も立ち上げる必要があるんだということで、この時点でそういう話が出てるんですよ、そのときに。今度、これからまず協議会が立ち上がるということになると、ちょっと動きが少し遅いんじゃないかなというふうに思いますが、その点についてお願いします。

○議長（足立 喜義君） 企画政策課長、長尾健治君。

○企画政策課長（長尾 健治君） 企画政策課長でございます。動きが遅いということで御指摘ございましたが、申しわけございません。具体的に今年度の共助交通の試験、昨年とことし、今年度2年やりました。一定の結果を見てというふうに考えておりましたので、今の時期になってしまいました。今後、先ほど町長の答弁の中でもお答えさせていただきましたけれども、今ある町内の交通機関を総合的に検討して交通サービスを維持していくことを考えてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（足立 喜義君） 板井議員、時間がありませんので、最後にまとめるようにしてください。

○議員（1番 板井 隆君） はい、わかりました。

結局、この間、天萬の3階で鳥大の先生方が来られて話があったときも、ある先生が言われたんですけど、自助、共助、公助というものがあって、その共助の中には業助もあるんだと、バスとかタクシーとか、そういった方とも一緒になった一つの交通システムを構築するのが一番であって、その後もしできないときには共助に移せばいいと。やっぱりそういう今の状況で日ノ丸バスやタクシーの業者さんたちも巻き込みながら、これからはもう少し方法を考えてほしい。ただ、住民の方々は去年の3カ月の間やったときは、暑過ぎてよう出んかったという意見もありました。ただ、皆さん何とかバスが来るのを、バスといえますか、交通の不便が解消することを待っておりますので、ぜひとも早い対応をよろしくお願いします。長くなって済みませんでした。以上です。

○議長（足立 喜義君） 以上で1番、板井隆君の質問を終わります。

○議長（足立 喜義君） ここで休憩をします。再開は13時30分であります。

午後0時38分休憩

午後1時30分再開

○議長（足立 喜義君） 再開します。

続いて、7番、赤井廣昇君の質問を許します。

7番、赤井廣昇君。

○議員（7番 赤井 廣昇君） 7番の赤井でございます。議長にお許しをいただきましたので、通告に従いまして2項目、6点の質問をいたします。

まず、1番目でございますが、NPOによる町広報の問題とCATVについてお尋ねいたします。従来、町民への行政広報、月刊広報なんぶ、なんぶSANチャンネルテレビ放送、インターネットでの南部町ホームページ等は町の業務として直接広報文書を作成し、広報サービスされていたものが、昨年5月から指定管理により広報業務がNPO法人なんぶSANチャンネルとして委託され、住民等に広報サービスがされております。

本来、広報活動とは、自治体自身に対する公的な信頼と理解を獲得するための活動であります。しかし、当町の広報は余りにも信頼を損なうような初歩的な統計データの記載ミスや誤字が見受けられ、大変ずさんなように見受けられます。そして、町民からもひんしゅくを買う実態でございます。町のホームページのブログに書き込まれた不適切な箇所もあり、町広報のあり方としていかなものかと存じます。

以下、5点についてお尋ねいたします。まず、町はNPO法人の指定管理としたことで、コストなど効果メリットがあったかお尋ねいたします。

また、広報活動の基本理念と目的を町条例として制定し、厳格に運用されるべきと思うが御所見を問う。

2番目の問題です。町広報は、公文書であり正確を期すことが不可欠です。また、広報の最終的な責任は町にあり、受託者、被指定管理者に責任転嫁できるものではないと考えております。編集に当たって発行、あるいは発信するまでに仕上がった広報文書は、編集に当たりチェック等、所管課と適切かつ十分な編集会議を経ているものと思うが、具体的に手順、手続の実態等をお尋ねいたします。また、マニュアル等についてもお願いいたします。

3番目、ネットのサイトおやじへの書き込みは、あくまで町の公の機関でのブログであり、SANチャンネルのスタッフが勝手に個人の主観などで書き込んでいような性質のものではございません。これは、どこのブログの分については、これは先般、私が議長の方に提出しました資料の中につけております、2010年の12月14日の議会放送という形のブログの分でございます。

4 番目、現在のインターネット等のアクセスや閲覧などの数や利用状況は、実態はどうでしょうか。

5 番目の問題ですが、CATV接続率は、また議会の録画放送がされているが、編集者の意図が若干見受けられるように思う。他市町村で多くの議会はノーカットで放送されております。本会議の事実、実態を希望する方が多くあります。町民ニーズから見るととき要改善と考えますが、どういう御所見をお持ちでございますか。

続いて、2 番目の項目で、住民投票条例制定についてでございます。地方分権一括法が施行され、自立が求められております。自己責任、自己決定を強くいわれ、地方主権を実践のためにはできるだけ住民の意思が反映される民主的町政スタンスのまちづくりは不可欠と思います。これは町長が時代背景を正しく認識し、しっかりとリーダーシップをとり、町民に軸足を置き前向きのまちづくりを考えれば実現することだと思えます。

質問でございますが、住民投票条例の設置の考えについて御所見をお伺いいたします。以上、壇上での質問を終わります。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 赤井議員の御質問にお答えをしております。

最初にNPOによる町広報の問題とCATVについてでございます。議会中継を初め、番組制作、広報なんぶの発行、防災無線の吹き込み業務につきましては、平成22年5月よりNPO法人なんぶSANチャンネルへ業務委託を行っております。

まず、NPO法人に業務委託することによるコスト的効果やメリットではありますが、費用対効果につきましてはNPO法人に委託する前に比べて、人件費が約600万円から1,000万円へ、つまり400万円ふえております。これは、業務料が番組制作のみではなく、広報の作成、防災無線の吹き込み業務がふえたことにより、今までの3名から4名の作業人件費が必要であると算定したことによる増であります。しかし、これにより町の職員人件費が1名分が削減でき、トータル的には経費節減になったと考えております。

効果としましては、先ほど申し上げた経費の削減のほかに、NPO法人に放送や広報発行業務を委託することで、法人としては業務に関連するその他事業にも参入を検討されておまして、今後そちらの分野でも収入を上げることで将来の委託料の減額も予想されます。また、広告などの運用により、町内の企業や商店の宣伝効果や認知度の向上も期待できると考えております。加えて法人化により、その運営に多くの人がかかわり、さまざまな御意見をいただくことで一層メディアとして中立性、公平性が確保できると考えております。

次に、広報活動の基本理念と目的を条例として制定し、厳格に運用すべきとのことですが、NPO法人においては番組制作や広報発行につきましては業務委託契約を締結し、守秘義務を初めとするコンプライアンスに基づき業務を進めております。番組放送や広報発行などの具体的な内容につきましても、常にNPO法人役員、スタッフ、町担当部署で協議をしながら制作、発行しておりますので、現在のところ条例化までは考えていないところでございます。

次に、広報なんぶ発行に際しての具体的な手順、手続の実態についてでございますが、約1カ月前に各部署から原稿を提出していただき、校正を重ねながら最終的に担当課であります企画政策課でチェックをした上で発行しています。議員、御指摘のとおり、広報の最終的な責任は町にありますので、発行に際しましては誤りがないように常に心がけていますが、印刷、納品後に誤字などがあり、町民の皆様にご迷惑をおかけしてしまった例もございます。今後もチェック体制を怠らず、皆さんに喜んで読んでいただける広報紙を目指して努力してまいりますので、御理解と御協力をいただきますようお願いいたします。

なお、議員がおっしゃる統計データの記載ミスについて若干説明いたしますと、町の人口と世帯数は従来より広報なんぶにつきましては外国人登録者を含んだ人口、世帯数を載せておりました。また、町のホームページは外国人を含まない人口、世帯数をアップしておりました。したがって、記載ミスではありませんけれども、今回の御指摘を受けまして3月号より外国人登録者を含んだ人口と世帯数を載せていますので、御理解ください。

次に、NPO法人について御説明申し上げます。NPO法人なんぶSANチャンネルは、公設の機関ではありません。自主的でより住民目線に立った自由に活動できる法人であると認識をいたしております。したがって、町のホームページにリンクしているなんぶSANチャンネルのブログ内容に対しましても、行政が圧力をかけたり規制するべきではないと考えております。また、議員、御指摘のNPO法人のブログに不適切な箇所があるとのことですが、ブログ中の、正直もっと前向きな質問があってもという文章が特段不適切な表現であるとは感じておりません。より住民目線に立った意見でもあり、議員の皆さんに頑張ってもらいたいというような期待も伝わってくる文面ではないでしょうか。

ただ、議員のように町の公設ブログと勘違いされる方も中にはおられるかもしれませんので、NPO法人では3月1日に新しくブログも開設されました。法人スタッフもより親しみやすいなんぶSANチャンネルを目指して頑張っておられますので、今まで以上に温かい御支援をいただきますようお願いいたします。

次に、インターネットなどのアクセスや閲覧数など、利用実態でございます。町のホームペー

ジへのアクセス数は、平成21年度は16万9,848件となっております。南部町となりました平成16年度は5万7,114件でしたが、年々増加してきております。利用実態につきましては、ホームページ上のどの情報を何人の方が見られたかの確認はできないのが実情であります。今後も情報の更新を頻繁に行い、町内外の皆様には最新の情報をわかりやすく発信していきます。

次に、CATVの接続率についてであります。平成23年1月末現在での加入世帯数は、多チャンネル加入世帯2,634世帯、再送信加入世帯703世帯、合わせて3,337世帯の方がケーブルテレビに加入していただいております。ケーブルテレビ加入の対象世帯数を、住民基本台帳の世帯数である3,855世帯から施設などに住民票を置かれている方207世帯を除いた世帯3,648世帯としますと、現在の加入率は約91.5%となっております。

議会放送につきましては、議員も御承知のとおり、編集は極力せずに休憩部分をカットして放送しております。ただし、3時間を超えるなどテープの長さの都合上、やむを得ない場合は影響のない範囲で編集をさせていただいております。したがって、ほとんど編集はせず、ありのままの議会の姿を視聴者の皆様にお届けするように取り組んでおります。議員の質問で、あたかもなんぶSANチャンネルが内容を編集して放送しているような発言がございましたけれども、議会中継の内容につきましては一方的にSANチャンネルで決定できるものではなく、今までも議会の方へ相談をさせていただきながら決定してきた経緯がございます。具体的にどのような点を改善したらいいのか良案がございましたら、今後とも議会の皆さんと一緒に検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、住民投票条例の制定についてでございます。住民投票条例は憲法第94条及び地方自治法第14条第1項の規定により、法律の範囲内で、あるいは法令に違反しない限りにおいて条例を制定することができることとされている地方自治体の条例制定権に基づき、地方自治体の重要な課題について住民投票を実施する目的で制定されています。現在、住民投票条例を制定している市町村は605団体あります。内訳としては、市町村合併に係る住民投票について制定している団体が417団体、市町村合併以外の個別な事案に係る住民投票について制定している団体が27団体、これら以外の住民投票条例を制定している団体が161団体あり、これに基づいて実際に住民投票を実施している団体もでございます。

さて、議員の御質問では、この住民投票条例の設置についての所見を問うというものでありますが、住民投票によって町政の重要課題について町民の意見を確認することはある意味では意義のあるものだと思います。しかし、住民投票条例の課題も多くあると思います。1点目として、住民投票の成立要件と投票率の関係でございます。住民投票を実施しても、その投票率が低い場

合、住民の意思を十分に反映しているとは言えなくなり、住民投票そのものが疑問視されることとなりかねません。そのためどの程度の投票率があれば住民投票が成立するのかを決定することが重要となりますけれども、この要件を決定することはさまざまな角度から十分に検証を重ねた上で決定されなければならないものと考えerわけでありす。

2点目に、投票権の範囲をどうするのかということでございます。公職選挙法において選挙権を有する者は、日本国民で満20歳以上の者とされておりまして、市町村長及び市町村議会の選挙権については当該市町村に3カ月以上住所を有する者である必要があることが規定されております。しかし、住民投票の選挙権については制定しようとする自治体が定めることができるのですが、何歳以上を対象とするのか、また外国人は対象とするのか、しないか、などを決定する必要があります。しかし、この決定については、住民投票をしようとする事項により何歳以上の意見を求めるのか、外国人の意見を求めるかなどを個別に議論する必要があります。慎重に検討する必要があると考えるわけす。

3点目に、投票運動の制限についてです。公職選挙法においては各選挙において選挙活動についてさまざまな規定が設けられていますが、住民投票における投票運動の制限については、選挙権の範囲と同様に制定する自治体が決定しなければなりません。これについてもどの程度の運動を可とするかについて慎重に判断する必要があると考えるわけす。

これまで述べてきました課題に加えて重要な問題として、住民投票条例による住民投票の法的な拘束力についてであります。住民投票条例に基づく住民投票は、公職選挙法の規定を準用する地方自治法上の住民投票、または憲法上の住民投票が法的な拘束力を有することとなるのとは異なりまして、その結果について首長及び議会は最大限尊重するということになると考えられます。これは首長及び議会という間接民主制による町政を執行としようとするのが現行法律上の原則でありまして、住民投票による有効投票の賛否のいずれか過半数の意思は、町政を執行する上での参考意見として尊重することにとどめられるべきと考えられるためであります。

これまで述べてまいりましたとおり、住民投票条例を制定するに当たっては、数多くの課題と問題点があります。現在、総務省において地方自治法の改正について議論の中で、住民投票に関する事項に関する議論も行われているようであり、これまで述べた点についても検討がなされているようでございますので、現段階ではこのような情勢を見守りたいと考えているところでございます。以上でございます。

○議長（足立 喜義君） 7番、赤井廣昇君。

○議員（7番 赤井 廣昇君） ありがとうございます。今、町長からるる御答弁いただきました。

て、かなり私も理解いたしましたが、まだ私として理解できない部分がありますので、続いて2次質問させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

まず、質問の順に従いまして、NPO法人による取り扱い関係についてお尋ねしてまいります。先ほど町長が御答弁いただきましたが、基本的に町長のお考えの中でお尋ねせねばならないことは、ブログに書き込んである事柄は決して大きく問題にするようなことじゃないというような御答弁だったと思います。しかし、よくよく内容を吟味してみますと、これは御承知のように、議会を冒瀆するような、あるいは議員を侮辱ないしは、言葉はあれかもわかりませんが、議員それ自身に対して誹謗中傷するような内容だと私は思います。これは今さら申し上げるまでもないことですが、はっきり議員の発言権というものは議員必携の中にもうたわれております。参考までにちょっと読み上げてみます。

発言という項目の中にございますが、発言の自由と責任。議会は、言論の府といわれるように、議員活動の基本は言論であって、問題はすべて言論によって決定されるのが建前である。このため、議会においては特に言論を尊重し、その自由を保障している。会議原則の第一に発言自由の原則が掲げられるのもそのためである。参考ですが、国会については憲法において、議員は議院で行った演説、討論または表決について院外で責任を問われないと定め、特別にそのことを明文で保障してるということをございます。

また、議会は多数の議員から構成される合議体でございます。議長がその会議を主催してるわけでありまして。一定の会議の進行に従って発言が行われなければなりません、そういう中で規則を遵守しながら秩序を重んじてやってるわけでございます。そういう中での発言でございますから、先ほどおっしゃったような、町長は全く問題のない書き込みだというようなことを言われましたが、これから見ても受けとめる側によっては大変に深刻な問題だと言わざるを得んと思えます。その点について、町長、もう一度見解をお尋ねしたいと思えます。お願いします。

○議長（足立 喜義君） 企画政策課長、長尾健治君。

○企画政策課長（長尾 健治君） 企画政策課長でございます。発言の内容について申し上げます前に、まず、このなんぶSANチャンネルというのは町の機関ではございませんで、民間の非営利法人ということでございます。町とはまた異なる別団体でございまして、たまたま番組の制作を町から委託しておるという関係でございます。そのところを町長の答弁でも申し上げたとおりでございます。

それから、そういう団体のブログであるということでございまして、それから先ほど町長の答弁にもございましたが、ブログの中身が、これはその一文だけではなくて前後の文章があるんで

すけども、その中で今、議員が御指摘のようなコメントも書かれておりますが、これについて議会や特定の個人を誹謗中傷するような内容ではないということは、先ほど町長の答弁もあったとおりでございますので、そのように認識しておるところでございます。以上であります。

○議長（足立 喜義君） 7番、赤井廣昇君。

○議員（7番 赤井 廣昇君） 今、町長も課長も御答弁なされたんですけど、NPO法人だから町の直接かかわるということではないんだとおっしゃったんですけど、この広報に関するものというのは、たとえ民間に下請に出した場合でもそんなずさんなものでいいわけはございません。ましてや、町の財政にかかわる、特に人口などのデータなどというものは、これはその人口によって交付金等にも関係してくる大事なものだろうと思います。それが若干の数字が違ったけど、それは別に問題ないだとか、そんなやなニュアンスの回答では私はちょっと承服できかねますね。

それから、先ほどもちょっと、具体的にちょっと読み上げてみますが、なんぶSANチャンネルの中のインターネットでのブログの中に、全部読みますと長くなりますので割愛して読み上げます。それにしても今回は9人中7人が保育園の民営化について質問されました。収録していて同じような内容なのでしっかりと執行部の意図が理解できました。括弧しまして、正直、もっと前向きな一般質問があってはと……。町民から選ばれた議員の皆さん、それぞれ個性的なパフォーマンスもあり、熱弁を振るっておられます。支持している議員さんには、また率直な意見を言われたらと思いますというような書き込みだったわけですが、これを読んで大方の議員さん方も、これは議会をある意味では冒瀆し、議員に対してやゆしたり嘲罵するようなものではないか、そしてこれは誹謗中傷に該当するのではないかという議員さんも多くいらっしゃると思います。これは、議論したって行きとまるところはないかもわかりませんが、その辺についても一度ちょっとお答えいただけますか。

○議長（足立 喜義君） 企画政策課長、長尾健治君。

○企画政策課長（長尾 健治君） 企画政策課長でございます。赤井議員さん、私、先ほどNPOのことを申し上げまして、民間の非営利の法人でありますということを申しました後にこのコメントの内容、あ、まずブログのことをもう少し申し上げますと、町のホームページとたまたま業務を委託しております関係でリンクしておったと、リンクさせておったんでございますけども、そのことで決してそれが町のブログということではございませんというのは、町長も答弁の中で申し上げたことでございます。

そして、さっきおっしゃいました住民の皆さんの数、世帯数や人口につきまして議員はおっしゃいましたけど、誤りがあってもいいじゃないかというような趣旨の発言を私、一切しておりま

せんので、あくまでもブログについて、それからNPOについてお話を申し上げましたんで、そのあたりは御理解いただきたいと思います。

そして、そういうふうに誤解を生むといけないということで、3月1日をもちましてNPO法人の方は別ブログを開設されておりますので、その点も先ほど町長の方から説明があったところでございます。以上でございます。

○議長（足立 喜義君） 7番、赤井廣昇君。

○議員（7番 赤井 廣昇君） 大事なことですので、ちょっと確認をお願いしたいと思います。

といいますのは、私、執行部の方にこの間、一般質問の通告書のときに一緒に提出したわけですが、広報されている町の人口と世帯数の表を渡しておりますが、その中で見ましてもね、ずさんと言わざるを得んというのはどういうことかと言いますと、一番卑近な例で、3月1日の関係で見ます。まず、2月の段階の広報なんぶでは町の人口は1万1,779人で世帯数は3,922人というように出ておりました。ところが町のホームページの方では世帯数で3,855、それから人口で1万1,711と、この差というのは人口の方で見ますと、68人も違います。そして、世帯数としては67の違いがあるわけですが、これがたかだか1カ月の間に南部町のような小さいやな町で極端にこういうデータが違ってくるということは考えられないわけでございます。ただ、先ほど町長が言われましたように、在日の外国人の方も入ってるということと言われたんですけど、それにしてもそういう数に該当するほど在日の外人さんがいらっしゃるのでしょうか。その点、確認のため御答弁お願いいたします。

○議長（足立 喜義君） 町民生活課長、加藤晃君。

○町民生活課長（加藤 晃君） 町民生活課長でございます。先ほど赤井議員が言われましたが、この人数は現在の外国人登録者数でございます。この数字に誤りはございません。世帯数が1少ないのは、2人で1世帯の方がおられますので、世帯数と人口の数が一致しておりませんが、これは68人の外国人登録者の方がおられまして、世帯数では67戸ということでございます。これは、毎月この分が数字が変動してるわけじゃなくて、書いておられますように、同じ人数が動いております。今一番多いのは、工業団地の関係で中国から来られてる方、そういう方が多くおられますので、この人数は確かに合っております。先ほどちょっと話がありましたが、今までは住民基本台帳という中には外国人登録は入れません。その関係でホームページの方ではそれを抜いておったわけですが、これから外国人登録につきましても住民基本台帳の方に載せる方向で今動いておりますので、そういうことも含めまして今後は含めた数字で公表していこうと考えております。

それから、交付金の話がありました。これとは関係ありませんので、交付金は国勢調査で決定するものでございますので、この人口の分とは関連しませんので、よろしく願いいたします。

○議長（足立 喜義君） 7番、赤井廣昇君。

○議員（7番 赤井 廣昇君） 今、町民課長の方から説明をいただいたんですが、大体おっしゃった答弁の内容はわかるんですが、この国勢調査の関係等につきましても昨年の22年10月の1日の国勢調査が23年2月の25日、総務省の方の統計局から公表値が出ております。それに比べた場合でも、随分差があるようなんですが、特に今、御答弁に、私お尋ねしなかったんですが、23年の1月の1日の人口、それから世帯数なんか見ましても、単なる在留外人さんがおられてどうだこうだというような数でないほど、例えば世帯で言いますと、これは広報なんぶでは1月1日の段階で3,927世帯、それが町のホームページには3,861世帯という形で、それからまたこれを国の統計で今の国勢調査を受けた分から見ますと3,622世帯ということでございますから、世帯数にしても305の開きがあります。ホームページと比較しますと239でございますが、これも数字は間違いございませんか。

○議長（足立 喜義君） 町民生活課長、加藤晃君。

○町民生活課長（加藤 晃君） 町民生活課長でございます。県の統計課の方の数字というのは、国勢調査の速報値ということで間違いのないと思っておりますが、国勢調査につきましては、これは実態、企画の方になりますが、一軒一軒調査表を配付しまして回収したものということになります。

それで、実際に大きな差が出ているということはここにあるわけですが、それは一つに例えば子供さんなんか学校に行かれてるということで出られてる場合、これは住所、そこに住んでるところで国勢調査を行いますので、その関係で住民票を移しておられない場合が多くありますので、そういう場合については当然こっちに残ってきてる、数が大きくなる。それから、世帯数につきましては、あるいは家の中でも世帯分離をされてる方がおられます。実態として世帯分離されてるわけですが、国勢調査のときにはそれを1世帯としてとらえる方もおられます。そういう関係で違ってんじゃないかという考えをしております。以上です。

○議長（足立 喜義君） 7番、赤井廣昇君。

○議員（7番 赤井 廣昇君） 今、課長の御答弁の中ではこれは間違いのないということはおっしゃったんですが、町民はその辺は全部を周知してるわけじゃないわけですから、やっぱりこれだけの数字が違えば本当に正しい数字だろうか、データだろうかというように、やっぱりある程度広報のそういう前段があるものですから、やっぱり言葉が悪いかもわかりませんが、信頼に値しない数字を上げてんじゃないか、はっきり言わずさんな統計に基づいたデータをただ基本

があるからということで、今月何人死亡者があり、出生が何ぼあったかということの上積みをしたもんじゃないかというようにずっと私、正直言って思っておりました。大変失礼なことだったかもわかりませんが、そういうことを私自身も無知でしたから。ましてや町民さんならなおさらにそういうことは詳しく御存じの方ないと思いますから、そういう指摘をしてこられるのは当然のことだと思います。ですから、私どもが十分な理解をしてなかったために、町の方に御迷惑をかけました分についてはおわびしたいと思います。

それから、もう一点ただしておかないといけないのは、町の方はNPO法人さんであるなんぶSANチャンネルの方に委託をしたから、直接町がかかわりを持たないというような御答弁だったと思うんですが、これは私はいかがなことかと思えます。やはり、行政の広報を出すのに当たって、なんぶSANチャンネルさんにこういうことを委託してるんだから、若干のあれがあってもいいというような幅を持つやな解釈するような言い方をされたんですけど、これはたとえばここに移管しようとも、やはり最終的責任というものは行政にあるわけでございます。ですから、それがお構いなしとは言わんですけど、そういうような解釈の仕方はおかしいと思えますが、課長、どうですか。

○議長（足立 喜義君） 企画政策課長、長尾健治君。

○企画政策課長（長尾 健治君） 企画政策課長でございます。町の方は、かかわりを持たないのではなく、かかわりを持ちます。それは、業務委託をしております。そして、最終的な責任は、これも先ほど町長の方から答弁がありましたとおり、町にございますので、大いに業務を遂行するという部分ではかかわりを持って仕事を進めております。具体的には、広報のことで申しますと、毎月の編集会議から、そしてでき上がってきた校正刷り、何度もですけども、町の各部署で校正をしまいいりまして、最終的に発行ということになります。

また、なんぶSANチャンネルの番組につきましても、これも編集会議を経て、そしてオンエアする前には必ずチェックをして、どこか不適切などころがないかということをチェックしながらやっております。そういうふうに業務の上でのかかわりは非常に持って進めておりますので、かかわりを持たないということでは決してございません。責任もかかわりも持っております。以上でございます。

○議長（足立 喜義君） 7番、赤井廣昇君。

○議員（7番 赤井 廣昇君） 私の方が若干説明といえますか、質問の中で問題がある質問になってしまったから、若干の違いが出たんだろうと思います。その点についてお断りしておきますが、先ほど一応チェックはしてるんだということを課長おっしゃいましたが、本当に日々編集、

日々とは言いませんけど、その都度編集会議をされて、適正な運営をしてるんだというお答えだったわけですが、このブログなんかにつきましても、12月の14日ですかね、このブログなんかもやっぱり担当課の方も見ておられましたか。といいますのが、私が24日に一般質問の通告書を提出いたしました、24日に提出しましたところ、3月の1日に議案書の配付だということで私は事務所までとりに出たわけですが、そのときにNPO法人の方がおられまして私とちょっと話はしたんですけど、別にその中でトラブってどうこうじゃなかったんですけど、そうして帰りましたところ、即3月の1日の段階でブログを改めたところに出すんだということを言われましたもんで、だけどいずれにしてもこれが本当になんぶSANチャンネルのブログの中にやっぱりサイトがあるということは、これは外部的にも内部的に見てもこれは絶対に全く関係のないところが書いてあるかということにならないと思いますから、やっぱりこれから十分な気をつけていただいて、町の品位を汚すやなことのないようにやっぱりしっかり指導をしていただきたいと考えます。よろしく願いいたします。

それから、先ほど私がずさんなものがあったということを行いました、その件について一々報告をする必要があるということなら渡しますが、あえてこういう議場の中でそういうのもいかなものかなと思いますので、資料は用意しておりますが不要ないでしょうか。私に対して反論といいますか、何か言いたいという気持ちの中で、何かあったら私、準備しておりますので、これ読み上げますが、よろしいでしょうか。よろしいですか。（発言する者あり）

じゃあ、課長の方でそれはいいということでございますので、問題点を一々、逐次指摘はいたしません。

続きまして、そうしますとまだ私、質問を残してるのかもわかりませんが、とりあえずは2点質問しておりますので、次の質問の方に移らせていただきます。

済みません。もう一回戻らせてやってください。先ほど言いました質問以外のことで、実際に南部町としては前向きというのか、現実的にこういう民間の非営利団体のNPOさんに出したわけですけど、他市町村の方でもやはりこういう例というものはございますでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 企画政策課長、長尾健治君。

○企画政策課長（長尾 健治君） 企画政策課長でございます。詳細に把握はしておりませんが、NPOをつくって広報に取り組んでおられるという事例は県外で聞いたことがありますけども、テレビ放送をNPOというのは、私は、もしかしたらあるかもしれませんが、本町以外では今は存じておらんとございまして。

○議長（足立 喜義君） 7番、赤井廣昇君。

○議員（7番 赤井 廣昇君） 課長、今おっしゃった中身で他町村にはあんまりないということをおっしゃったわけですが、それはなぜないかということはどういうぐあいに理解していらっしゃいますか。要するに町の広報というものは大変重要な広報だから、民間のNPO法人さん、あるいは下請のそういう業者さんの方に出さないという私は考えと思いますが、課長、どういうふうにお考えでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 企画政策課長、長尾健治君。

○企画政策課長（長尾 健治君） 企画政策課長でございます。私の認識は異なっておりまして、具体的に専門性というあたりで、特に地方にあっては広報の発行ですとか番組制作というような技術的なところがなかなか、NPOまでにはつくれてもそういう人材がなかなか確保できないということで、本町におきましても何年かなんぶSANチャンネルの皆さんは番組を始めてなれられてからNPOということになりましたので、そのあたりではないかというふうに感じております。もちろんおっしゃるとおり、町のテレビ番組、それから町の広報というのは、これは非常に重要なことでございますので、先ほどかかわりも責任もございましてということを申し上げましたので、そのあたりのことは重々承知しております。以上であります。

○議長（足立 喜義君） 7番、赤井廣昇君。

○議員（7番 赤井 廣昇君） ありがとうございます。

今の分については理解できたんですが、ちょっとケーブルテレビの加入数等について拾い上げてみたいと思います。このCATVの方に未加入世帯が531、ケーブルの加入率が86.3%のように私聞いておりますが、これについて数字はどうでしょうか。間違っておりますか。

○議長（足立 喜義君） 企画政策課長、長尾健治君。

○企画政策課長（長尾 健治君） 企画政策課長でございます。先ほど町長の答弁の中でもありましたが、本町の世帯数、1月末の数字でございますけども、世帯数が3,855でございます、ここから施設等に住所を持っておられて、具体的にはお一人が1世帯という形の方、この方が207人いらっしゃいますので、引きますと3,648世帯ということでございますので、それを母数に考えますと、これも答弁の中にありましたが、ケーブルテレビの加入率というのはそれで計算しますと91.5%、赤井議員さんの数字も間違いではございませんで、全世帯で割った数字ですと86.幾らということになります。以上です。

○議長（足立 喜義君） 7番、赤井廣昇君。

○議員（7番 赤井 廣昇君） 済みません。手元に私、持っておりましたのが12月の議会のときに総務委員会の方に提出いただきました資料に基づいたものでお尋ねしたもので、その間違い

があったのだと思います。

それで、先ほどの住民投票条例の方に行かせていただきたいと思います。まだいろんな意味で住民投票条例には課題がたくさんあるから、とても南部町の方ではそういうことを考えないんだということは町長の先ほどの御答弁の中にあったわけですが、本来は民主的町政を掲げて町民の福祉の増進をということで町長はいつも言っているわけですが、そういうことを考えたときに、ただ、まだまだそういう状況下でないから住民投票条例まで設置は必要ないというような後ろ向きの、それこそ後ろ向きの考え方ではなくて、本当に町民の福祉を考え、あるいは民主的な町政をということなら、私はこれはまだ世の中が、全体がどうだこうだなくて、先駆けてでも町長は地域振興区まで、よそでやってらっしゃらないことを立ち上げられた町長でございますから、そういうことを考えると住民投票条例のような貴重な大事な条例というのは当然前向きに考えるべきだと私は思います。町長、その辺でもうこれは今後もっともっと空気が醸成されるのを待つというだけの消極的な考えでございますか。それに変わりませんか。もう一度お願いします。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。先ほどるる申し上げました中に、いろいろこの住民投票条例の問題点などについても触れたわけでありまして。いわゆる全国の自治体の投票条例の一番多いのが合併と。合併の是非を住民投票にゆだねたというのがさっき答弁したとおりなんですけれども、南部町においては、旧西伯においてはそういうことはしませんでした。あくまでもこれは町長の判断、そして議会の御判断、その結果をもってどうということをやったわけでありまして。いわゆる二元代表制で町政についてゆだねられております地方自治の原則がございますので、あって悪いことはないかもわかりませんが、さっき言ったようなさまざまな課題があるなどということでありまして。地方自治法の規定によりますと、議会の方からでもできるようになっております。町長の提案ばかりじゃなくて、町長は要らんと言うけれども、議会の御判断でそういうことが必要だという御判断ならば、これは議会の方で条例制定なさってもいいのではないかとこのように思っておるところであります。

○議長（足立 喜義君） 7番、赤井廣昇君。

○議員（7番 赤井 廣昇君） 町長がおっしゃるとおりでございますから、議会の方でもまた今後これからの課題として取り組みたいと思います。ありがとうございます。

もう一つだけ、大事なことを言い落としましたので、ちょっと触れときます。町長が23年の3月の町議会の定例会付議案件に係る提案理由説明書の中で、事もあろうに1ページ目の説明の

中に米軍基地移転問題、これ3段目ですけど右側の、米軍基地移転問題や尖閣諸島での海上自衛艦との衝突事故と、これに町長の所信表明の中に海上自衛隊とのと書いておられます。これは海上保安庁の間違いじゃないですか。そういうのは重大なミスであって、これが町民の皆さんも聞いてらっしゃるわけでございますので、これでよろしいわけなんですね。はい、わかりました。

もとに戻りまして、住民投票条例につきまして、町長も言われましたように、この成立の条件だとかどうこうというものの中でおっしゃるように、該当する方の総数の2分の1に達しなかった場合は、住民投票は不成立するということもちゃんとうたってあるわけでございます。だから、住民投票が別に当町にとっても議会にとっても恐ろしいというもんじゃないと私は思います。やっぱり、ひとつ町民の意思を確かめるといいますか、町民の意思を反映する議会、町政にするために私は大事なことだろうと思いますから、私さっきも言いましたように、議会等ともまた今後相談しまして条例の制定に向かって頑張りたいと思います。

時間の方も差し迫ってまいりましたのであれですけど、とにかく町長のお話を聞いてますと、私が提案するのはことごとくはっきり言いまして却下されるという形でございまして、私は町長のお考え方というものに対して大変に不信を持っているんですよ。そういう意味でちょっとお尋ねしてみたいと思うんですが、町長、ちょっと言葉過ぎるかもしれませんが、もともと町長、町民に対して、何といいますか、町政の為政者としてお考えがどう思ってるのかわかお尋ねしたいのは、「由らしむべし知らしむべからず」という言葉がありますが、そういう意味で町長はその辺のお考えというのは基本的にどのようなお考えでございしますか。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。ことごとく自分と違うということでございますけれども、あえて違いを演出しようとしているわけではございません。私の政治信条といいたしめようか、そういうことからいって赤井議員の御提案になかなか試行することができないということがあります。教えずにやれというような考えを持っているわけではございません。それは、なんぶSANチャンネルや先ほど申し上げましたように、さまざまな媒介を使って町報や、住民の皆様には情報の提供は果たしておるといように思っておりますし、何よりも私は強く思っておりますのは、いわゆる信託を受けた二元代表制の片方の責任を自分の判断で全うしたいということでございます。私自身も随分迷うことがございます。そういう折に、やっぱり議会の方とまず相談をするということでございます。やっぱり選ばれて、選び選ばれたお互いに間柄でございますから、町民に対してやっぱり責任を果たさなければいけないということでもあります。したがって、その責任を回避して、例えばすぐ住民投票条例にかけるといようなことではなくて、町長の考え

というものははっきり持ってどうでしょうかということでもあります。議会でもまたそういう御判断をはっきりしていただくわけでありまして、これが町長も議会も本当に困るような課題があったときには、これは住民の皆さんの御意見を伺うということにもなるだろうと思いますけれども、例えば迷惑施設ですね、よくあるのが迷惑施設が来る、しかし町の活性化には随分貢献なるだろうというようなきつと悩ましい議論があると思います。先ほど申し上げたように、課題によってはそういうことが必要になるかもわかりません。しかし、今時点でそういうことまでは考えておりませんので、お互いに負託された責任を果たすように切磋琢磨、頑張っていけばいいのではないかと思います。よろしく申し上げます。

○議長（足立 喜義君） 7番、赤井廣昇君。

○議員（7番 赤井 廣昇君） ありがとうございます。

私があえて町長にこのことをお尋ねしましたのは、自治基本条例を制定が必要じゃないかと前も質問しましたときに、町長は私の記憶の中でこういうぐあいにおっしゃったんですよ。地域振興協議会の皆さん方も話をしてるから、そういう中で空気が醸成されればまた考える必要があるだろうということをおっしゃったんですが、ところが、こんなことを町長に御意見するつもりはないんですが、基本的に地域振興協議会というのは、これはあくまで任意団体でございますよね。そうしますと、任意団体ということは、入ってない地区があるということでございます。すなわちこれは全町民の意見でないと、要するに意見がくみ上げられない方もあるということから見ると、これが地域振興区の考え方が議会との意見交換会等したからそれで住民の意見を十分聞いたということじゃない、そうじゃなくて、そういう地域振興区はあくまで任意団体である以上は、やっぱりそれから漏れた地区の皆さんとか等も考えてそういう、何といいますか、聞いてみるということが必要だろうと思ったもんだから、私あえて今こういう形で質問したわけでございます。ですから、これからも町政をまたされる場合に、やっぱり地域振興区が入ってるからそれでいいんだじゃなくて、入ってないところもやっぱりしっかり考慮していただいて、本当に公平で公正な町政に努めてもらいたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。町長、その辺はどうでございますか。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。入って御加入なさっていない集落についても意見があるということございまして、もちろんそのとおりだろうというように思っております。今回も集落の方の御要望もいただいて、それについての対応もさせていただいております。ですから、振興協議会の意見を聞いてそれで全部だなんては思っておりません。振興協議会そのものが仮に

公式なものにしましても、地域住民の意見を全部集約しているというぐあいにも思ってもおりません。一つの組織としての考え方という位置づけであります。最終的にはそういう意見や、さまざま寄せられる御意見や、さまざまなものを聞いて、最終的に町長判断しておるといふぐあいに御理解いただきたいと思ひます。

それから、振興協議会が基本条例に必要ないと言っているのと、一つの例として言っただけであつて、振興協議会に負わせるつもりはございません、私は。あくまでもこれはそういう意見をさまざま聞いて、私の判断で今まだそういうことは必要ないのではないかといふぐあいに思っているといふことを言っただけであります。

それから、ついですがけれども、言っておきますけれども、自治基本条例はその後ずっと研究しております。いろいろなところの条例を読ませていただいたり、新しい動きなどについても勉強はさせていただいておりますけれども、今、私たちこの負託をされた執行部と議会と、本当にいい関係で批判も遠慮なくなさいますし、我々もきちんとそれには答えて対応をさせていただいておりますし、あえてその自治基本条例が今すぐ必要だといふような認識にはいまだ至っていないといふところであります。

それから、自治基本条例を一番最初つくられたニセコの逢坂、今は総務省の政務官ですか、逢坂さんにもお話を聞いたりして、自分なりに勉強はしておりますので、赤井議員の御提案を全部否定をしておるといふようなことではございませんので、御理解いただきたいと思ひます。

○議長（足立 喜義君） 7番、赤井廣昇君。

○議員（7番 赤井 廣昇君） どうもありがとうございました。

住民投票条例を南部町は設置しなくても、やっぱりその辺が必要があれば議会にも諮らなくてもらったり住民投票してでも町の方向を決めたいといふことについては、町長は民主的にやっぺいこうといふことだけは間違いはないんだといふ言い方でございますね。言葉が悪いかもわからんですけど、今お聞きした限りではそういうようにおっしゃったように私、理解しました。

ちなみにこれは他町村の例でございますが、先般、私が自治基本条例の中のやりとりの中で、北栄町さんの自治基本条例がもうできてるんだといふ話をしたところ、町長さんの中から若干やゆとまで言わんですけど、問題があるようなちょっと言い方されたんですけど、北栄町さんはつくられてこの2年たった現在、問題の箇所という形で条例等も改正されて大変中身の濃い、密度の濃いものになってるよふに思ひます。特にどういふところだったかといふことは、住民投票条例についてこれは住民投票条例がすべてを、今、町長が御答弁にありましたよふに、拘束するものではないんだといふ話の中で、北栄町さんの場合、町長は町政に係る重要事項について、住民の

意思を町政に反映するため住民投票を実施することができる。町長及び議会は、住民投票の結果を尊重しなければならないということで、決まったからこれをどうでもそのように持っていないけんということではなくて、あくまで尊重するんだというように大変中身も充実されて、よく整備された自治基本条例になつとると思います。ですから、今、検討なさってるこのとき、特に卑近なところにそういういいひな形がございます。北栄町さんなんかのそういう条例なんかも参考にしていただければ、また自治基本条例の整備も一層スムーズにできるのじゃないかと私期待しますので、その辺をお願いしまして、時間も来ましたのできょうの質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（足立 喜義君） 以上で7番、赤井廣昇君の質問を終わります。

○議長（足立 喜義君） ここで休憩をいたします。再開は2時50分であります。

午後2時35分休憩

午後2時50分再開

○議長（足立 喜義君） 再開します。

続いて、2番、仲田司朗君の質問を許します。

2番、仲田司朗君。

○議員（2番 仲田 司朗君） 2番、仲田司朗でございます。議長の許しを得ましたので、通告のとおり一般質問をさせていただきます。

まず最初は、職員の人事交流についてであります。今、国の経済情勢や政治情勢が不安定な中、行政職員として時代に合った行政施策が求められているところでございます。また、行政に対する住民要望も確実にふえてきています。そのように多種多様化する住民ニーズに行政が的確にこたえていくには、地域における連携のとれたサービスや行政施策を講ずる必要があります。そのためにも国の情勢を知る必要性や職員の人材育成は特に必要であり、人事交流は地方自治発展のために大いに推進すべきだと思います。

現在の人事交流は、町職員が一定期間、県、国の機関に派遣し、交流を行っているものでございますが、これも大いに必要ですが、私はこの人事交流をしながらも新たに国の機関から一定の期間、我が町に職員を派遣してもらい、一緒に仕事をする中で町職員のモチベーションが今以上に上がるのではないかと思います、ここに提案するものでございます。

そこで質問いたします。1つ、国から職員を町に派遣していただくような取り組みができない

のかお伺いします。2番目、できるとすればどのような取り組みができるのでしょうか。

2番目は、中山間における独居高齢者の安否確認のための見守り体制についてであります。全国的に独居高齢者が急増しており孤独死等が社会問題化している中で、当町でも見逃せない問題ではないかと思えます。特に中山間地における見守り体制についてどのように行われておるのでしょうか。他の自治体では乳酸飲料販売会社と行政が一体となって見守り体制システムを行っていますが、当町ではどのようなシステムなのでしょうか。また、年々独居高齢者世帯が急増し、特に中山間地での見守り体制が必要になってくると思えますが、今後の対応について町長にお伺いいたします。

3番目でございます。地域振興協議会の事務職員体制についてであります。4月より町職員である支援員を引き揚げられるため、現在の事務量がもろに事務員にかぶってくるので、だれもが見てもわかるように増大すると思えますが、どのように考えておられるのかお尋ねをいたします。1つ、4月から新体制の仕事量の軽減策はどうなっているのでしょうか。2番目、今後の地域振興協議会の事務体制はどのように考えておられるのでしょうか。既に同僚議員の方から質問されておりますので、とりわけ細かい質問をするわけでございませんが、ぜひお願いをいたしたいと思えます。壇上からの御質問をさせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 仲田議員の御質問にお答えをしてみたいです。

最初に職員の人事交流についてでございます。議員御指摘のように、国の経済や政治情勢が不安定な中、時代に合った行政施策をすぐに取り入れる自治体職員が求められております。本町も人材育成の一環として職員の交流、派遣について推進しております。本年度は鳥取県と人事交流、鳥取大学へは職員派遣を行っております。職員の交流事業によって、職員の意識改革及び視野の拡大を図るとともに、国、県と交流することによって相互の連携が強化されることも期待されます。

さて、国から職員を町に派遣していただくことができないかということでございますけれども、旧西伯町のときに交流実績がございました。平成11年4月から2年間、中四国農政局から職員派遣を受けて産業課で勤務なされ、土地改良業務などを行っていただいております。その方は熊本への転勤となりましたが、今も交流が続いております。また、平成15年4月から1年間でしたが、厚生労働省へ介護行政を担当する部署に職員を派遣しております。本人は、初めての経験で最初は戸惑いもあったが大変よかったと、得るものが多くあったと、この経験を仕事に生かしたいと感想を語ってくれました。派遣してよかったと思っております。

国からの職員派遣には二通りのタイプが考えられます。例えば、国が新規事業の状況や現場を必要に応じて調査、研究するために町に派遣するときなどでございます。もう一方は、町が新規事業に取り組みたいときに、高度で専門的な指導を受けたいために町が派遣要請し、国がこたえて町に派遣するときであります。職員派遣には明確な目的や理由が必要だと考えております。現在の本町で見ますと、このような高度で専門的な指導を受けるような事業計画がありませんので、すぐには考えておりませんが、必要となれば私も厚生労働省や農林水産省、総務省、国土交通省など、多少の知り合いがございますのでアタックしてみたいと考えます。議員御指摘の、国からの職員派遣を受ければさまざまなことにより影響が出るのではないかと思います。仕事の仕方や仕事への哲学、地元では気のつかない新しい視点での政策立案などを通じて見習う点も多いと思います。このことで刺激を受け、町職員のモチベーションが高まることが大いに期待できます。

また、派遣が終了しても町と国のパイプ役の役割を担っていただくことも、町政のよきアドバイザーとしても、第2のふるさとを持っていただき交流することも期待できると考えます。今後は国や県に限らず、民間も含めた幅広い分野で人事交流を継続して推進し、町とのパイプ役や町にとっての財産となって帰ってくる職員をたくさん育てていきたいと考えております。

次に、中山間地における独居高齢者の見守り体制についてでございます。本町で実施している仕組みはあるか、また今後の対応についてどう考えているかという質問でございますが、平成23年1月末現在、本町の人口は1万1,711人で、そのうち65歳以上人口は3,458人、高齢化率は29.53%となっております。また、70歳以上のひとり暮らし高齢者世帯は306世帯、高齢者のみ世帯は246世帯と年々増加しておりまして、地域の安心・安全のために見守り体制づくりが必要だと考えております。現在、町では平成20年度から始まった県の中山間集落見守り活動支援事業を活用し、中山間地域などで事業活動を行っている事業者の方と連携し、事業活動中に発見した地域住民に関する異変などを連絡していただく中山間集落見守り活動を行っております。新日本海新聞社や鳥取西部農業協同組合、山陰中央ヤクルト販売、大山乳業農業協同組合、町内事業者の戸田商店など8事業者と協定を結んでおります。

また、町では毎年秋から冬の期間を中心に保健師が担当地区の75歳以上の独居高齢者世帯を訪問し、健康や生活状況などの実態把握を行い、必要な方に介護予防事業や配食サービスなどの情報提供や紹介などを行っております。日ごろの独居高齢者世帯の見守り活動としましては、民生委員さん、社会福祉協議会の愛の輪協力員さんや地域福祉委員さんに行っているところと、各地域振興協議会ではもちつきなどでの高齢者のひとり暮らし世帯や高齢者世帯の訪

問、見守りカードの作成、支え合いマップづくりなどを通じて支援の必要な世帯への見守り、声かけをする活動や、体制づくりに取り組まれています。今後の見守り体制につきまして、中山間集落見守り活動支援事業の事業者の拡大とともに地域の見守り体制を民生委員、社会福祉協議会、地域振興協議会などの御協力をいただきながら、現在の見守り体制の輪が幾重にも重なり、地域の安心・安全が守られるよう取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（足立 喜義君） 町長、1つ落ちちょうけど。

○町長（坂本 昭文君） 失礼しました。1つ振興協議会の職員体制について落ちておりました。申しわけございません。

4月からの協議会の新体制についてでございますが、さっきの板井議員さんの御質問でもお答えしておりました、繰り返しになりますけれども、これまで町は4年間にわたり支援職員を配置し人的支援をしてまいりました。設立の当初は、3年程度の支援を考えておりましたが、4年目を迎えた今年度も継続して支援を行い、協議会運営を応援してまいったことは、さきにお答えしたとおりでございます。支援職員の配置、すなわち人的支援につきましては協議会の自立という点を一緒に考えていく必要があると考えます。そのような観点から、人的支援につきましては各協議会の会長さん方と相談、協議を繰り返し、来年度からは協議会内に支援職員を配置せず、企画政策課に専門職員を1名配置し、支援する体制とすることとしたところでございます。

議員御指摘の事務員が過重労働になるのではないかとということでございますけれども、これまで4年間にわたり支援職員を配置し、事務処理などのノウハウを伝え、一定の処理ルールを確立してまいりました。これによって事務量が大きく減るものではございませんが、円滑に事務処理などをしていただけるものと考えております。

加えて、すべての協議会では、平成23年度からは会計処理のためのコンピューターソフトを導入します。これにより、各協議会の会計、決算関係の諸帳票が統一されることはもとより、日常の会計処理業務や決算業務に要する時間が大きく短縮されてまいります。さらに、これも板井議員さんの回答の繰り返しになりますが、これまで支援職員が担っていた部分のフォロー体制として、地域づくり計画及び集落づくり計画実践に向けたアドバイス、事務処理支援、町とのパイプ役などの役割を担っていただくよう、新たにサポート職員1名を臨時的に企画政策課に配置したいと考えているところです。新たな体制の中で事務職員の研修や指導を行って、一日も早く自立の歩みができるように支援してまいりたいと考えております。

引き続き、御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（足立 喜義君） 2番、仲田司朗君。

○議員（２番 仲田 司朗君） どうも答弁ありがとうございました。

では、まず再質問をさせていただきたいと思います。

職員の人事交流の件でございますけれども、私は、先ほど町長の方の話の中にもありましたけれども、メリットとして交流することによって国が今どういうことを行おうとしているのか、あるいは今後の方向性等について、いろんな情報が町の職員に共有できるんじゃないかなということ。それから、人事交流が終わってからも、これは私の仮称ですが、南部町大好き応援団というような格好のものを、国の中でも何か問題があればすぐ南部町の職員ですけれどもということで、そういう格好で輪を広げることができるのではないかと。ですから、先ほども話がありました、いち早く今すぐしなさいというわけではないんですが、やっぱりこういうことも考えていく必要があるのではないかとということで、私は提案をさせていただいたものでございます。

先ほどいい答弁をいただきましたので、やっぱり今職員が180名から120名と、どんどん下がっているということもありますけど、その中で逆に、自分たちは公務員としての誇りを持つ、そして、それなりには住民のために頑張ってるんだというためにもやっぱりいろんな情報を共有しながら、そして誇りの持てる行政職員になっていただくためにも、やっぱりこういうものが必要になってくるのではないかなということで、あえて提案させていただいたものでございます。

質問というよりは、そういうことをお願いをしたいなというように思っておるところでございます。特に今、農業問題なんかにつきましては、何と申しますか、国の制度がいろいろころころ変わりながら、南部町は農業の町でもございますし、また、そういうことも含めた中で、また検討いただければというように思っておるところでございます。

回答というか、がいただけるものであれば、回答いただければと思います。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。全く御指摘のとおりでございます。新たな施策の展開というような折に、そういうスペシャリストがあれば、非常に町政の推進には強力な武器になるというように思うわけでありまして、先ほど答弁したとおりなんです。先ほど申し上げましたように、やっぱり明確な双方に目的がないと、これはうまくいかないというように思うわけです。国自体も職員の割愛には非常に慎重といいたしめようか、理由が必要だというように思います。そういう明確な理由や根拠をお互いに持って、お互いの思いが合致したときにこれは実現するというように思うわけです。ただ、何もなしののり来ちゃってちょっとやっていただきたいというようなことには、ちょっと難しいのではないのかなというニュアンスを持っておりますのが、いい提

案いただいておりますので、心がけてみたいというように思います。

○議長（足立 喜義君） 2番、仲田司朗君。

○議員（2番 仲田 司朗君） どうもありがとうございました。

じゃ、続きまして、2番目の、中山間の独居高齢者の安否確認の見守り体制のことについて再度お聞かせ願いたいと思います。

他の町村では、通称乳酸飲料の販売会社と市町村が契約をして、何ていうんですか、そこに行って、毎日牛乳等を販売、配置をするときにそれで見守り、おかしいということで行政の方に連絡をしながら地域福祉員さんとか、あるいは民生委員さん等に連絡しながら対応していくというような状況があるということですが、先ほど町長の方からも回答をいただいて平成20年度ですか、そういう格好でやってるといようなこともございますけれども、私も話をしましたように、今後、もっともっとこれが広がってくる可能性があるということで、事業所をふやしても、要は横の連携がないと、やっぱり事業所がいっぱいあっても受けるのがすぐその連絡体制というんですか、行政なりにすぐその情報が入るようなシステムづくり、そして、それにあわせて民生委員さん、あるいは社会福祉協議会にすぐ連絡をとって、あるいは振興協議会に言ってすぐ対応してくださいというような、あるいは実態はどうなんですかというような格好で確認する作業も必要になってくるのではないかなと思うんですが、それはなぜかということ、お互いに隣近所のつながりも少なくなってきたというような状況がこれからふえてくるのではないかなと。今は世帯数は少ないというような状況があるかもしれませんが、今後、そういうことが必要になってくると、やっぱりそういうシステムづくりをもっともっとすぐ対応できるようなやり方になってくればいけないんじゃないかなというような感じで思ったものですから、再度御質問をした次第でございます。

○議長（足立 喜義君） 健康福祉課長、前田和子君。

○健康福祉課長（前田 和子君） 健康福祉課長でございます。現在のところ、中山間の見守り協定というもので、8事業所とお願いをしているということを答弁させていただいたところでございますけれども、今後そういう活動がさらにいろいろな事業所で広まってまいりまして、近々県の方でも3事業所と契約を締結するような運びとなっているところでございます。

そういう輪がずっとこれからも広がっていくのではないかなというふうに期待しているところでございますけれども、ただ単に高齢者の見守りとかにかかわらず、事業所の中でそういう従業員さん方に対しまして、高齢者あるいは認知症に対する方に対する研修等も深めていただいているところでございますので、今後とも期待していきたいなというふうに感じているところでござ

います。

○議長（足立 喜義君） 2番、仲田司朗君。

○議員（2番 仲田 司朗君） ありがとうございます。

じゃ、これは安否確認というか見守り関係でございますが、どうしてもこれにあわせて防災的なものも絡んでくるのじゃないかなと思うんですが、見守りイコール近辺の周辺、特に二、三日前ですか、文章の中に空き巣がある、この辺に出没しておりますってやなチラシをいただいたところがあって、そういう方にも注意してくださいってやなことがあるんですが、やっぱり安否確認というか、高齢者の方もさることながら、防災的な意味合いもこれから出てくるのではないかなと思うんですが、その辺についてはどうなんでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。御指摘のとおりでありまして、東西町においては空き巣が最近出没しておって、実際、議員さんの中にも被害に遭われた方もあるということでございまして、防災やあるいは防犯ですね、という課題が同時にあるわけです。

加えて、この認知症高齢者というようなこともあって、要は地域でおかしな動きがあれば直ちに連絡をしていただくようなシステムというのを、この事業者の方々と結んで今いるわけでありまして。

ちょっと見守り活動について御紹介をしておきたいと思いますが、緊急通報装置、これは32名の方が利用なさっております。それから救急キット、これは自宅の冷蔵庫に連絡先などの情報を保存しておくということですが、143人、それから愛の輪は協力員、協力員の方が60人、高齢者が90人が対象でございます。それから、福祉委員さんが106人、高齢者の見守りやいきいきサロンの開催など社協担当でお世話になっております。民生委員さんが34人、見守りや相談支援に当たっていただいております。それから、配食サービスでございますけれども、91人、週一、二回の昼食や夕食の配食をしていただいております。そういうことを通じて見守り活動を行っていただいております。それから、介護サービス事業者、これは在宅サービスの利用者、約350人おられます。これはヘルパーさんとか、デイサービスなどを通じてそのような機能を果たしていただいております。それから、いきいきサロン、これは75カ所、838回行っていただいております。延べ1万288人御参加をいただいております。これは社協の事業でやっていただいております。それから、見守りカード、これは会見の手間山振興協議会の方で、独居世帯に約90人に配付していると。それから、ふれあい部の方も、これは28世帯に南さいはく振興協議会の方で行っていただいております。それから、東西町の方では見守り隊とい

うことで支え合いマップの活動を個別に複数の見守り担当者を決めて、見守り活動を展開していただいております。それから、これは7つの地域振興協議会全部なんですけども、独居高齢者の世帯にもちなどの配付を12月に実施をしていただいております。

このように、いろいろな実施主体が重層的に見守り活動をやっていただいておりますし、そういうことを通じて防災や、あるいは防犯といったことも同時に行っている。また、できる体制があるということもございます。そのようにしていてもなお、独居高齢者がお亡くなりになってい たというようなこともありまして、まだまだ至らないということを痛感しておりますけれども、できるだけそういうことがないように、地域のきずなはもとよりなんですけれども、さまざまな手だてを講じて見守り活動を続けて、安心して暮らし続けていただけるような地域づくりをした いというように思っております。

○議長（足立 喜義君） 2番、仲田司朗君。

○議員（2番 仲田 司朗君） どうもありがとうございました。

ぜひ、際限がないは別としまして、できるだけこういうものが、独居高齢者がふえてきますので、やっぱりこういうものを充実できるようなシステムづくり、そして病院もございまして、南部町に行けば、福祉も医療もいろんな介護も充実してるといような状況の町になれば、逆に安心安全な町になってくるのではないかと思いますので、ぜひ頑張っていたきたいと思ます。

それから、最後に3番目に地域振興協議会の事務職員の体制についてでございます。先ほど御答弁をいただいた中に、サポート職員ということで、あるいは臨時職員を1人体制して企画課の方で配置するということもございますけれども、町長の方から振興協議会の今後の展望とかいうことで、同僚議員の方の質問の中にもございましてありますが、要は理想と現実とが若干マッチしてないところがあるんです。現実というのはなかなか、今、役員さんが米子勤務をしておいて、何ていうんですかね、いろんな会に出ても、どうしても事務職員の方に仕事がしわ寄せしてらるっていうのが、今の現状も全員ではございません、あるケースもございます。

それから、事務職員の方もですが、新しく採用された事務職員と、それから、今までいろんな他業種で経験されて社会教育活動等に造詣をして採用されている職員さんとか、いろいろな職員さんの形態のこともございます。ですから、これはなかなかそこですぐ対応できるかどうかというところもあるわけでございますので、やっぱりこれは企画課の方で一応よく知っておられるわけでございますので、そのためにサポート職員というような格好でつくられたんじゃないかなと思うわけでございますが、やっぱりどうしても地域でいろんなことをやろうと思っても、今度は

体制が不備になりやすいんじゃないかなというように懸念をしております、この質問をさせていただいてるところでございまして、その辺についてはどうなんでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。サポート職員については、これは議会の方にも当初から2名から1名、そして3年済んだんですけれども、まだもう少しということで4年もお世話になるというようなことで支援をしてまいったわけなんです、いつまでもというわけにはいかないということで、一応協議会の方では平成23年度から自前で対応していただきたいということとをずっと言ってきたわけです。

ただ、いろいろ伺ってみますと、今、議員さん方との懇談会の中でもそのことがどうも一番心配だったということもありますし、聞いていけばちょっとやむを得ない事情というようなこともあるわけでありまして、何とか全部にというわけにはいきませんが、本当にやむを得ないような事情の場合には、もうしばらく支援を続けなければいけないのではないかなというようなことも実は今、思っているところです。

全部の協議会にそういうことはできませんけれども、やむを得ないような事情がどうもおありの協議会もあるようでございまして、今、人事の中でそういうことが可能ならば配慮をしていきたいというように思っておりますが、基本的には、この本議会でも何度も御指摘いただいたように役場の下請機関ではないわけでありまして、やっぱり自立に向けた努力というのを私はずひやっていたきたいと思うわけです。5年やれば自立できるやあになるのか、6年だないとできんとか、それはいろいろあるでしょうけれども、一応中にはもう結構ですって言うていただく振興協議会もありますから、やっぱり自分でよって立つ。立って歩むという、そういうことをチャレンジしてみただかんといけんだらうなというように思っております。本当に大事に思っています。大事に思っておりますので、手を差し伸べたい気持ちはやまやまなんですけれども、そうはいっても、さっきも言いますように、自分たちでやっぱり立つことを支えるというのが、行政の役割ではないかなというように思っております、そういう方向での支援をしていきたいというように思っております。職員がいるからいないからということではなくて、いなくてもまた町の職員さんをお願いをして、それぞれの部署で支援をしていただけるようお願いをしていこうというように思っております。

○議長（足立 喜義君） 2番、仲田司朗君。

○議員（2番 仲田 司朗君） 私は今の職員をおらせなさいとか、そういう言ってるわけじゃないんですよ。要はやっぱり集落でできることは集落でやって、あるいは振興協議会の中でやらな

ければいけないものはそこでやる。そのすみ分けをしながら、やっぱり先ほど言われるような自立的なことができねば、それはいいことだと思うんですね。

そのための仕掛けの仕方、やっぱりそのためにはやっぱり役員が一緒になって取り組むところで、役場のサポート体制がどういう格好でかわっていくかではないかな。実際に今の7つの振興協議会の中でありますけれども、自分たちはそこまでサポートしなくても大丈夫だということもあると思います。実際に私の聞くところもありますし、ただ、中にはまたあっていうところも内心はあるような話を伺っておりますが、でもやっぱりそういうところは一番企画課がおわかりだと思いますし、それとあわせてやっぱり住民の方も、やっぱりじゃどうしたらいいのかということを問題意識を持っていかないと、やっぱり何か、何でも振興協議会にやれやれっていうことになると、今度は逆に事務をやっとられる方が、すごく今度はかえってぐうっとしわ寄せが来るようになってきますので、やっぱりその辺のところちょっと心配だなということから、こういう提案をさせていただいておいて、どういう体制ができるのかということを知りたいわけですが、やっぱりよちよち歩きのところもありますし、また新たにどういう体制が一番いいのかということ、もっともっとやっぱり考えていただいて、実際にはいろいろな考え方があるかもしれませんし、人だけの問題ではないと私は思って、今、体制の問題というか、人じゃなくて事務体制というかシステムの問題とか、そういうものがあるんじゃないかなと、こう思ったりはします。これはわかりませんが、やっぱりそういうことを考えていくことも必要かなというように思っています。

なぜかといいますと、部長さん、副部長さんというのは2年任期だし、部員さんていうのは1年任期ってというような格好で、任期の問題も絡んできたりすると、また役員さんががらっとかわったら、動けなくなったってというようなことも出てくる可能性もありますので、やっぱりいろんな面でちょっと考えていかなきゃいけんかなってって、私は思ったものですから、こういうことを思った次第でございます。これについて何かありましたら、どうぞ。

○議長（足立 喜義君） 地域振興統括専門員、仲田憲史君。

○地域振興統括専門員（仲田 憲史君） 地域振興統括専門員でございます。それぞれの振興協議会で集落づくり計画、地域づくり計画、これを策定をされていらっしゃいます。これがそれぞれの振興協議会の非常に大きな財産であるというぐあいに思っております。

といいますのが、この計画書、それぞれの振興協議会の地域づくりの指針がそこには明記されておりますし、とあわせて自分たちの目線で洗い出した、掘り起こした課題というのもそこには記載をされていらっしゃいます。その地域の課題を自分たちのできることで一つ一つクリアをし

ていく。また、その身近にある課題が一つ一つ解決をしていく。そういったものを目の当たりにしながら、その計画書を遂行されているという状況にあります。そういった自分たちの身近なものを解決をする。そういったことが振興協議会の事務所に集う、あるいは振興協議会の事業に参画をする。こういった集う体質づくりというのが、各地域で育ちつつあるというぐあいに思っています。そういった集う体質こそが、事務局員さんの事務の軽減とかそういったものにつながっていくというぐあいに考えております。以上でございます。

○議長（足立 喜義君） 2番、仲田司朗君。

○議員（2番 仲田 司朗君） どうもありがとうございました。

私も振興協議会に以前、かかわらせていただいたことがございますけれども、やっぱり私は振興協議会というのは必要だと思っております。で、それは先ほど言いましたように、やっぱり集落ではできないもの、それを一緒になって手を携えて一緒になって問題解決する場、これじゃないかなと思いますし、それとやっぱり地域の社会教育の拠点の場にしていくようなためのやっぱり土壌づくりをする場じゃないかなと私は思っているところでございます。

ですから、そういう面ではいろんな方がおられますけれども、私はそういうことを推進していくべきじゃないかなと思います。ですから、いつか、その事務員さんには大変な御苦労があるかもしれませんけれども、でもそれをやっぱり支えていくためにも連携をして各いろいろなほかの振興協議会もありますから、職員さんもおられるし、意見交換をしながら進めていくことも必要じゃないかなと思いますので、ぜひ頑張っていたきたいと思っておりますし、そのためにも企画課の方でもそういう体制づくりはぜひお願いをしたいなと思っております。やっぱり事務員さんにかかっているわけございまして、住民の方は好きなことを言われる、要望をするわけございまして。やっぱりそこをすみ分けできるようなことをしていけないときついのかなというように思っておりますので、ぜひお願いをして、私の質問を終わらせていただきたいと思っております。どうもありがとうございました。

○議長（足立 喜義君） 以上で、2番、仲田司朗君の質問を終わります。

○議長（足立 喜義君） ここで休憩をいたします。再開は3時45分。

午後3時30分休憩

午後3時45分再開

○議長（足立 喜義君） 再開します。

続いて、13番、亀尾共三君の質問を許します。

13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 13番の亀尾です。議長から質問の許可を得ましたので、この場から3つの課題について質問をいたします。

まず1つは、保育園の民営化についてであります。私は、保育園の民営化に反対の考えを持つ立場から質問をいたします。

町の方針は、開設から町直営で継続してきました4つの保育園のうち、2園を平成24年度から指定管理制度で民間に運営を任せる計画であります。保育のニーズにこたえる、保育士の待遇改善、この2つが理由であります。町直営でも可能ではないでしょうか。昨年9月に民営化の計画が議会で示され、住民には広報「なんぶ」で情報を出しただけで、これでは町民の理解を得たとも言えるものではないではありませんか。半年後のこの3月議会に議会提案は他町村に比べて非常に拙速、早過ぎることではないでしょうか。この議案は、十分に時間をかけて説明と疑問に答えてから結論を求めることが必要ではないでしょうか。しかも、指定管理先が特定されていることは南部町公の施設の指定管理者の指定手続に関する条例から見ても、手続に問題ありと言わざるを得ません。公の施設の保育園は、町直営で運営管理を継続することを求めて聞きます。

まず最初に、公の施設の指定管理者の指定手続に関する条例に基づき、問題点とします。

保育とは子供を守り育てること。これが権威ある事典を見ますと載っております。つまり、経験、実績が必要なことが大前提であります。条例3条では公募となっております。しかし、公募をしないで保育事業を定款もない、伯耆の国を指名指定管理しようとしていることは論外と言わざるを得ません。指定管理者を伯耆の国にする理由は何か、改めてお聞きします。

2つ目、南部町常勤職員及び臨時的任用職員の職務条件に関する条例を廃止すれば、町営で継続が可能ではありませんか。

次に2つには、地域振興協議会についてお聞きします。地域振興協議会は4年目になる中、任意組織なのに条例を理由に区長制度を廃止し、町内を7つの地区に振り分け、集落の自主性を狭める交付金を支給する手法は、お金のむだとの声が聞こえてくるということは当然と思うものであります。

地域振興協議会の見直しを求めて聞きます。1つには、お金の使い方と住民自治のあり方を聞きます。2つには、集落の要求も行政に直接ではなく、協議会を通す理由はなぜか。また、事項によっては行政に届いていないこのことがあります。なぜでしょうか。3つ目に、地域振興協議会の催しの参加者が少ない。このことも声に聞いております。後では、住民の声に基づき実態

をお聞きしますので、答弁よろしく申し上げます。

続いて、3つ目に法勝寺中学校プールについてであります。ことし1月31日、臨時議会で事業費1,323万6,000円、このうち交付金が1,500万で法中のプールが解体、撤去され、以後は法中プールを廃止する計画が明らかになりました。計画を見直して改修することを求めて聞きます。これまでの経過の説明、そして廃止の理由の説明も聞きます。3つ目に、改修を求めるについての考えはないでしょうか。

このことをこの場からお聞きし、後で再質問で深めたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 亀尾議員さんの御質問に答えてまいります。

最初に保育園の問題でございます。条例に基づき手続の問題点を聞くということでございますけれども、問題点はないと考えておりますが、1つに指定管理先が特定されていることが南部町公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例から見て、問題と考えるようでありますので、このことについてお答えをいたします。

指定管理については、一般的に公募の形をとることが多いのですが、地方自治法第24条の2第3項において、公の施設の設置の目的を効果的に達成するために必要があると認めるときは条例の定めるところにより、法人その他の団体であって、当該普通地方公共団体が指定するものに当該公の施設の管理を行わせることができると規定しております。

これにより、南部町公の施設の指定管理者の指定手続などに関する条例第7条によって、公募によらないで指定管理者を選定する場合の規定を定めております。

具体的に申し上げますと、1に施設の設置目的、特性、規模などを考慮し、公の施設の管理を効果的に達成させるために特定の法人に管理を行わせる必要があると認められる場合。2に、公募に対して応募者がなかった場合。3番目に指定管理者を指定管理者として指定することができなくなった場合、または指定することが著しく不相当と認められる事情が生じた場合であります。このたびの指定管理については、このうちの1番目に申し上げた公募を行わない形をとるものでございます。

理由といたしまして、このたびの民営化が現在6割を占めている非常勤職員の方の多くが、23年4月より雇用できなくなることとなり、保育の継続が困難な状況が予測されるために、まず、人材確保を図ることにより、保育の継続を図る必要があることとあります。南部町保育所での経験を積んだ保育士を確保することは子供たちにとっても保育の質を確保する面から重要であるこ

と。保育は経験の蓄積が質の向上につながることから、雇用面で安心して勤められる環境が整備されていること。指定管理先の経営が安定しており、今後とも引き続き事業の継続ができると見込まれることなどがあります。

このたび予定しています社会福祉法人伯耆の国は、町が出捐した団体で経営基盤が安定しており、また利潤を求める法人ではないこと。町との連携もとりやすいこと。現在もゆうらくを指定管理により運営しており、良好な運営実績を持っていること。必要に応じて、町の職員の派遣も可能であり、スムーズな移行ができると期待できること。職員の皆さんも不安なく移行を希望されていることなどから、条例に定める要件を十分に満たしていると考えております。

また、同条第2項、第3項において定められた選定委員会の審査、意見を聞くことについては、平成23年2月15日に選定委員会を開催し、委員の皆様にご審議いただいた結果、全員一致で社会福祉法人伯耆の国を指定管理候補者として決定することの御意見をいただいているところです。

今後、本議会において指定管理者の決定について御審議いただくこととしており、条例に基づいた手続を行っておりますので、条例から見て問題があるとは考えていないところであります。

また、保育園は町直営で運営管理をするように求めるとの御意見であります。直営施設で正職員による保育の実施が望ましいのかもわかりませんが、実際に行うとなりますと、保育士の雇用確保の面や経費負担の増加面から困難であります。

雇用確保面から申しますと、正規職員の保育士の身分は役場職員と同じ一般職員であります。一般職の職員は、町村会の行う資格試験の合格者の中から採用するルールで行われていることは御案内のとおりであります。年齢制限など考慮しますと、38名の非常勤職員を資格試験で雇用していくことは困難であります。

また、類似団体の職員定数などを参考にしますと、おおむね町民100人に1人の職員数であることから、我が南部町では120人くらいを目標に定員管理を行っております。近年、早期退職などで職員の皆さんに御協力もいただいて、ようやくこの目標に近づいてきている現状にあって、38名もの職員の増加は問題があります。また、経費面においては、現在の非常勤職員全員を町の正職員とした場合には1億円を超える人件費の増加が見込まれることから、財政面からも困難があります。このようなことから、4園すべてを正職員による直営での運営は困難な状況にあるということを御理解いただきたいと思います。

しかし、一方で、非常勤職員が占める割合は6割に達しておりまして、同じ職場において職員の待遇格差をそのままにして継続していくことは、雇用責任者として看過できない状況でありま

す。ここに深い悩みを抱いてまいりました。このような現状を放置しておくことは職員の雇用確保の困難を招き、ひいては保育園の運営を危うくするものであります。また、保育の質を確保し、高めていかなければなりません。経験年数が異なっても同じ待遇ではモチベーションの低下をもたらすなど、保育の質を確保していく面からも望ましいことではないと考えます。これの改善と変化していく保育ニーズに対する対応についても、民間における柔軟性、迅速性を活用できることにより、充実した取り組みができるものと考え、指定管理制度により取り組むこととしましたので、御理解をいただきたいと思ひます。

次に、振興協議会の見直しを求めるといふこととごひます。まず、集落の要求も行政に直接でなく、協議会を通して要求がされないものがあつたがなぜかといふ御質問とごひます。

御承知のとおり、現在、行政要望につきましては、地域振興協議会に加入されている集落については各協議会と取りまとめ、町へ御提出いただいております。地域振興協議会設立の目的は言うまでもなく、みづから可能な範囲において地域のことは地域で決め、地域の課題は地域で解決し、自分たちの地域は自分たちでつくっていくといふものであります。したがひまして、議員御指摘の協議会を通して要求がされないものがあつたといふことにつきましては、協議会において集落と話し合はれた結果、集落または振興協議会と解決できる課題であると判断された結果であらうと思ひます。

自分たちでできることは自分たちで行う、自分たちでできないことを町が行うと、こひう補完性の原則にのつとつた自治のあるべき姿であると感じているところとごひます。

具体的に例を申し上げますと、カーブミラーの取りかえ要望について協議会内で現地確認をしたところ、ミラーの清掃を行えば十分使用できるものであると、集落にミラーの点検、清掃をお願いしたといふもの、また、町道に徐行といふ表示をしてほしいとの要望については、集落と対応できるのではないかとこひうこととから、町へ要望されなかつたといふものがごひます。その他、個人的要望であり再度集落とよく話し合はつていただくように区長さんをお願いしたものもあるようですが、いずれにしましても協議会と集落とよく相談、検討された結果、町へ要望すべき事項についてのみ提出されたものであります。

次に、振興協議会の参加者が少ないと。住民の声に基づき実態を聞くとの御質問にお答えをしてまいります。

町としては、住民の声によると協議会の参加者が少ないとのこととごひますけれども、町としてはそのよひうな認識をしておりません。これまで4年にわたり協議会を主体として地域づくり活動を進めていただいております。従来よりあつた公民館活動を継続している部分もありますけ

れども、その活動の多くは新たに地域の課題を調査され、その解決のために必要と思われる事業を実践していただいているところでございます。新たに生まれた活動にさまざまな個人、団体がかかわり、一体となって事業展開され、地域づくりの輪が広がりを見せていると認識をしております。そして、その活動は地域のコミュニティーや産業の活性化、防災活動を通じて安心安全の地域づくり、地域の福祉力の向上、生涯学習の充実など広範多岐にわたります。今まで地域に埋もれていたたくさんの優秀な方々が活動にかかわり始めてきたことで、地域づくりに盛り上がりを見せていると感じております。また、地域振興協議会ができ、地域の方々がこれらの課題について自分たちのこととして考えることができたからこそ活動効果が生まれているものとも考えております。

次に、お金の使い方と住民自治のあり方についてでございます。御承知のとおり現在、地域振興協議会に対する活動支援としまして、一括交付金という形で交付しております。一括交付金の使途につきましては、これまでも説明してきましたとおり、振興協議会支援交付金規則にのっとり、各地域振興協議会において事業計画、予算を組んで執行していただいております。自分たちの事業計画を持ち、少額でも予算を組むことが自治の基本でありまして、町としましても、地域の実情に合わせて有効に活用していただけるように、できるだけ縛りを設けないように配慮しているところであります。もちろん税金を使って活動を展開していただくわけですから、ルールを守って最少の経費で最大の効果を上げるように努めていただかなければならないことは申すまでもございません。

振興協議会が集落の自主性を狭めるとのことでございますけれども、そのようには全く認識しておりません。限界集落などと言われるように、少子高齢化や後継者不足などから集落の実態は自主、自立が困難になってきつつあります。昔なじみの小学校区単位くらいの地域でまとまって、単独集落では解決が困難になりつつある課題について助け合っていく仕組みが振興協議会であり、協議会活動が活発になって小さな集落にも心配りができて、単独では難しいことでも一緒に課題解決をすることによって、集落に力が宿り、限界が限界でなくなって、元気になっていくということを目指しているものでございます。

したがって、集落が自主的に取り組まれることは振興協議会の仕事ではなく、逆にそれを望むところでありますから、自主性を狭めるなどの御指摘はこれは全く当たりません。これまで以上の集落活動が実践されるように支援するところに地域振興協議会設立のねらいがございます。

現在、加入いただいていない集落につきましても、当初は一定の不安から未加入を決められたということは理解をいたしております。しかしながら、そのような集落におかれましても、いず

れ集落だけでは解決できない課題が発生すると見込まれますので、その折にこのような組織があれば住民の皆様には安心感を持っていただくことができますし、また培ってきたノウハウで真に必要な手助けができると思うわけであります。

みずからができる範囲において地域のことは地域で決め、地域の課題を地域で解決をし、自分たちの地域は自分たちでつくっていくという趣旨で責任と誇りを持った新しい仕組みである地域振興協議会は政府が提唱する地域主権、つまり住民が地域で主権を行使するということでありまして、住民自治の一つの姿であると考えております。

町としましても、それぞれの地域振興協議会が住民と集落のためのかけがえのない組織となりますように、一生懸命支援をしてまいりたいと考えております。また議員の皆様にも地域づくりの一翼を担っていただきますように、改めてお願いを申し上げます。

中学校のプールにつきましては、これは教育長の方から御答弁を申し上げます。以上でございます。

○議長（足立 喜義君） 教育長、永江多輝夫君。

○教育長（永江多輝夫君） 法勝寺中学校のプール解体、撤去に係る御質問にお答えをしてみたいと思います。

御質問にお答えをする前に、まず、学校教育法に定められた中学校設置基準について御説明をしておきたいと思っております。

同法設置基準には、原則として、校舎及び運動場のほか体育館を備えることとなっており、プールの設置については定めがございません。また、学校の施設、設備について、教育上、または安全上支障がない場合は、他の学校等の施設及び設備を使用することができることとなっております。このことをまず御承知おきをいただきたいと思っております。

1点目の御質問は、これまでの経過はというお尋ねでございます。当該中学校のプールは昭和46年に完工し、40年が経過をしようとしております。そうした中、平成21年度に経年による全体的な老朽化に加え、プールろ過器故障による循環機能の著しい低下や更衣室等附属施設の漏電等、プール施設の利用に大きな支障を来す状況が発生をし、根本的な施設修繕、あるいは改修について考えなければならないこととなりました。

一方、プールを使用しての授業時数でございますが、これまでの幾度かの学習指導要領の改訂に伴い、水泳指導の時間数は漸次減少いたしております。平成21年度にプールを使用しての授業時数は、1、2年生でそれぞれ11時限、3年生では選択科目となっており9時限行っており、合計で31時限の授業実績がございます。

次に、廃止の理由、経過はというお尋ねでございます。先ほども申し上げましたように、プールの老朽化や施設設備の更新も視野に入れなければならない現状や、授業時数の漸減傾向、その設置基準に地域の実態等柔軟に対応することが対応できる旨、示されていることから、隣接する福祉センターしあわせのプールが活用できないか検討に入りました。

まずは、学校現場との協議であります。送迎の確保を前提に全く支障がなく、教職員の施設管理の負担軽減や授業が雨天に左右されないことなどメリットも多く、問題はないとの結論に達しました。また、福祉センターとの協議におきましては、プールの使用状況と町民の皆様の利用に支障のない曜日や時間帯活用ということで御協力いただくこととなりました。こうしたことを踏まえながら、今年度から福祉センターしあわせのプールを利用させていただき、授業を行うこととしたわけでございます。また、現在の中学校教育課程におきましては、水泳については、1、2年生は履修の必要がありますが、その時間数は学校ごとで定めます。また、3年生については選択して履修できることとなっていることを御承知いただきたいと思っております。

今年度の授業時数の実績としましては、1年生で3クラスが8限ずつの24時限、2年生が3クラスで4時限ずつの12限、3年生につきましては、選択した生徒はおりませんでしたので、授業時数はゼロとなっております。

長年にわたってあった施設がなくなるわけでありますので、そのことを思っ学校教育の後退ではないのかとお考えのように推測いたしますが、私はメリットが多いと判断をいたしております。

先ほども申し上げましたが、授業時数の確保に全く問題がないこと、授業が天候に左右されないこと、教職員の施設管理の負担軽減や施設維持管理経費の軽減等につながっていることを御理解をいただきたいと思っております。

最後に、改修を求めるとい御指摘でございますが、お答えしてまいりましたように、本件につきましては、学校現場と十分に協議した結果であることを重ねて申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（足立 喜義君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 答弁をいただきましたので再質問いたしますが、再質問に入る前に一言言っておきます。私、右の肩を痛めておりますので、挙手が左手で失礼しますが、お許しを願いたいと思っております。

まず、保育園の民営化のことについてお聞きしますけれども、町長の答弁では、施設の目的を効果的に達成させる必要があると認めたので、それで指名指定をやったということなんですけれども、

私は今度管理者が管理をするようになれば、民間の伯耆の国ということが指名指定されているんですけども、そこが介護施設としての今の運営をやっておられるわけです。ところが、裏返してみますと、保育の事業の実績というのは全くないわけですね。その現場で働く人は、保育士はなるほどやるんですけども、しかし、統括でやるということになるとやっぱり実績とか経験というのが、その団体の、非常に重要ではなかろうかと思うんですが、その点についてどうなんでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。御指摘のとおりでございます。この保育の実績というものがございません。保育の実績のある法人に委託をすれば、もっと安心感も持っていただけるのかもわかりませんが、そのために1年間トレーニングの期間を置きたいというように考えているわけです。

それともう1点は、やはり現在今働いていただいている方のスムーズな移行ということ、一番考えておりますので、例えば米子の方で保育の経験のあるお方にお願いをするということになっても、38名の方がそこに行かれるかどうかわかりません。そうしますと、保育士がまたかわってくるというようなことも十分想定されるわけでありまして。ですから、法人は経験はございませんけれども、1年間のトレーニング期間を与えていただきたいということをお願いしたいし、それから職員については、保育経験のある法人を選定をすればそこに必ず行っていただけるという保証がないわけでありまして。そこまではなかなかこっちも言えんわけでありまして、どちらがいいのかということ考えたときに、安心してスムーズな移行が期待できる伯耆の国の方がいいのではないかと、このように考えたわけでありまして、よろしく申し上げます。

○議長（足立 喜義君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 町長の答弁では、保育の経験がないんだけど、いわゆる町の施設の中でやってるんで、1年間のトレーニングでそこら辺の手法というんですか、それを身につけるといわれるんですけども、しかし、じゃあ聞くんですが、仮にそうされたとします。それをよしとしましょうか、した場合に、指定の期間が10年というぐあいになってるわけなんですよ、伯耆の国。私が不思議に思うのは、去年でしたか、臨時議会でもあったと思うんですけども、町の施設が地域振興協議会の傘下に指定管理されたのは、それは3年がほとんどで、3年ですね。それ以前の分もやられた分もスタートが10年なんて長期なかったんですが、このことについてどうなんでしょうか、お聞きします。

○議長（足立 喜義君） 町民生活課長、加藤晃君。

○町民生活課長（加藤 晃君） 町民生活課長でございます。先ほど議員さんの方、3年が多いということ、一般的に今までの指定管理というのは3年から5年という分だと思います。町では3年というのが多いんですが、やはりこれは現在の保育ということを考えますと、やはり3年で次の保証がない。例えば受けたところが3年後にどうなるかわからない状態の中では、やはりその職員の安定確保とか、そういう面で非常に不安があると思っております。やはり継続していくことは重要でございますので、やはりある程度の期間がなければ職員としての雇用の体制、それから、そこを受けていくところが、十分なその体制を持つことに対する気持ちが、やっぱりついていかないと思っております。その関係で10年ということを見せていただいておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（足立 喜義君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 先ほど加藤課長からの答弁では、いわゆる保育士さんが短期間で指定管理に出した場合に、いわゆる3年としますかね、それでは安定の確保にはなかなかつながりにくいというそういう意味での答弁だったと思うんです。

そこで私聞くんですけども、職員の安定というんでか、雇用の処遇改善といいますか、その待遇改善ということで、ずっと今まで来てたわけですよ。先ほどの町長の答弁の中であつたんですけども、しかし処遇改善、待遇改善は正職員として継続するのかが多いのか、あるいは金額ですね、いわゆる報酬というんですか、保育士さんに払う。これがどっちの重きを置かれてるんだろうかということ、改めて聞くんですが、どうでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 町民生活課長、加藤晃君。

○町民生活課長（加藤 晃君） どちらに重きを置いとかれるかということでございますが、これやはりどちらもあると思います。やはり一つの身分の安定ということがなければ、当然処遇改善にはならないと思っておりますし、待遇面で金額面下がれば、これはやはり待遇面には待遇改善にはなっていないと思うわけでございますので、どちらも関係してると考えております。

○議長（足立 喜義君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 改めて、じゃ聞きます。この中で資料を要求いたしまして出てきました。その中で、質問が前後するかもしれませんが、まず待遇改善のことなんですけども、1つはここに書いてあるんですよ。これは、指定管理候補の選定委員会が、先ほど町長の答弁であつたんですけど、2月15日に開いたということで、その中のやりとりの記録を見ますと、伯耆の国の担当者が出てきておられますね。どなたかはわかりませんが、名前は出てませんが、その中でこういうぐあいによっておられるんですよ。非常勤の身分については、希望があれば法人

の正職員としたいと考えています。報酬の額については、指定を受けた段階で、個別、具体的に決定したいと考えています。現在計上しております額は、平成21年度決算における報酬の額であります。つまり、町が保育園への、保育士に支払いした報酬額であって確定ではありません。現在の額より約2,000万円、社会保険の負担で約800万円の増額となると見込んでおります。つまり、約2,800万円の増になると見込んでいるということなんです。

私はこの中で2つ問題があると思うんです。1つは、病院が給食業務を今度委託するというところで民間の方に、そのことが議員の控室にちゃんと資料として出てるんですけど、そこではもうきちんと幾ら払って、職員がどうなんで、どういう身分、やるんで、幾らかかるということできちんと何十何円まで出てるんですよ。非常にこのやり方で選定委員会で、審査でオーケー出された、こんなことでやられるということは非常に不信を抱きたいということが、まず1点、それを聞きます。どうしてこういう資料でもよくなったのかということ。

それから、次が、保育士の身分なんですけど、いわゆる非常勤の何ていうかな、正確に言うと、非常勤の今の職員ですね、その条例があるために、それでいわゆるできないと。雇用が継続ができないということなんですけども、これはどうなんでしょうか。いわゆる更新が継続して、例えば31日に、3月の31日に切れたと。4月の1日からまたやりましょうということは、全く空白がないわけですね。ところが、以前、空白があったら継続されていた事例があると思うんですが、このことがあったのかなかったのか、この2点をお聞きします。

○議長（足立 喜義君） 町民生活課長、加藤晃君。

○町民生活課長（加藤 晃君） 町民生活課長でございます。先ほど待遇改善の分で金額の話がございました。審査会の方の記録で、現在のもので約2,000万、教材費で800万の増になるということで記録があるということでございます。現在、まだ正式雇用に至っておりませんので、指定管理の審査会の経費につきましては、まだ来年1年間の間はこれから詰めていく、内容を詰めていくこととなります。その中でいろいろな勤務条件、勤務体制とかを検討いたしまして、そこで経費が変わってきますので、その時点では出していただけてないということでございます。またこちらの方から、例えば延長保育の時間とか、あるいはそれに伴う体制だとか、そういうことが決まらなければ数字が出ませんので、現在の21年の実績の数値に出してもらったと。その部分で報酬面では約2,000万の改定になるとございまして、確実に報酬の面で待遇改善がなされてるという判断でございます。

それから、もう一つは、継続の関係でございますけども、3月31日にやめて4月1日からという事例以外に、その4月1日じゃなくて空白があいて雇用継続をしたことがあるかということ

でございますけども、嘱託職員になりましてからはございません。31日の次は、次4月1日から始まっております。以上です。

○議長（足立 喜義君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 今の答弁を聞いて、1つは継続雇用が切れたその明くる日、継続するということは条例から見ると、それは無理かもしれませんが、しかし、これは何日間はあけなければならないというぐあいに、総務省の方から、これの関係でそういうことがあるんでしょうか、指導が。

○議長（足立 喜義君） 総務課長、森岡重信君。

○総務課長（森岡 重信君） 総務課長でございます。その期間はあけるのが定めがあるかということでございますが、明確な定めはございません。県の方はここの期間を切るために2カ月を、3月31日でやめた場合は4末、5末、2カ月そこをあけて、6月1日から採用するというふうなあけ方をしております。

町としましては、1カ月はあけるということで今は進めております。といいますのが、勤務が1カ月あきますと保険の関係がストップに、社会保険がストップになります。そこで継続が途絶えたというとらえ方をしておりますので、通常だと2カ月ぐらいは欲しいんですけども、それをやりますと現場が回りませんので、最低限の1カ月で運用をしております。以上です。

○議長（足立 喜義君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 県は2カ月をあけているということなんですけども、これはその県があけてるけども、先ほど課長の答弁では、1カ月ぐらいに、1カ月ぐらいというか、1カ月したいということなんです。それは、保険の関係だということなんですけども、全国で例えていうと、ほんのわずかの期間で雇用を継続して、再契約を結んでいるということがあるんですよ。それをやれば、それがやれば継続というか、1週間か5日かわらんけども間を置くということになれば、保育士さんが全部、町の職員、非常勤であっても逃げてしまうと、あいて保育事業ができないということは起こらんと思うんですよ。例えていうと、春の休みですね、保育園が3月の終わりから4月の初めまでちょっと空間がありますね、あの間でもね。それから、それとそれが1点、それをやればできるということ。

それからもう1点、先ほどまだ正式に指定管理を行ってないんで、実際始まったらはっきりするんですけども、現在の段階では1年間は何ていうんですか、正式に指定管理の契約を結ばないんで、だから金額は約2,800万ということだということなんです。私が言いたいのは何かというと、空白ですね、一定の空白やったら今までどおり町の臨時職員として雇われるというこ

とで、これがまず雇用の確保ができますね、安定雇用というか、町の職員ができないということはこれがまずクリアできる。それから、2,800万もかかるというんなら、そのまま町でどうせ払うのであれば、町その場で2,800万円を本来、私はもっと出すべきだと思うんですよ。労働の中身からいえば。けども、同じお金を上げてということなら、それで解決できると思うんですが、どうなんでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 町民生活課長、加藤晃君。

○町民生活課長（加藤 晃君） 町民生活課長でございます。雇用の継続ということをおっしゃいましたが、保育園は休みはございません。これは、休みは日曜日しかありませんので、学校のように春休みがあるわけではございませんから、雇用の継続をあけることはできないという現状がございます。

それから、その繰り返し繰り返しやってるところもあることがございますが、それはやはりいろんな法の趣旨からいって、そういうことは正しいことではないと考えております。確かに継続すれば雇用の確保つながっていくんじゃないかということもございますが、やはりこの不安定な今のその状況、現在の非常勤さんの置かれてる状況をつなげていっても、これは今後の継続雇用に意思、気持ちがつながっていかない場合はあると思います。

やはりそれはいい職場、自分が安定して雇用ができるということがあって、なおかつやっぱりそれなりの待遇があるという面で初めてそういう、ここに勤めていこうかという気持ちが出るわけでございます。そこをなくて、ただ繰り返しやっていけば、雇用が継続できるんだというような考え方にはならないと考えております。

それから、何でしたかいね……（「お金のこと」と呼ぶ者あり）お金のことでございますけども、これだけのお金を出すのであれば、非常勤の待遇改善をすればいいじゃないかという考えじゃないかと思うんですが、現在、非常勤の方は定期昇給ございません。一時的に上がっても、やはりこれはそのときですべての非常勤に関係するわけでございますけども、やはり今後のことを考えていったときに、同じ給与、変わらない給与という中ではやはり待遇改善という面から見た中では、非常にそれは不都合といいますか、十分でないという考え方を持っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（足立 喜義君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 課長の答弁では、空白が短くしてあるということはよくないというか、いい方法ではないと、違法とは言いませんけどもという言い回しではなかったんですけども、ことではないということだった。

でもね、この非常勤の南部町の、この条例自身もいろんな方法を使って、違法ではないけどもこれがベストだということではないということで、もう町長がおっしゃったと思うんですよ。であるならば、そういう手法をとってもいいじゃないかということをもまず申し上げます。これは言っておきます。答弁はいいですけども。

次、私聞くんですが、この付議案に係る提案理由の中で、ここに書いてあるんです、ここでなかった、ここではなかったかな、これですね、ここの2ページの中でこうおっしゃってるんですよ。指定管理者としては町が出資して設立した社会福祉法人伯耆の国を予定する云々というぐあいになってるんですよ。出資でしょうか、以前は出捐ということをやっておっしゃってたんですが、これがいつそういうぐあいになったのかということなんです。私、調べてみたんですよ、そしたら、出捐金というのはどこが違うのか、出資金と出捐金はどこが違うのか調べてみたら、出捐金というのは金銭や物品を寄附すること。つまり自分の意思によって財産上の損失しても、他方に利益を得らせること。このことが出捐金。今までこのことをずっとおっしゃってたと思う。ところが、今回は出資金となっておりますね。出資金というのはどういうかということ、資金を出す。資本として利益の中から配当を受けるとということなんです、これどっちがどっちなんですか。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。先ほど赤井議員さんから御指摘をいただいたわけですが、海上自衛隊というようなことでございまして、私のそれは間違いでございまして、出捐が正しいわけでありまして。

今お話いただきましたように、出捐は当事者の一方が、その意思に基づいて自己の財産を減少させることにより、他人の財産を増加させることを言うんだと。例えば財団法人設立のため一定の財産を提供することは、これは出捐に当たるといえることがございまして、これは当初から出捐が正しいわけですが、出捐という言葉は本当は一般的ではございません。町報に、3月号に出資というぐあいには書いてあるわけですが、これは、担当者としては十分認識をしておいたようでございまして、読みやすい誌面ということを考えて、あえて出資にしたということをおっしゃっております。趣旨を御理解いただきたいというように思います。

○議長（足立 喜義君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） ちょっと視点を交えるんですが、12月議会で私の質問に対して町長は、意向調査は町がしたもの、このような答えがあったんですよ。ところが、この中でいわゆる先ほども言ったんですけども、2月の15日の指定管理の中で、担当者、伯耆の国の担当者

の人が出ておられまして、こう発言されてるんです。この3ページに載ってるんですけども、伯耆の国の担当者の発言なんですが、昨年末に非常勤職員と面接し、基本的な話をした。1人を除き、指定管理を受けた後に、27あるいは28の方が、伯耆の国の職員として採用していただいてもよいという内諾を受けた、このように言っておられるんですよ。これは結局、伯耆の国、いわゆる指定管理を考えているところが意向調査したというぐあいに受けとめるんですが、この発言はそういうことにならんわけでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 町民生活課長、加藤晃君。

○町民生活課長（加藤 晃君） 町民生活課長でございます。12月議会の答弁でいたしました意向調査については、11月の26日に説明会をして非常勤職員の方に町の方が説明会を行って、その中で12月の頭に回答をいただいたものでございます。ですから、これは町が行いました。その後、伯耆の国の方も実際にどういう方かわからないと行けませんから、その中でお話をする機会を設けたということでございます。その中で大体あなたはこういう条件というものを、自分のところが勤めるに当たってはこういうもんですよということをお話ししながら、その方の希望を聞いたということでございます。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。いわゆる町の説明会の折に、一体全体伯耆の国の、いわゆる待遇ですね、待遇というものはどのようなものなのか、そういうことがある程度見えないと判断ができないというのが、非常勤の皆さん方の大勢の御意見でございました。それで、御本人たちの御了解をいただいて履歴書というものを見せていただいて、その履歴書をもとに経験年数、年齢や経験年数やそういうことを大ざっぱに大至急で計算をして、大体こういう待遇になると思いますということをお話をしたということでございます。

○議長（足立 喜義君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） ということは、先ほど課長が言われた町が説明というんですか、それしたときに、伯耆の国の方も来て、そのようなことを言われたということですか……（発言する者あり）それはないわけですね。

じゃ、1つ聞くんですけども、ここで、この2月の15日のときにこういうことを言っておられた。つまり、情報が伯耆の国にだけ流されているということ。このこと自体から見れば、一つに情報はみんながやっぱり共有すべき問題であって、ましてや保育という、いわゆる子供に責任を持つ、育てるという状況の中であれば、最終的な結論がどう出るかはわかりませんが、しかし、照会を出してやるというのが、これは当然ではないでしょうか。しかも、その中で以前、

西伯の給食センターでプロポーザルがあったんです。そのときに、来られたときにはいろんな質疑をかけられた。傍聴したんですけども、選定の方がプロポーザルをいろいろ聞かれて、その中でどこが適当かということをやられたんですよ。

先ほど町長は、町外のそういう団体が来て、いろいろやったら、そういうことになって保育士の確保がスムーズに移るのかどうなのかということが保障できないという、見込みがつかないということをおっしゃったんですけども、しかし、少なくともその中で、いろいろ質疑をかける中でやって、あっ、最終的にはやっぱりここがよかった、伯耆の国がよかったということになるのが当たり前じゃないですか。私は指定管理を出すのはよしとしないんですけど、仮にやるとすればそれぐらいやるべきじゃないでしょうか。しかも、一たんそのことをやった以上は、もとに戻すなんていうことは、全国ではもとに戻してるところありますよ。しかし、なかなか大変なこれまた作業が要るし、交渉もかかると思うんですよ。そういう中で私は情報というものを広く流されなかったというのは、最初からもうここにやろうという、それしかなかったんじゃないかと思うんですが、どうなんですか。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 先ほど答弁をいたしましたとおり運営実績だとか、あるいは経営状況だとか、そういうことを総合的に判断をして、そしてまた、非常勤の職員さんのスムーズな移行ということを一番に考えてきたわけですから、最初からこの伯耆の国というものを指名指定して、そこにどうでしょうかということをやったわけです。したがって、米子の方の業者を呼んでどうでしょうかというようなことを頭から考えておりませんでしたので、御理解をいただきたいと思っています。

○議長（足立 喜義君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） くしくも私は米子の方の業者と言ったんですけど、別に米子の業者というんじゃなくて、広く公募をやるというのが原則であるんで、それからあえて申し上げたんです。ちなみに言うておきますけども、今度、西伯病院の方で院内保育園をやるということで、これも指名指定されるかなと思ったんですけども、中国地域を想定して、その中で公募をやってかけられたということで、審査をされて一つのことに決まったということ。私はそれが、これは業務というんが請負なんですけど、指定管理ではないか、とは違うんですけども、しかし、指定管理というのは公募の原則だということになってる以上は、そういう手続をやるのが当たり前だということを指摘しておきます。

それから、もう時間がありませんから、地域振興区のことに移るんですけど、その前に、非常

に伯耆の国に対する民間委託で、伯耆の国に指定管理をやるということについては、非常に何ていうんですか、疑問点が多くあったということがはっきりしたということを指摘しております。

それから、今度は地域振興区のことを聞くんですが、時間がありませんのでなかなか詳しく…。一つ、これを最初に聞くんですけども、就業規則、多分あると思うんです、7つそれぞれの協議会の中に、会長、副会長、それから職員の、就業規則というものがあると思うんですので、これ議長を通じて、議会中に出していただきたいと思うんですが、よろしくお願いします。

それから、今度、新しくというんですか、議案の中に出ておるんですけども、職員がサポートということで、行政といわゆる地域振興協議会との調整というか、どういうんですか、調整か何か、連絡かやられる方が1人臨時で採用するという。これを見ますと、臨時のところで見ると、月に20万で、年間240万なんですね、報酬のみですよ。これは、どこを参考というか、されてやるんですか、臨時職員でそこまで出るんでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 議事の都合上、本日の会議はあらかじめ延長して行います。

企画政策課長、長尾健治君。

○企画政策課長（長尾 健治君） サポート職員につきましては、20万円、月の報酬ですね、想定しております。これは、一般の臨職さんと異なりまして非常に専門性が高いということで、その金額を想定しておるんですが、報酬の決めの中に具体的な金額はございませんが、その他これに属さないものについては別途定めるところがありますので、そこを根拠にこの金額を決めて予算計上したということでございます。以上です。

○議長（足立 喜義君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 別途というて、非常に何ていうんですか、あいまいなやり方では非常におかしいと思うんですよ。俗の言い方すりゃさじかげんというか、そういうことを思われても仕方がないと思うんです。私はちゃんと条例に臨時職員はこうだというぐあいになってるんだから、だってさっきあれだったでしょう、非常勤の職員だってこういう条例があるんだから、これを動かすことはできないということをやられたんでしょう、そしたら、これだって非常にちゃんとそういう臨時に対する条例があるんだから、それにのってやるというやり方というのが当然じゃないですか。非常に不信を抱きますね。そのことについて再度、どういうことでやられるのか、そこ特例というんか、ことでやられるのか、そのことについてお聞きします。

○議長（足立 喜義君） 企画政策課長、長尾健治君。

○企画政策課長（長尾 健治君） 企画政策課長でございます。その職務につきましては、一定のやはり知識、経験、技量というものが必要でございますので、通常の臨時職員さんの平常業務と

は非常に異なると、調整能力というようなことも求められますので、そこで具体的に議員おっしゃる臨時職員さんの賃金というものは当てはまらないという判断でございますが、さじかげんといえますか、これ交付税をもとに特別交付税で算定されるということもございますので、そのあたりで可能な交付税、特別交付税の算定の基準によって、ここまでの額を予算として提案しておるものでございまして、決してさじかげんと、えんやっというような話ではございませんので、御理解いただきたいと思います。

○議長（足立 喜義君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 課長に聞きます。特別交付税の中でそういう要綱がちゃんとのっているわけですか。示してほしい。

○議長（足立 喜義君） 企画政策課長、長尾健治君。

○企画政策課長（長尾 健治君） 現在、その算定にかかわる資料というのをここに持ち合わせておりませんので、今、示せとおっしゃっておられますが、ここでお示しすることができませんので、申しわけございません。

それから、一応まだその人が決まっておられませんので……。予算に提出させていただきましたのは、あくまでも今私が申しましたような能力、経験、資質、備えていらっしゃる方でマックス20万円ということで出しましたので、この後、具体的にまたそのあたりを勘案して具体的なお方が決まれば、金額の最終決定ということになるということも御理解いただきたいと思います。

○議長（足立 喜義君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 課長の答弁ではマックスが月額20万ということが、人が決まればまた最終的な報酬の金額が決まるだというぐあいに私は理解したんですけども、もしそれが本当、多分本当で答えておられると思うんですが、そういうことをやられると、じゃあ何を基準に、例えば能力が、資格ですね、いわゆる国家試験だとかあるいはまあわかりませんが、県の何か資格とかそういうもんがあれば、それにのせて見合わせてやるということなんですか。非常にわからないんですよ、私は、あなたの言われることが。

○議長（足立 喜義君） 企画政策課長、長尾健治君。

○企画政策課長（長尾 健治君） 地域振興協議会の活動というのは、本町は全国に先駆けて行っておりますことで、具体的に類例というのは余り私も耳にしたことが、これと同じ、本町と同じ形態の協議会というのを耳にしたことございません。したがって、その指導やサポートというものに国家資格ですとか、そのほかの資格があるわけではございませんので、やはりそのあたりの、先ほどから申し上げております資質とか経験とか能力というのは、御本人を総合的に見て、

判断をさせていただくということしかございません。以上です。

○議長（足立 喜義君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 最後にですね、最後というか、この面で聞きます。特交で来るということなんですけど、いわゆる緊急雇用でいろいろあるんですけども、これも特交の部分があると思うんですが、しかし、それが来たらちゃんと臨時のあれの条項で、報酬を出されてると思うんですけども、これとは全く別な考えをすると、されるということなんですか。

○議長（足立 喜義君） 企画政策課長、長尾健治君。

○企画政策課長（長尾 健治君） 国のお金の出どころも緊急雇用とは全く別の趣旨でございますので、おっしゃるとおり別の考え方をしております。

○議長（足立 喜義君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） この報酬については私は納得できないし、また、住民の皆さんはどう思われるか、判断を仰ぎたいと思います。

地域振興協議会のことでお聞きします。1つなんですけども、例えていいますと、今度また任意団体であるのにここを通すという、要求ですか、出すということは町長も答弁でもおっしゃった、あるんですけども、今度、集落でこの予算書にも上がっておりますけども、6カ所ですか、きのう上がっておって、その中最高が50万で地域の分の、あれも地域振興協議会と集落で11となっとなつたんで、これはまだ決まっていなくてもということで質疑かけたら、決まっていなくてもということで、だけでも、地域振興協議会がのってるということはどうかと言ったら、それは集落からの要望というんですか、願いを地域振興協議会にかけて、それで行政に出すということなんですけど、このやり方は非常にまずいんじゃないかと思うんですよ。というのは、先ほども言ったんですけども、地域振興協議会でやるということになった。できることはそれで仕分けというんですか、それをやるということなんですけども、しかし、私はそんなところを回り道せんでもストレートにAという集落がその担当の課の方へこういうことを出したいで、この要綱を使いたいと言ったら、よっぽどそれの方が効率的じゃないですか。なぜその地域振興協議会を通さなきゃならないんですか。

○議長（足立 喜義君） 企画政策課長、長尾健治君。

○企画政策課長（長尾 健治君） 企画政策課長でございます。議員が御質問になったのは、交付金のことでですね、各地域振興交付金……。

○議員（13番 亀尾 共三君） まちづくり。

○企画政策課長（長尾 健治君） まちづくりですね、ごめんなさい。まちづくり交付金のうちの

ソフト事業にかかわるものですね。これについて協議会をとということでございますが、これにつきましても、先ほど町長が答弁いたしましたとおり、まずもって協議会、振興協議会というのは、自分たちでできることは地域でしょうと。具体的に、まず集落から出発しまして、集落でできることは集落でしましょう。協議会でできることは協議会でしましょう。さらにそれでもできないことっちゃうのは町にやってもらいましょうという趣旨でございまして、協議会を通すという、協議会が窓口になるというのは、やはり1回協議会で受けていただいて、そこでこれは協議会でできるんじゃないかという検討もしていただくという趣旨でございしますので、その辺は御理解ください。よろしく申し上げます。

○議長（足立 喜義君） 亀尾議員に申し上げておきますが、残り時間が少ないのでまとめるようにしてください。

13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 今、課長から答弁をもらったんですけども、この地域振興協議会のことについては、サポート臨時職員のこと、それから非常に疑問を抱くことと、それから、これ地域振興協議会がスタートしてからずっと私が言い続けてるんですけども、いわゆる区長協議会というものがあって、それで今まで区長要望としてまとめて出されておったわけなんですよ。ところが今回、地域振興協議会が出て、それが行政組織じゃないでしょ、任意団体ですね。それを何で町から出すお金のことを、そこで審査してやらなければいけないのかということが、これ回り道なんです。そういうことをやるのじゃなくて、ストレートでこれをやるべきだということを強く主張しておきます。

それから、もう1回この後でさらに聞くんですけども、今度、今まで公民館活動を引き続きやっていて、新しくそのような活動も始まったということなんです。ここでこういう声を聞くんですよ。以前はイベントあって、球技のイベントがあって、それを参加は自由でやったんですけども、参加費を取られるようになったという声が聞くんですが、これはどう思われますか。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。地域振興協議会ができてからずっととおっしゃいましたけれども、振興協議会ができる前から、いろいろな立場で問題提起をしていただいております。こちらも随分賢くなって対応してきているわけです。

先ほど基本的な認識の違いがあるなと思って聞きましたけれども、振興協議会は任意団体ではございません。振興協議会は、条例上の団体でございます。あなたが先ほどおっしゃった区長協議会、以前ありましたけれども、あれは任意団体であります。あれが任意団体。振興協議会は条

例上の組織でございます。さきの答弁でも申し上げましたように、集落が自立してやることについては、振興協議会の仕事ではないということを申し上げました。ですから、集落が自立してどんどんやっていっていただければそれにこしたことはございません。

それから、そういうことが先が見えておりますので、限界集落というような言葉もありますけれども、そういうことが見えておりますので、協議会をつくってサポートしていこうという立場でございます。したがって、集落がこのような補助をもらって受けて、集落でこういうことをやっていきたいというようなことを阻害するものではございません。（サイレン吹鳴）

もう一度申し上げますと、集落がやりたいということを協議会がやめなさいというようなことではございません。あくまでもこれは集落の自主、自立というものをサポートする。そういう役割だというように思うわけです。

それから、地域でめいめいにいろいろ要望をなさるのも結構だと思いますけれども、ほかの集落でこういう要望があるんだというようなことも協議会の中で、話し合いの中で、それだったらうちもやってみようかというようなこともあろうと思います。ですから、協議会の中でいろいろお話し合いをして、自分たちでやれることはやっていただきたいというのが、こちらの思いなんですけれども、できないことについては、これは協議会の重点要望というような形でいただいております。

それから、区長協議会も重点要望というようなものはかつていただいております。ちょっと形を変えた姿になっておりますけれども、振興協議会も区長協議会の例に倣ったような形で進めていただいておりますので、誤解がないようにしていただきたい。特にこういう場でこういう御質問が出ますと、協議会がブレーキをかけたり、選別をしておるような、権限をっておるような誤解を与えてはいけませんので、あえて申し上げておきたいと思っております。

イベントの参加費についてはちょっと承知しておりませんので、ほんなら専門員の方から。

○議長（足立 喜義君） 地域振興統括専門員、仲田憲史君。

○地域振興統括専門員（仲田 憲史君） 地域振興統括専門員でございます。公民館活動のときは参加費がなかったということでございますけれども、新たな活動といえますか、受益者負担といえますか、例えばスキー教室とかそういった実費負担、そういった形での参加費というものは、あるいは徴収をされているかというぐあいには想像はしますが、公民館活動でやっていたもの、それに対しての参加費をさらに徴収をするということはないというふうに認識をいたしております。

○議長（足立 喜義君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 時間がありませんので、端的に聞きますが、町長が先ほど地域振興協議会は任意団体ではないということ言われた、答弁あったんですけども、しかし、これはできるときに何回もして、これは地方自治法にのってる団体ですかと言ったら、いや、そうじゃないと。じゃ、任意団体ですねと言ったら、そういうことだったのですが、いつから任意団体ではなくなったんですか、そのことを1点と、それから仮に専門員が……。

○議長（足立 喜義君） 亀尾議員、時間がなくなりました。

○議員（13番 亀尾 共三君） そういうお金があるという、取ってるということがあったら、取ってはいけませんということを、きちっと指示してください。以上です。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。条例で定めた団体でございます。任意団体というのは、加入が、加入は本当は義務づけてあります。加入は義務づけてありますけれども、強制ではないので、で、任意ということで進めているわけです。したがって、条例をもう一度よく読み直していただきたいと思っておりますけれども、町民の努力義務もありますし、それから、これは条例ではっきり位置づけをした団体でございます。したがって、区長協議会などとはまた意味の違うわけでありまして。

いつからなったかということですが、そんなこと最初からもうこれは条例上の組織でございます。

○議長（足立 喜義君） 企画政策課長、長尾健治君。

○企画政策課長（長尾 健治君） 企画政策課長でございます。球技大会の参加費というふうにおっしゃいましたですね。一般的に考えまして、皆さんどう思われますでしょうか、球技大会をする。そうすると賞品代もかかるし、消耗品も要るしというようなことで、お金は当然かかるんですよね。そこでやっぱり参加費というのは、いろんなスポーツの大会ありますけれども、参加費というのは通常、一般的に参加費というのは徴収しておることで、これを集めてはいけないというようなことは逆にとんでもないことじゃないかと思っておりますんですが、参加費を徴収するというのは、やはり自主運営を、自分たちでしていくんだという、そっちのいい方に私は解釈しておるんですけども、その辺……（発言する者あり）

○議長（足立 喜義君） 以上で、13番、亀尾共三君の質問を終わります。

一つ申し上げておきます。振興協議会の就業規則があって出せるものであれば、所管の委員会に提出をしてください。（「亀尾議員、ちょっとよろしいですか。就業規則というのは町で作成しておるかということですか」と呼ぶ者あり）

休憩します。

午後 5 時 0 5 分休憩

午後 5 時 0 6 分再開

○議長（足立 喜義君） 再開します。

これをもちまして本日の予定しておりました一般質問は終わります。

○議長（足立 喜義君） 以上をもちまして本日の日程の全部を終了しました。これをもって、本日の会を閉じたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 異議なしと認めます。よって、本日の会議はこれをもって散会といたします。

明日、10日も定刻より本会議を持ちまして、引き続き一般質問を行う予定でありますので、御参集をお願いをいたします。御苦労さんでございました。

午後 5 時 0 6 分散会
